現地調査結果詳細

1　東北大学

（１）研究活動の不正行為に対する取組方針等

東北大学は、「研究第一」の伝統と「門戸開放」の理念、「実学尊重」の精神を発展させ、研究中心大学として常に世界に向かって扉を開き、多様性を重視し先見性と専門性とに裏打ちされた「知的創造と教育の国際的拠点」の形成を進めてきた。さらに、これらを通じ、現代社会が直面している困難な諸課題に立ち向かい、その解決に向け努力して人類と地球の未来に対してその責任を果たすべく取り組んでいる。

大学及び研究者は、研究活動の果たす社会的責任の大きさに鑑み、それぞれの研究と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画する責任を負っている。研究倫理の構築は、知の創造拠点である大学の根源的課題というべきであり、平成 26 年 8 月に策定されたガイドラインへの対応のみならず、東北大学におけるこれまでの公正な研究活動推進の取組を踏まえ、真に社会的責任を果たしうる体制の整備と実質化に取り組まなければならない。とりわけ、グローバル化の下で、国境を越えた研究倫理の共通規範が形成されつつある現在、グローバルな研究大学として地歩を固め、飛躍するためには、世界的な研究倫理構築の動向も見据えつつ、公正な研究体制の構築を進めなければならない。

この基本的姿勢の下、研究不正防止は、研究中心大学としての大学の社会的な責任を果たす上で最も重要な課題の一つであると位置づけ、総長の責任のもとでその体制の整備を行っている。

具体的には、平成 26 年 8 月にガイドラインが策定される以前から、東北大学では、「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」（平成 19 年 3 月）（以下「東北大学不正行為対応ガイドライン」という。）やパンフレット「研究者の作法－科学への愛と誇りをもって－」（平成 19 年 4 月）を策定し、全学的に配布を行うとともに部局長連絡会議等を通じて各部局及び各研究室において研究者に対するＦＤ研修等により研究倫理の意識向上に努めてきている。

しかしながら、一部の研究室において、研究者として助教や大学院生レベルの段階で身につけるべき研究者の作法について適切な指導が行われていなかったことによる研究不正行為等の事案があったことから、大学の公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めた「公正な研究活動の推進に関する規程」（平成 25 年 9 月）を制定した。その後、大学の研究倫理推進の基本となる「公正な研究活動のための東北大学行動規範」（平成 25 年 11 月）、「公正な研究活動のための東北大学行動規範補足説明」（平成 25 年 11 月）、「研究成果を適切に発表するための指針」（平成 25 年 11 月）をそれぞれ策定するとともに、平成 25 年 11 月に東北大学不正行為対応ガイドラインを改正し、研究者や大学院生個々人に対する研究不正防止に関する直接的な周知のためにホームページの整備を行った。

これらの規程等の制定・改正の趣旨としては、「公正な研究活動の推進に関する規程」（平成 25 年 9 月）、「公正な研究活動のための東北大学行動規範」（平成 25 年 11 月）、同補足説明（平成 25 年 11 月）、「研究成果を適切に発表するための指針」（平成 25 年 11 月）は、東北大学において研究不正事案や学術論文の二重投稿があったことを踏まえて制定したものである。「公正な研究活動のための東北大学行動規範」の策定に当たっては、国内大学だけでなく、

国際的動向を踏まえ、特に「研究誠実性に関する欧州行動規範」（平成 23 年 6 月）も参照し、大学や個人の研究倫理推進も義務付けている。

また、同時に行った東北大学不正行為対応ガイドライン改正（平成 25 年 11 月）の大きな点は、調査手続等をそれまでの東北大学不正行為対応ガイドラインに規定される３段階方式から２段階方式に変更し、大きく「審査体制」と「調査体制」に区分し、手続の効率化と実効性を担保したことである。研究不正に係る調査は、被告発者にとっては研究者生命がかかった事案であるということを考慮し、刑事裁判における推定無罪の原則等も踏まえつつ、被告発者の権利・利益にも十分配慮した上で手続を進めるべきとの認識の下、受理すること自体が研究者に与える影響が大きいことを踏まえ、受付・受理・本調査（不正行為の有無の認定）の位置付けを再定義し、手続の手順を明確にしたこと、不正行為対応の体制として理事裁定によらず合議体で決定し進める委員会方式としたこと等が挙げられる。

その後、平成 26 年 8 月のガイドラインを受けて、平成 27 年 3 月に東北大学不正行為対応ガイドラインの改正を行ったほか、研究倫理教育の推進、データ保存・管理、共同研究の成果としての論文発表、若手研究者支援のためのメンター教員制度の設置という４つの取組の基本方針を指針として策定し、部局の意見を取り入れつつ検討を行っているところである。検討に当たっては、研究不正の防止・告発への対応だけでなく、「社会に対する責任ある研究」を推進するために、「行動規範」のような一般的規範だけでなく、学士課程学生から大学院学生に至るすべての学生はもとより、若手教員からシニア教員に至るすべての教員に対し、求められる学習や研究活動に対応して必要な研究倫理教育を体系化して実施することを検討している。また、研究データの保存・開示は、研究プロセスに深くかかわり、分野の多様性もあるだけに部局ごとの対応が可能となるよう必要なルールを全学的な検討を経て設定することとしている。さらに、専門分野の特性を視野に入れた共同研究のガイドラインの策定、部局の公正な研究活動推進を担い、若手教員への助言等を行うメンターを育成し、研究活動における指導的役割を果たせるようにしていくこととしている。

また、これらの課題を実施するためには、全学・部局、教職員・学生（学士課程／大学院）を包括する研究倫理確立のための計画と組織体制が必要であるとともに、相談・助言機能を組織的に推進するためには、部局の相談・助言機能を支え、調整する全学的な部署が必要不可欠であるとしている。海外の大学では、研究推進室がその役割を担い、ＵＲＡなどが研究倫理に関する専門的知見をもって支援していることも視野に入れ、審議機関としての委員会設置だけでなく、実務組織を整備し、支援機能を高めるための全学・部局が連携する組織体制を構築することが必要であるとしている。

（２）体制の整備

①体制全般

研究不正の防止・告発への対応だけでなく、「社会に対する責任ある研究」を推進するために、ガイドラインに対応し、体系的な研究倫理教育の推進や専門分野の特性を視野に入れた共同研究のルール及び研究データの管理・保存など必要なルールを全学的な検討を経て設定する必要があることから、東北大学では、全学・部局が連携する組織体制を構築するとともに、全学的な委員会のみならず、委員会を支援して公正な研究活動推進の取組を進める専門的常置組織が必要であると認識している。

このため、東北大学では、ガイドラインを受け、以下の体制を整備すると

ともに、今後必要となる新たな体制整備に向けた検討を行っている。

【全学的責任体制】

○公正な研究活動推進委員会

東北大学では、組織横断的な実施体制・実施主体として、「公正な研究活動推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置している（平成 26 年 10 月）。

委員会は「公正な研究活動の推進に関する規程」を根拠として設置され、公正な研究活動の推進に係る一連の審議（公正な研究活動の推進に係る計画、体制の整備、教育及び啓発、施策の検証等）を行う組織として、総長が指名する理事又は副学長 2 名、同学教授 3 名、法律・監査に関する専門的な知識を有する者（若干名）、その他から構成されている。委員構成については、分野の線引きが難しいこともあり、全ての部局メンバーを網羅した組織ではなく、選抜メンバーで構成されている。

○公正な研究活動推進委員会専門委員会

公正な研究活動に関する専門的な事項の調査審議を目的として、委員会のもとに「公正な研究活動推進委員会専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置している。専門委員会は、所掌事項に関する専門的知見を有する者のうちから、委員会の委員長が指名する委員をもって組織する。

【公正な研究活動推進室の設置】

本部に「公正な研究活動推進委員会」を支える「公正な研究活動推進室」を設置するための検討を開始している。この「公正な研究活動推進室」は、教職協同型の組織を想定しており、教員、ＵＲＡ、事務職員などによって構成し、「公正な研究活動推進委員会」がその使命を達成するために必要となる調査・研究、研究倫理教育の体系的な実施に必要な各種の教材開発と普及、ケース・スタディの集積と部局への相談・助言を行うことを目的としている。また、「公正な研究活動推進室」が主体となり、各部局における研究倫理教育の実施状況、適切な研究データの保管、相談窓口の対応状況等についてモニタリングすることとし、不備等があった場合には部局に対して是正を求めるとともに、必要に応じて相談を受け、助言することを想定している。

【全学と部局の連絡調整体制の整備】

研究倫理教育等に関するガイドラインの全学的な検討や本部と部局の意思疎通を図ることを目的として、平成 27 年度に本部及び部局の担当者による連絡調整を行う「公正な研究活動推進連絡会議」を設置している。

【部局における責任体制】

部局・部門における実施体制・実施主体については、各部局に「公正な研究活動推進担当組織」、「研究倫理推進責任者」及び「相談窓口」を設置している。

公正な研究活動推進担当組織は、副部局長クラスが研究倫理推進責任者となり、研究倫理教育責任者の役割を担いつつ、研究者倫理教育、共同研究、若手研究者支援、データ保存・管理に関するガイドライン等の策定への参加のほか、部局における研究倫理教育の推進、研究倫理に関わる相談

などの機能を持たせている。また、公正な研究活動推進担当組織が主体となり、部局における研究倫理教育、研究データ保管、相談窓口の運営等が適正に実施されているか自己点検することとし、必要に応じて本部に相談し、助言を受けることを想定している。

相談窓口は、研究者からの相談受付及び助言を行う機能並びに告発の意思を明示しない相談を受け付け、取扱いを協議する機能を有するものであり、規模の大きい部局は必要に応じて委員会を設置するなど適切な対応を行うこととしている。

東北大学における公正な研究活動推進体制図

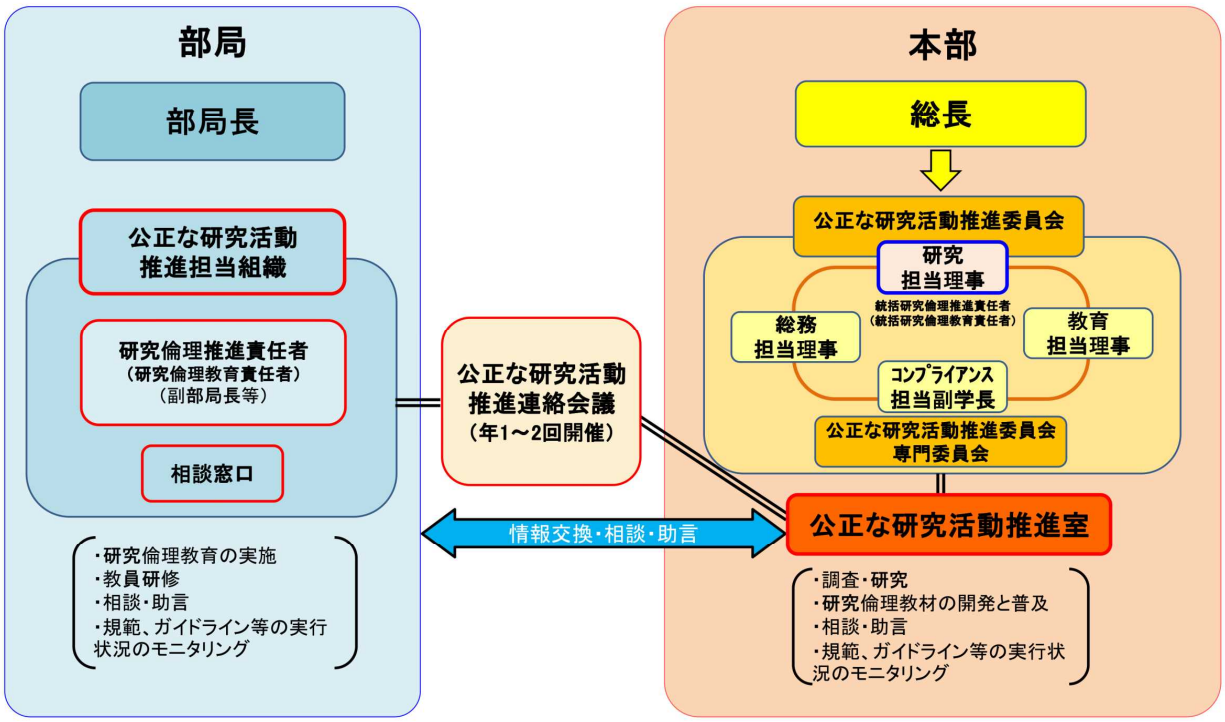

②研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育については、研究分野の特色を考慮しつつ全学としての教育水準を保つことを目的として、全学共通の教育プログラムのガイドラインを策定し、具体的な実施内容は部局にゆだねるという体制を整備中である。

本部における研究倫理教育の実施体制については、統括研究倫理推進責任者が、統括研究倫理教育責任者の役割を担いつつ、本部に設置された「公正な研究活動推進委員会」において、研究倫理の推進全体についての研究倫理推進計画の策定を検討している。

また、部局における研究倫理教育は、部局の研究倫理推進責任者が、研究倫理教育責任者の役割を担い、部局における研究倫理教育の実施及び履修管理に関して責任を有するとともに、全学の研究倫理教育のガイドラインを踏まえ、部局における具体的な実施内容の整備についての責任を有している。

なお、研究倫理教育は、学士課程学生から大学院学生に至るすべての学生はもとより、新任教員からメンター教員に至るまで、それぞれのレベルとキャリアパスに応じて、各ステージに求められる学習や研究活動に対応した研究倫理教育を体系化して実施することにより、研究倫理の定着を図ることを重視しており、平成 27 年度内に全学の研究倫理教育のガイドラインを策定

する予定である。

③研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

東北大学不正行為対応ガイドラインでは、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を対象とする不正行為としている。ただし、意図しない誤びゅうや実証困難な仮説、過誤など故意に基づかない行為、科学的見解の相違、研究分野における一般慣行によった行為、単なるデータの記載ミスや錯誤による取り違えなどはこれに該当しないとしている。また、これら以外に、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことが疑われる等、研究倫理の共通事項からの著しい逸脱行為があり、不正行為として審査委員会が大学として対応が必要であると判断したものについては、準用して対応することができるとしている。

本部に「研究活動の特定不正行為に関する告発に対応するための窓口（告発窓口）」を設置するとともに、部局に告発の意思を明示しない相談及び特定不正行為が行われようとしている、あるいは特定不正行為を行うことを求められているという相談を受け付ける「相談窓口」を設置している。

本部における相談や告発を受ける担当者は、研究推進課研究総務係長以上としており、責任者は研究担当理事である。部局における相談窓口担当者は教職員が担当しており、相談を受け付けた場合には当該部局長に報告し、当該部局長は、相談窓口及び公正な研究活動推進担当組織と協議の上、その内容を確認・精査することとし、相当の理由があると認める場合は、「告発窓口」に報告することができるとしている。

本部の告発窓口が直接相談を受け付けた場合又は部局長より相談の報告があった場合は、告発窓口は速やかに研究担当理事に報告し、研究担当理事は必要に応じて総務担当理事及びコンプライアンス担当理事と協議し、いずれかが相当と認めた場合は、審査委員会を設置して相談又は報告された事案に係る調査開始の適否（受理・不受理）を審査する。なお、本部の告発窓口が直接告発書を受け付けた場合には、研究担当理事が審査委員会を設置して、報告された事案に係る調査開始の適否（受理・不受理）を審査する。

このほか、審査委員会において、専門的見地からの判断が必要となった場合、必要に応じて部局に対して専門的見地に基づく事実の確認や意見の提供等を求めることができるとしており、相談時から本部と部局、部局間での情報共有が図られている。

本部の告発窓口については、ホームページに掲載し、学内外に対し周知を行っており、部局の相談窓口については、所属する研究者等のための相談窓口であることから、ホームページには掲載せず、各部局において周知を行っている。

各部局長に対し、不正行為に関する告発及び調査手続等を定めた東北大学不正行為対応ガイドラインの内容について、所属の研究者等にオリエンテーション等の機会を活用し周知徹底するよう研究担当理事名の文書にて依頼しており、特に新任教員及び入学者等への手厚い対応を求めている。また、東北大学不正行為対応ガイドラインはホームページにも掲載しており、相談や告発に対する調査手続や方法等に関して学内外に周知を行っている。

秘密保持や相談、告発、調査の信頼性確保のため、以下の取組を行っている。

・東北大学不正行為対応ガイドラインにおいて、研究担当理事、総務担当理

事、コンプライアンス担当理事、該当部局の長並びに審査委員会委員、調査委員会委員、窓口の担当職員、審査関係者及び調査関係者は、業務において知り得た情報について、その職務が終了した後も含めて守秘義務を負うことを規定している。

・関係書類については、研究推進課内のキャビネットに施錠保管し、関係者以外が見ることができないようにしている。
・直に告発を受け付ける場合や相談を含めた電話対応については、関係者以外に内容が漏れることがないように別室にて対応することとしている。
・本部における相談や告発に関する情報を共有する範囲は研究総務係長以上とし、メールによる告発や相談についても研究総務係長以上のみが閲覧できる設定としている。
・東北大学不正行為対応ガイドラインにおいて、研究不正行為への対応を研究者等に示し、守秘義務の徹底や審査・調査時における必要に応じた外部有識者の選考など、審査等における透明性を確保している。

なお、不正行為の疑義に対する調査では、関係者へのヒアリング、生データ、実験ノート等の精査を行い、専門的な見地からの総合的な検証によって、論文などで発表された実験結果等そのものの科学的信ぴょう性が証明されるか否かを検証した上で、不正行為と認定するか、あるいは不注意によるミス等とするかについて判断している。

（３）研究倫理意識の醸成

①これまでの取組

研究倫理に係る規範や規程等は、日本の伝統的な考え方に収まるのではなく、今後の研究活動のさらなるグローバル化を踏まえ、国際的な視点を取り入れながら策定を進めており、平成 18～19 年頃から研究倫理に関する一連の取組を行っている。当時の研究担当理事がアメリカでの公正な研究活動についての情報を保有していたこともあり、研究倫理教育の重要性については当時から強く認識されている。

平成 19 年 4 月には、公正な研究の大切さ等を明記したリーフレット「研究者の作法」を発行し、全学に配布するとともに、公正な研究の重要性を訴えるポスター「科学への愛と誇りをもって」を作成し、全学に配布するなど、全学を対象とした研究情報の提供、研究倫理に係る啓発活動は早くから開始している。

そのほか、医学倫理教育や工学倫理教育等の部局や部門単位で行っている研究倫理教育は、平成 19 年以前から取り組んでおり、全学におけるこれまでの公正な研究活動の推進と同様、各部局における必要性を踏まえて実施されている。

その上で、東北大学における現在の研究倫理教育の実施状況は、次のとおりである。

・平成 24 年度に新任教員研修を再構築し、その柱の１つに研究倫理を位置付けている。この新任教員研修には、全新任教員が参加するようにしており、毎年 400 名程度参加している。平成 27 年には「公正な研究活動」「研究費の不正使用」「その他（法令順守等）」の 3 つで構成される「研究における倫理と不正行為の防止：東北大学の方針」と題して、研究担当理事による講義が行われた。
・平成 23 年から年に数回、教員を対象としたセミナーを継続的に開催している。東北大学高度教養教育・学生支援機構が主催しており、同機構は文

部科学省の「教育関係共同利用拠点プログラム」の認定を受け、大学教員の能力開発（FD）全般を担当している。同プログラムの「大学教員論」では平成 23 年、「大学教員の責務」と題したセミナーを開催し、研究不正と学問的誠実性、学生指導に果たす大学教員の役割等に関する講義が行われた。また、平成 26 年には、「研究倫理シリーズ」と題したセミナーを開催し、大学院における研究指導を行うメンター（指導教員）に焦点を当て、オーストラリアの事例紹介を通じた情報提供やディスカッションが行われるなど、6 年間に 10 回開催している。

・平成 26 年 11 月に全 32 部局に対し「公正な研究活動の推進に関する調査」（公正な研究活動推進委員会専門委員会）を行ったところ、CITI-Japan の e-ラーニング受講推奨 9 部局、学部生への教育 4 部局、大学院生への教育 12 部局、教職員に対する教育 20 部局という実施状況であった。全学的には、教育関係共同利用拠点（現・東北大学高度教養教育・学生支援機構）の PD プログラムとして、CITI-Japan の e-ラーニング募集（平成 25 年～）、『POD ブックレット Vol.1　すてきな大学教員をめざすあなたに』(平成 23 年 6 月)、「学問的誠実性と研究倫理」を 7,000 部印刷し、全教員、博士課程学生に配布、9 回のセミナー（平成 21～27 年）開催、東北大学のオンライン教育システム（PDP オンライン）による動画配信（学問的誠実性と研究倫理など 3 コマ）などの取組がある。また、毎年度開催している新任教員研修（約 60%出席、300 人：平成 27 年度）では平成 22 年から必ず研究倫理を講演(40 分)することや、係長級研修などで研究倫理を講義に取り入れている。

・科研費等研究資金獲得への研究倫理教育の義務付けに対応し、平成 26 年度においては、更に上述の規模を拡大し、グリーンブックを使用した学習、CITI-Japan の e-ラーニングを推奨している。また、調査時においては 14 部局で研修会を開催し、496 名が研究倫理教育を受講していた。

・平成 27 年には、委員会と高度教養教育・学生支援機構の共同主催で、部局の研究倫理推進責任者を養成するための研究倫理ワークショップが開催され、学内から 55 人、他機関から 8 人が参加し、講演及びグループディスカッションにより、責任ある研究を進めるための諸課題について議論が行われた。

・人文社会系の学部教職員を対象として、平成 27 年に研究不正防止に関する講演が行われた。講演内容はビデオ収録し、東北大学のオンライン教育システムを通じて学内公開している。

②ガイドラインを踏まえた取組

平成 26 年 8 月のガイドライン策定を受け、委員会のもとに設置された専門委員会に「研究倫理教育ガイドラインワーキンググループ」を設け、平成 27 年度内に、学士課程学生から大学院学生に至るすべての学生はもとより、新任教員からメンター教員、研究活動に関わる事務職員、ＵＲＡに至るまで、以下の事項を踏まえ、各ステージに求められる学習や研究活動に対応して必要な研究倫理教育を体系化して実施するための全学の研究倫理教育のガイドラインを策定する予定である。さらに、その全学の研究倫理教育のガイドラインを踏まえ、部局の「公正な研究活動推進担当組織」において具体的な実施内容の整備を行っていくこととしている。

・教育の体系性：学士課程、大学院教育を通じて学習・研究倫理が定着するよう体系的に行うこと。

・キャリア・ステージの体系性：新任教員・研究指導教員・部局の指導的教

員及び研究活動に参加する職員など、役割とステージに対応して研修の機会を設けること。
・共通性と分野の特性への配慮：大学全体と部局との連携・協力により、学問全体を通じた共通性と研究分野の特性に対応した研究倫理教育を提供すること。
・多様な教材と効果的効率的な学習：各ステージでの修得課題を明確にするとともに、正課教育（単位）、非正課でのセミナー・ワークショップ、e-ラーニング、教科書、パンフレットなど多様な教材と学習形態を提供し、効果的効率的な学習を保障すること。
・持続的な内容の改善：研究倫理に関する国際動向、最新の研究成果、具体的事例を大学として組織的に収集し、研究倫理教育に反映させること。
・実践力の形成：研究倫理学習に当たっては、その理解度を確認するとともに、ワークショップなど応答的学習の機会を設け、具体的な問題を判断し、解決できるようにすること。
・学習履歴の証明：学習者の学習履歴を記録し、大学間の移動や系統的な学習が継続するように確認し、証明できるようにすること。

具体的な実施内容については、学士課程学生から教員までを6段階のレベルに分け（レベル 1：学士課程前期学生、レベル 2：学士課程後期・大学院前期課程学生、レベル 3：大学院後期課程学生、レベル 4：ポストドクトラル・新任教員、レベル5：研究指導担当教員、レベル6：メンター教員）、それぞれのレベルでの役割、学習内容、学習教材・形態等についての基準を策定する予定である。また、本部に今後設置される「公正な研究活動推進室」が開発主体となり、研究倫理に関するケース・スタディを蓄積し、学内に提供する教材を開発していくとしている。なお、「公正な研究活動推進室」における教材開発に先駆け、東北大学高度教養教育・学生支援機構において、高度教養教育科目の開発事業を目的とした高度教養教育開発推進事業（高度教養教育）の学内公募を平成 27 年度に実施した。その結果、大学院教育・学士課程教育における研究倫理教育プログラム開発に係る2事業が採択され、平成 28 年度中に共通項目と文系・理工系の各論に係るプログラムを開発し、平成 29 年度から本格的な授業が行えるよう事業を開始している。また、平成 28 年度から独立行政法人日本学術振興会による研究倫理教育に係る e-ラーニングシステムが稼働する予定であるため、活用を予定している。

日本語を母国語としない研究者等への教育については、大学において策定した研究倫理教育に関する冊子体等の成果物（英語版）や独立行政法人日本学術振興会が発行しているグリーンブック（英語版）を使用した部局ごとの個人学修や講義形式等の研究倫理教育を行っている。しかしながら、研究倫理教育の受講対象者が必ずしも英語圏の研究者や留学生等ではない場合もあることから、大学の個人学修である e-ラーニングシステムに掲載予定の研究倫理教育教材については、英語はもとより、英語以外のテロップを表示して提供することを検討している。なお、平成 28 年度から独立行政法人日本学術振興会による研究倫理教育に係る e-ラーニングシステムが稼働する予定であるが、平成 29 年度には更に英語版 e-ラーニングシステムが稼働する予定であるため、活用を予定している。
一時的に滞在して共同研究等を行う研究者等については、「東北大学における公正な研究活動の推進に関する規程」において、研究者とは、東北大学において研究活動を行うすべての者である旨を規定していることから、これ

らの者についても、部局における研修など必要に応じた研究倫理教育を行っている。これらの者については、他機関での受講確認を行う仕組み作りやそれに伴う東北大学での受講免除の判断基準を定めた上で、各々の研究倫理教育の受講履歴を確認し必要があれば教育を実施する、という対応が必要であるとしている。また、研究倫理教育以外でも、複数研究者による共同研究の実施において、共同研究を代表する者は、その成果の発表における責任著者を明確にし、各共同研究者が個々の役割・責任を認識した研究活動を行うよう、平成 27 年度内に全学の共同研究ガイドラインを策定する予定としている。

研究倫理教育の履修管理は、各部局における「公正な研究活動推進担当組織」の責任のもと、CITI-Japan の e-ラーニングについては教員等を成績管理者として各部局の受講者の履修管理を行うとともに、冊子体等の成果物を使用した説明会や研修の受講者についてもそれぞれ各部局で履修管理を行っている。今後も各部局の「公正な研究活動推進担当組織」において、引き続き、履修管理を行うとともに、本部に設置予定の「公正な研究活動推進室」において、部局における未履修者の定期的な把握や全学としての研究倫理教育講習会等の実施について検討する予定としている。

研究倫理教育の理解度の把握について、日本学術会議回答に示される「研究倫理教育に関する参照基準」を満たす研究倫理教育を実施するとともに、CITI-Japan においては e-ラーニング内の理解度チェックにより測定・把握をしている。今後は、学士課程学生から大学院学生に至るすべての学生はもとより、新任教員からメンター教員に至るまで、各ステージに求められる学習や研究活動に対応して必要な研究倫理教育を体系化して実施するための全学の研究倫理教育のガイドラインを策定する予定であることから、各部局における実施内容の検討に際し、各ステージによって求められる理解度の測定や活用についても明確化する予定としている。なお、研究倫理教育の充実・改善については、本部に設置予定の「公正な研究活動推進室」と部局に設置された「公正な研究活動推進担当組織」との連携により、研究倫理教材の開発や普及、各事例の蓄積を行っていく予定としている。

③今後に向けて

上述のとおり、東北大学では、研究倫理教育の着実な実施のため、平成 27 年度内に全学の研究倫理教育のガイドラインを策定し、そのガイドラインを踏まえ、各部局において具体的な実施内容を整備することとしている。

今後は、研究倫理意識の醸成と定着に向け、大学における「研究倫理教育実施計画」を策定し、研究倫理教育の着実な実施を図る。各部局の分野特性に対応した研究倫理教育の機会を提供するため、本部及び部局の協力のもと、分野横断的となる共通事項や分野特性に応じた専門事項について開発を進めるとともに、例えば生命倫理関係であれば医、理、農、医工学、生命科学等の部局で実施する等、組織として部局横断的なセミナー等を開発し、定期的に開催することによって、他の研究機関等で発生した研究不正行為も含めて倫理問題に関するケース・スタディを蓄積していくとしている。

また、各部局においては、研究倫理に関する必要な知識と経験を有し、他の研究者に対して助言等を行うメンター教員を部局の規模に応じた人数を置く予定であり、メンター教員が次のメンター教員を育てていくことによって、部局における研究倫理意識の醸成と定着につなげていくこととしている。

さらに、平成 27 年度内に複数の研究者による共同研究に際しての全学の実施指針を定めるとともに、若手研究者が公正で自立した研究活動を遂行できるような支援助言体制を構築するための全学の実施指針を定めることとしている。

なお、東北大学では、平成 28 年度から適用される第 3 期中期目標・中期計画では、研究倫理に関する「行動計画」、「アクションプラン」という明確な文言を入れる方針で検討を進めている。

（４）一定期間の研究データの保存・開示

東北大学では、保存を義務付けている研究データの範囲、研究資料・試料別に保存期間や保存方法に関する明確なルールを定めていないため、関連する学協会等が定めるルールに準拠している。このため、ガイドラインを受け、委員会のもとに設置された専門委員会に「データ保管ガイドラインワーキンググループ」を設置し、全学的な「研究データ等の保存及び管理に関する指針」の策定を進めている。

「研究データ等の保存及び管理に関する指針」は、日本学術会議回答を参照し、「研究データの記録、保存及び管理義務」「保存義務の対象、保存期間、保存方法」「研究者の転出とデータの保存・管理」「個人情報保護等他の法的規制との関係」について、大学としての基本原則を定めるものである。各部局等においては、本指針に基づき具体的なガイドライン・内規・実施要項等を定め、所属する研究者が順守するよう取り組むこととしている。

部局等で定める事項は、①実験ノートなどの原資料の保管の方法、②実験ノートなどの原資料の帰属先（研究室、研究グループ単位、部局などを記載し、データ保管に関する機関責任を明記すること）、③生データや試料の保管方法、④実験ノート、生データ、試料の保管期間、⑤個人情報保護と実験データ保管に関する考え方、⑥退職、移動時におけるデータ管理方法、⑦実験データの加工などに関する適正な取扱い基準、⑧サンプルの保存と提供リクエスト時の対応、を含むものとする。また、その内容を定める中で保存が困難又は不可能な試料の洗い出しや対応についての検討を進めていき、部局等における具体的なガイドライン・内規・実施要項等が定まった段階で施行する予定としている。

研究データの帰属先や保存の対象としない研究データの範囲についても、各部局は、全学のガイドラインを踏まえ、部局の特性に応じた内規等を定める中で検討を進めていくこととしている。

研究データの保存及び必要に応じた開示については、「公正な研究活動のための東北大学行動規範」において、それぞれの分野で適切な研究手続に沿った研究を行うとともにデータの管理と利用とを適切に行うよう規定しており、通知及び本学ホームページへの掲載により研究者等に周知している。各部局は、全学のガイドラインを踏まえ、部局の特性に応じた内規等を定めることとしているため、具体の内規等を定めた段階で所属する研究者等に周知することとしている。

転出や退職する研究者が保有する研究データの保存に関するルールについても、各部局は、全学のガイドラインを踏まえ、部局の特性に応じた内規等を定める中で検討を進めていくこととしている。

（５）個別の研究室等における取組

個別の研究室における取組状況を確認するため、金属材料研究所の研究室を訪問した。

同研究室では、有機分子の集積によって構成される分子性有機導体を主たる

研究対象とした物性実験研究をしており、電子状態の測定対象となる試料、測定データ（数値、画像などの電子データ）が主な研究データとなる。

試料については、湿度や温度の管理が必要となるため、実験後、共有の恒温室にて保存を行っている。数値や画像などの電子データについては、実験を行った個々の研究者（又は学生）が個々人のＰＣにて保存するとともに外付けＨＤＤなどにバックアップ保存し、卒業時にはＣＤに記録して共有のキャビネットに保存している。また、実験に関して個々人の研究者（又は学生）が実験ノートをつけ、個々人で保存しており、卒業時に共有のキャビネットに保存している（なお、現在まで研究者の転出はないが、学生の卒業時と同様の対応をすることとされている）。

個々人のＰＣはセキュリティ対応のため、相互のアクセスが不可能であり、卒業時における共有のキャビネットへの保存を除くと、電子データや実験ノートについては、基本的に個々人が保存・管理している。なお、一部のデータを研究室内で情報共有する目的で、研究室内にアクセスが限定された共有サーバーにデータを保存することはある。

実験等の際に発生した試料、電子データ、実験ノートはいずれも基本的にすべて保管されている。実際、測定データや実験ノートなどは古いデータから継続的に保存されていた。ただし、卒業時の不要なデータの整理や、恒温室のスペースの不足、長期保存に適さない試料などやむを得ない場合は、研究室主催者の判断によりそれらの研究データを廃棄している。

なお、論文作成時においても各自が研究データを保管しており、投稿時に論文の根拠となるバックデータを別に共有サーバーに保存するなどの対応は行っていない。

また、研究倫理に関し、金属材料研究所独自の教育用資料に基づき、年度当初の研究室内ミーティングで研究倫理教育を行っている。当該ミーティングにおける教育は、金属材料研究所の研究室、センターごとに、その主宰者（部門担当教授など）が、研究室の構成員（スタッフ、ＰＤ、学生（大学院生）、事務補佐員）に対して行っている。

さらに、同研究室では、週に１回研究室員全員が出席するミーティングが行われており、当番を決めて研究の進捗を共有するなどコミュニケーションが図られている。また、同研究室の教授室の出入口を在室時は開放しておくことや、研究室内にはミーティングスペースが設置してあるなど、風通しの良い研究室となるような工夫がなされている。

（６）その他

委員会のもとに設置された専門委員会に「共同研究ガイドラインワーキンググループ」を設置し、全学的な「公正な研究推進のための共同研究実施指針」及び「公正な研究推進のための若手研究者支援実施指針」の策定を進めている。

「公正な研究推進のための共同研究実施指針」は、「責任著者、共同研究者個々の役割・責任」「各共著者の役割・貢献」「研究成果発表に際しての手続き」「利益相反」等について、大学としての原則を定めるものである。同指針では、個々の発表成果に対して、その責任著者による「研究成果発表確認シート」の作成によって、共同研究者、共著者の役割及び責任並びに公正な研究成果であることを確認し、これを管理保管することにより組織責任を担保することを検討している。

また、「公正な研究推進のための若手研究者支援実施指針」は、ガイドラインを受け、若手研究者（助教、博士研究員、博士課程大学院生など）に対し、各部局・研究分野の特性に合わせた組織・担当者（メンター教員、支援担当教

職員など）による研究相談・支援体制を設け、研究相談・支援を行うための実施基準である。他大学での研究不正事案を見ても、相談に対し適切な助言と対応ができる教員が必要であることに鑑み、各部局に研究倫理に造詣が深く、助言機能を果たす教員（メンター教員）を配置する体制を構築中である。

２　筑波大学

（１）研究活動の不正行為に対する取組方針等

筑波大学では、「われわれは、社会からの付託を受けて、『深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供する』という大学の使命を果たす重い責任を負っている。したがって、研究の遂行にあたっては、研究者倫理に背くことのないよう、筑波大学の研究の質の維持、向上に努める」（平成 21 年 2 月「知の品格＜研究者倫理＞」）という理念の下、平成 26 年 8 月のガイドライン策定を踏まえ、不正行為に対して厳しい姿勢で臨むこと、及び責任を持って不正行為の防止に関わるなど対応の強化を図り、不正行為が起こりにくい環境をつくることを基本的な方針としている。

一方で、これらのことが必要以上に研究者の負担となり、学問の自由を侵すものとなってはならないことや、研究者を委縮させることにならないよう配慮することが重要であるという認識を併せ持つこととしている。

具体的には、これまで、平成 18 年 8 月に策定された旧ガイドラインや日本学術会議による声明「科学者の行動規範について」（平成 18 年 10 月 3 日）を踏まえ、研究者倫理の向上に向けた自主的な取組として、平成 19 年 1 月に、筑波大学の全ての研究者が遵守すべき規範「筑波大学における研究の公正な推進のための行動規範」を策定し、研究者倫理向上のための啓発活動を行うとともに、「国立大学法人筑波大学研究公正規則（平成 19 年 1 月 18 日法人規則第 1 号）」を制定して、不正行為の申立窓口や調査体制の整備、調査等の手順を確立してきている。また、講演「研究倫理と研究不正防止について」の開催（平成 20 年 6 月）、パンフレット「知の品格＜研究者倫理＞」の作成（平成 21 年 2 月）、ホームページ「研究活動の公正な推進」の開設（平成 21 年 3 月）、大学院学生に対する共通科目「研究倫理」の開設（平成 19 年度の試行的導入を経て平成 20 年度から正式導入）など、全教員及び全大学院生に対し研究者倫理の向上や不正行為防止対策に努めてきている。

さらに、ガイドライン策定以降は、当該ガイドラインを踏まえ、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えるため、研究担当副学長を主査とする「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインへの対応に関するタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を平成 26 年 9 月に設置し、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、研究倫理教育の参照基準、研究資料等の保存に関するガイドライン等について検討を重ね、平成 27 年 5 月に「国立大学法人筑波大学研究公正規則」（平成 19 年 1 月 18 日法人規則第 1 号）を一部改正し、ガイドラインを踏まえた研究活動上の不正行為の防止及び対応に関し「国立大学法人筑波大学研究公正規則」（一部改正平成 27 年法人規則第 29 号）（以下「研究公正規則」という。）を整備している。

今後は、研究倫理教育の範囲（最低限履修すべき事項）、研究倫理教育の一環としての研修会の出欠管理、研究データの保存対象の範囲など規則の運用についてタスクフォースにおいて検討していくこととしている。

（２）体制の整備

①体制全般

筑波大学では、平成 19 年 1 月に研究公正規則を制定し、研究公正管理者（研究担当副学長）を置き、研究者倫理の向上及び研究不正行為の防止に関する業務を管理するとともに、研究公正委員会を設置し、研究の公正な推進

のための教育研修の企画や研究不正行為に関する申立ての処理等を行ってきたが、平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを踏まえ、平成 27 年 5 月に研究公正規則の一部改正を行い、次のとおり体制を整備している。

【総括責任者】

研究担当副学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずる。

【部局責任者】

部局の長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講ずる。

【研究倫理教育責任者】

部局の長は、当該部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として、「研究倫理教育責任者」を置く。研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究分野や専門分野の特性を踏まえた研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

【研究公正委員会】

研究者等による不正行為を防止するため、研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項、研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項、研究者等の不正行為の調査に関する事項、並びにその他研究倫理に関する事項について審議を行う「研究公正委員会」を置く。同委員会委員は、研究担当副学長、教育担当副学長、教育研究評議会から推薦された者（2 人）、科学研究について専門知識を有する者（1 人）、科学研究における行動規範について専門知識を有する者（1 人）及び法律の知識を有する外部有識者（1 人）で組織し、研究担当副学長を委員長とする。

【部局や教育組織における体制整備】

研究倫理教育責任者の設置等、部局における公正な研究活動の推進のための体制については、部局や研究分野の特性に応じてそれぞれ事情が異なることが想定されたため、研究公正規則に定める「公正な研究活動の推進のための体制」を図で示し基本形とした上で、この図を踏まえて各部局において実効性のある体制を構築するよう本部より検討を依頼している。

また、大学院生及び学群生への研究倫理教育の実施のため、研究組織のみならず教育組織においても実効性のある体制を構築するよう、総括責任者（研究担当副学長）から教育担当副学長を通じて依頼するとともに、総括責任者自ら教育企画会議、大学院教育会議及び学群教育会議に出席し、検討を依頼している。

筑波大学における公正な研究活動の推進のための体制図

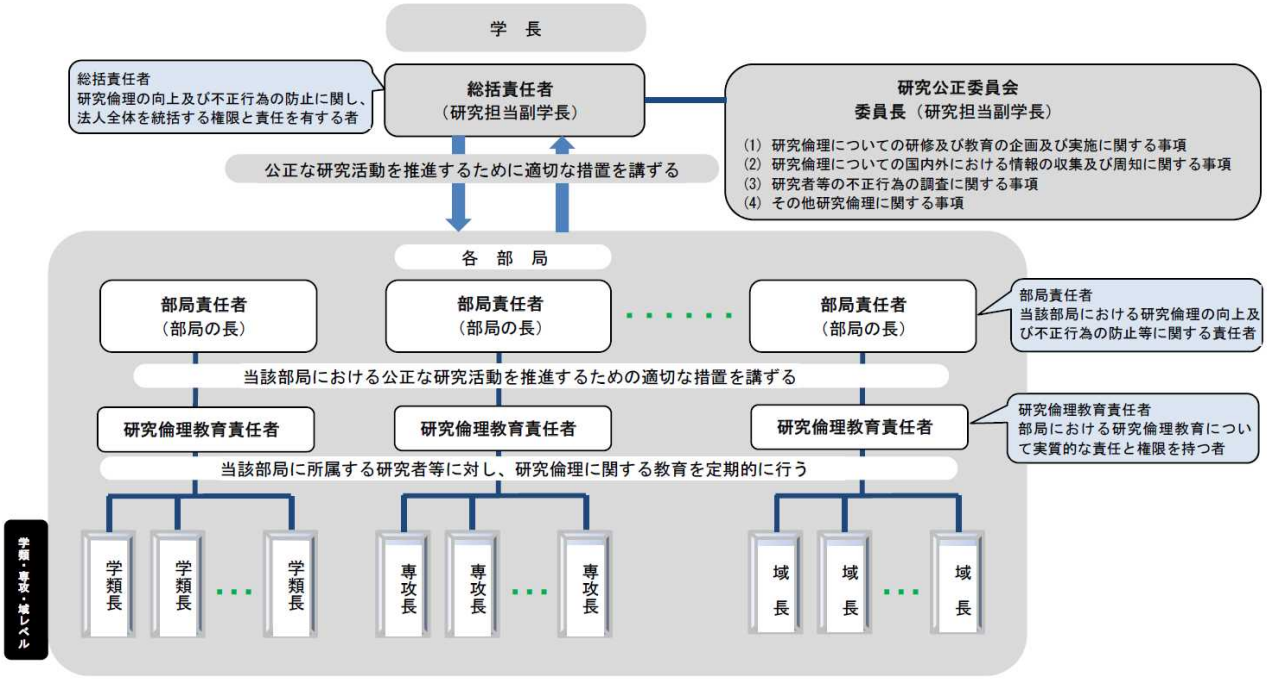

※　役割の実効性を確保する観点から、部局の長が指名する者が研究倫理教育責任者として、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任を統括する役割を担った上で、各学類、各専攻又は各域レベルの一定の規模で研究倫理教育を行わせることが考えられる。

②研究倫理教育の実施体制

研究担当副学長を研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者とするとともに、研究公正委員会を設置し、研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項に関する審議を行うこととしている。

また、各部局においては、部局の長を当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者とするとともに、部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置いている。研究倫理教育責任者には、系長、研究科長、学群長、センター長、副病院長、部局の研究倫理委員会委員長など、部局によって適当な者が任命されている。

③研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

研究公正規則において、以下に掲げる行為を研究活動上の不正行為としている。

ｉ）故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用

ⅱ）ｉ）以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

研究公正規則において、告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、研究推進部研究企画課に受付窓口を置くこと、受付窓口に研究不正行為に関する告発の適切な管理のため、告発受付担当者を置くことを定めている。

告発受付担当者は告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び研究公正

委員会委員長に報告し、告発者に受け付けた旨を通知することとしている。研究公正委員会委員長は、その受理又は不受理を決定し、その結果を告発者に通知することとしている。

大学ホームページにおいて、受付窓口を研究推進部研究企画課に設置していること、電話、メール、文書送付、ファクシミリ、面会の連絡先及び方法を明記するとともに、研究公正規則を掲載し、大学内外の関係者に周知している。また、所属する研究者に対しては、各種会議等においても周知している。

告発については、後述のとおり、研究資料等の保存期間を原則として 10 年としたことに伴い、研究公正規則において、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して10年以内に行わなければならないと定めている。なお、告発に係る事実の発生の日から起算して 10 年を超えた事案について、告発があった場合、当該事案に関する調査は行うものの、関係する研究者等の処分は行わないこととしている。

相談や告発に係る秘密保持の徹底については、研究公正規則に定めており、告発受付担当者のみが相談・告発を受け付けるとともに、面談の場合は個室で対応することとしている。また、関係資料を保管庫で施錠保管するとともに、告発者名は、告発受付担当者及び研究公正委員会委員長のみしか共有しないこととしている。

研究公正規則では、告発があった場合又は研究公正委員会委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、3 人の委員による予備調査委員会を設置し、告発が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について調査を行うこととしている。また、研究公正委員会が本調査を実施することを決定したときは、調査委員会を設置し、調査委員会の委員の過半数は、法人に属さない外部有識者でなければならないこと、また、利益相反を排除するため、研究公正委員会委員長、研究公正委員会及び調査委員会の委員並びに告発受付担当者は、自らが関係する告発の処理に関与してはならないことを規定し、調査の公平性を担保している。

なお、研究公正規則において、調査期間等の目安を次のとおり規定している。

・本調査を行うか否か決定するまでの期間：告発受付日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内
・本調査を開始するまでの期間：本調査実施の決定日から 30 日以内
・調査委員会委員の人選に係る異議申立ての期間：通知を受けた日から起算して 7 日以内
・本調査委員会による調査内容をまとめるまでの期間：調査開始日から起算して 150 日以内
・不服申立ての期間：認定の通知を受けた日から起算して 14 日以内
・不服申立てを受けた再調査の期間：50 日以内

（３）研究倫理意識の醸成

筑波大学では、研究倫理向上のための啓発活動として、平成 19 年 1 月に「筑波大学における研究の公正な推進のための行動規範」を策定、平成 20 年 6 月に講演「研究倫理と研究不正防止について」を開催、平成 21 年 2 月にパンフレット「知の品格＜研究者倫理＞」を作成・配布、平成 21 年 3 月にホームページ「研究活動の公正な推進」を開設、平成 20 年度（平成 19 年度に試行的導

入）から大学院学生に対し共通科目「研究倫理」を開設、平成 25 年度から説明会「研究不正行為の防止について」を毎年開催するなど、全教員及び全大学院学生に対し、継続的に研究者倫理の向上や不正行為防止対策に努めてきている。

平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを踏まえ、

・研究倫理教育の対象者が漏れることなく、研究倫理教育を受けられること
・専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育については、部局ごとに内容を検討し実施すること
・e-ラーニング(CITI-Japan 等)については、定期的に受講することを義務づけること

に重点を置き、研究倫理教育を実施していくこととし、以下の取組を行っている。

・平成 26 年 10 月に CITI-Japan の e-ラーニングを導入し、所属する研究者全員に ID を配付し、受講を促している。履修内容として、国立研究開発法人科学技術振興機構が所管する研究資金を受ける者に義務付けている 7 単元（「責任ある研究行為：基盤編」の「責任ある研究行為について」「研究における不正行為」「データの扱い」「共同研究のルール」「オーサーシップ」「盗用」「公的研究資金の取り扱い」）を必須単元としている。
・平成 27 年 3 月に「筑波大学研究倫理シンポジウム　科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」を開催（外部有識者による講演の他、「本学における研究倫理教育」や「事例紹介及び今後の体制」と題する学内関係者による講演を実施）。
・平成 27 年 3 月にグリーンブックを学内教育研究組織（系、研究科、専攻、学群、学類の各部局）へ配付。
・平成 27 年 4 月に実施された「平成 27 年度新任教員研修会（筑波大学ＦＤ研修会）」において、研究公正委員会委員長である研究担当副学長から、「本学における研究公正事案」「ガイドライン」「研究倫理教育に関する参照基準」「本学の対応状況」について説明。
・平成 20 年度から大学院学生に対し開設している共通科目「研究倫理」において、グループごとのディスカッション、発表、座学、レポート課題等を通じ、2 日間、計 15 時間の集中講義により研究倫理のかん養に資するための教育を実施。
・日本学術会議回答で示された「研究倫理教育の参照基準」を踏まえ、タスクフォースにおいて、「筑波大学研究倫理教育に関するガイドライン」の制定に向けて検討を進めている。

なお、学生に対する研究倫理教育の実態把握のため、平成 26 年 12 月に「学生に対する研究倫理教育の実施に関するアンケート」を実施し、学群で 60%、大学院で 85%が何らかの形で研究倫理教育を受講している。

研究倫理教育の対象者、学修方法、実施時期、評価方法については下表のとおり。

対象	学修方法	主体	実施時期	評価方法
研究者	新任教員研修会（ＦＤ研修会） （「研究コンプライアンス」について啓発）	本部	採用時	出欠管理

	e-ラーニング(CITI-Japan 等)の活用	本部	定期的（５年ごと）	修了証
	ＦＤ研修会	本部	定期的（毎年）	出欠管理
	研究分野の特性を踏まえた研究倫理研修	部局	定期的（毎年）	出欠管理
大学院生（前期）	新入生全学ガイダンス（「研究倫理と著作権」について啓発）	本部	入学時	出欠管理
	専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育（討論やケーススタディを用いた講義等）	部局	研究指導	単位認定
	大学院共通科目「研究倫理」などの活用	部局	１年次	単位認定
大学院生（後期）	研究指導、e-ラーニング(CITI-Japan 等)の活用	部局	専門課程進級時	修了証
	誓約書の提出	部局	博士論文提出時	誓約書
学群生	新入生全学ガイダンス（著作権の保護やコピペ問題等について啓発）	本部	入学時	出欠管理
	研究の実施に必要とされる研究倫理の啓発（論文執筆上の研究倫理やｲﾝﾌｫｰﾑﾄﾞ・ｺﾝｾﾝﾄ、安全事項など）	部局	論文指導	単位認定
	専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育（討論やケーススタディを用いた講義等）	部局	論文指導	単位認定
職員	新規採用職員研修（職員基礎研修）（職務規程や関連規則、法規等を含む）	本部	採用時	出欠管理
	ＦＤ研修会	本部	定期的（毎年）	出欠管理

日本語を母国語としない研究者に対する研究倫理教育については、例えば、CITI-Japan の e-ラーニングやグリーンブックについては、英語版を受講することができるようにしている。また、日本語を母国語としない留学生に対する研究倫理教育については、国際的な学位プログラム（Global 30 Programs）の中で、英語による教育を行っている。

法人に雇用されて研究活動に従事する者のみならず、法人の施設や設備を利用して研究に携わる者に対しても、研究者倫理教育の受講を義務付けている（ただし、CITI-Japan の e-ラーニングを他機関で受講している場合には、その修了証の確認をもって研究倫理教育を免除している）。

（４）一定期間の研究データの保存・開示

平成 27 年 5 月に研究公正規則の一部を改正し、研究データの保存・開示に

ついて、「研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を別に定めるところにより原則として 10 年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。」旨規定している。この規程は、筑波大学教職員専用ホームページ、各種会議、連絡等により所属する研究者等に対して周知している。

また、研究データの保存・開示の詳細について定めるため、「筑波大学研究資料等の保存に関するガイドライン」の策定に向けて検討しているところであり、以下の事項をそのガイドラインに規定する予定としている。

・実験ノートを作成し、適切に保管しなければならないこと
・実験ノートは、知的財産保護の観点からも実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成すること
・研究成果発表のもととなった研究資料を適正な形で保存しなければならないこと
・資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とすること
・試料など「もの」については、当該論文等の発表後５年間保存することを原則とすること
・研究室主宰者は自らのグループの研究者等の転出や退職に際して、当該研究者等の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、(a)バックアップをとって保管する、又は、(b)所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずる。研究室主宰者の転出や移動に際して、部局責任者はこれに準じた措置を講ずること
・総括責任者は、資料の保存が適切に行えるよう、インフラを整備し、その保存状況を把握するものとすること
・個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従うこと

さらに、万一不正行為の疑義が生じた場合、当該論文等の役割分担及び責任を大学が把握できるようにするため、「論文受理報告書登録システム」を構築し、同システムへの登録を責任著者に義務付けることを検討している。なお、同システムには、論文タイトル、責任著者及び著者、雑誌名、掲載受理日、著者ごとの貢献内容、論文中の研究データの作成者、研究資料等の保存場所等を登録することを検討している。

あわせて、論文等に使用したオリジナル・データ（元データ）を保存できるよう、大学の責任としてデータ・バックアップ用サーバーを用意することを検討している。

（５）個別の研究室等における取組

個別の研究室における取組状況を確認するため、生命領域学際研究センターの研究室を訪問した。

訪問した研究室では、遺伝学や分子生物学の分野の研究が行われており、モデル生物（マウス）を試料とし、そのＤＮＡや臓器の組織片、培養細胞、血圧モニター等が研究試料として発生する。

ＤＮＡ、臓器の組織片、培養細胞などの生物資料については、専用の冷蔵庫において研究内容や研究者別にナンバリングがなされ、研究プロジェクトごとに保存するとともに、臓器の組織片や培養細胞の写真や画像データは、共有の棚や電子データで保存している。マウスの系統図（親子関係）、血圧モニター

や画像などのデータについては、実験ノートに記録され、各自が管理するとともに、一定期間を経たノートについては共有の棚に整理・保存している。なお、論文掲載まで全ての試料を保管しているが、論文掲載後においては教員が保存の要否を判断することとしている。

転出する研究者が保有する研究資料等については、研究室主宰者が保存することとしている。ただし、分与が可能な試料については、分与した試料を研究室主宰者が保存することとしている。なお、研究室ごと他の機関に転出する場合は、実験ノートや電子データを大学が保存することとしている。

また、所属する学生などの若手研究者に対し、研究科主催のセミナーや日々のミーティングを通じて、研究の進め方、実験ノートの付け方や実験器具の扱い等を指導するなど、研究不正の防止に向けた取組を行っている。

（６）その他

平成 26 年 10 月に論文ひょうせつチェックツール iThenticate を導入し、所属する研究者全員に ID を配付するとともに、利用説明会を開催し、利用を促している。

３　東京大学

（１）研究活動の不正行為に対する取組方針等

東京大学では、平成 15 年 3 月、「東京大学憲章」を制定し、その中で、研究の理念として研究活動における説明責任について、達成すべき使命のひとつとしている。

また、平成 18 年 3 月には、研究不正事案を契機として、科学研究の基本的な作法を行動規範として再確認するため「東京大学の科学研究における行動規範」（以下「科学研究行動規範」という。）を定めるとともに、科学研究行動規範を自ら担保するため「東京大学科学研究行動規範委員会規則」（以下「委員会規則」という。）を制定し、「科学研究行動規範委員会」を置き、研究活動上の不正行為に対し厳正かつ確実な対応が行われる体制を整備した。上記の科学研究行動規範においては、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証することに高い倫理観をもって努めること、捏造・改ざん・盗用を行ってはならず科学的根拠を透明にすべきこと、説明責任を果たすことによってこそ東京大学において科学研究に携わる者としての資格を備え得ることとしている。

その後、平成 22 年及び平成 23 年に新たな研究不正事案が発生し、行動規範の浸透がいまだ不十分であるとの認識から、

・研究倫理に関する教育・研修、啓発を継続的に行うとともに、
・研究環境の国際化を踏まえ科学研究行動規範の英訳版の作成、科学研究行動規範リーフレットの内容を改訂し教職員及び学生に配付して周知徹底を図ること、
・新任教職員研修において研究倫理に関するプログラムを設け本学採用時点において十分な教育・啓発を行うこと、
・入進学時のガイダンスや実験・演習等の講義における周知・注意喚起を徹底すること、

などの再発防止策を講じた。

しかしながら、平成 24 年には再度新たな研究不正事案が発生したため、東京大学総長は、相次いで研究不正事案が生ずる事態に強い危機意識を持ち、「高い研究倫理を東京大学の精神風土に」と題する声明を発表し、構成員に対し高い研究倫理を持つよう促すとともに、当該事案の調査を進めつつ、再発防止のための具体的なアクションプランをとりまとめることを表明した。これを受け、平成 26 年 3 月、科学研究行動規範の理念の下、これまでの不正事案を教訓とする「研究倫理アクションプラン」がとりまとめられた。同プランには、その副題のとおり「高い研究倫理を東京大学の精神風土に」することを方針として、研究倫理意識の醸成、組織・環境の整備、不正事案への対応、各部局による主体的な取組と取組状況のフォローアップの項目ごとに目標が掲げられている。

現在、同プランに掲げる事項を着実に実施するべく、全学をあげて研究不正の防止に向けた研究倫理教育・研修の強化と不正行為が生じた場合の厳正な対応に関する持続的な取組を行っている。

（２）体制の整備

①体制全般

東京大学においては、以下の点を重視しつつ、体制整備を行っている。

・すべての部局において学問分野の特性等を踏まえた研究倫理教育・研修や

体制整備等の取組を推進する。
・本部及び部局の研究倫理推進体制をそれぞれ強化し、責任ある研究活動実施のための体制を整備すること。
・研究者間の円滑なコミュニケーションを増進させる取組などにより、責任ある研究活動が実現される環境の整備を図ること。
・不正行為について、迅速かつ徹底した調査を行うための体制を整備すること。
・不正行為に対して厳格な措置を講じるとともに、それを教訓として同種の不正行為についての再発防止を徹底すること。

研究倫理推進体制は、総長、研究担当理事、部局長、研究倫理担当者及び研究倫理推進室からなる。

【総長】
総長は、最高管理責任者として大学全体を統括する。

【研究担当理事】
研究担当理事は、統括管理責任者として、研究活動上の不正行為の防止について最高管理責任者から実務上の責任と権限を委任される。

【部局長】
部局長は、部局責任者（研究倫理教育責任者）として部局を統括する。

【研究倫理担当者】
研究倫理担当者は、部局責任者の業務を補佐するため各部局に置かれ、部局において研究倫理を担当する副研究科長若しくは副所長又はこれらに相当する者のうちから選任され、部局における研究倫理に関する教育・研修及び体制整備の推進等に係る業務を行うとともに、研究倫理推進室と連携・協力し、部局と本部との連絡調整などを行う。

【研究倫理推進室】
研究倫理推進室は、本部に置かれ、室長に研究担当理事、室員に教員 7 名と事務職員 4 名の計 12 名で構成され、以下に掲げる業務を行う。
・研究倫理を遵守する環境の整備に係る総合的な推進方策の企画、立案、調整等
・部局における研究倫理を遵守する環境の整備に係る推進方策の実施状況の把握及び策定、改定等に関する助言

研究倫理推進室と研究倫理担当者による定期的な会合を開催し、平成 26 年 8 月に策定されたガイドラインへの対応についての意見交換や各部局の研究倫理に関する取組事例を集約・紹介して情報の共有を図るなど、大学全体として研究倫理を遵守する環境を整備するために機能している。また、研究倫理推進室では、研究倫理教育セミナーや研究倫理教材コンテストといった研究倫理意識の向上を図る啓発活動の企画も主催している。

本部である研究担当理事及び研究倫理推進室において大学全体の基本的な方針等を示し、これに基づき各部局において部局責任者及び研究倫理担当者により、各部局の事情に応じた取組を実施している。例えば、研究倫理教育の実施については、本部から受講対象者の範囲や受講する研究倫理教育教材（CITI-Japan の場合は本部で一括して登録作業を実施）などを示しつつ、各部局に対して研究倫理教育の実施計画の策定・実施を依頼し、これに基づき各部局において具体の実施計画の策定、部局構成員に対する周知や受講対象者に対する受講管理などを行っている。

研究不正事案への対応としては、不正行為に関する申立ての窓口を本部及び各部局に設置するとともに、総長が任命する副学長を委員長とし、教育研究評議会の評議員（2 人）、科学研究における行動規範について専門的知識を有する教員（2 人）、科学研究における行動規範について専門的知識を有する学外者（2 人）及び法律の知識を有する学外者（1 人）から構成される「科学研究行動規範委員会」を設置し、申立ての受付から調査、裁定に至る一連の対応を行っている。

また、これとは別に、学外の弁護士事務所に委託して「コンプライアンス相談窓口」を設置し、研究不正も含めたコンプライアンス事案に対する相談体制を整備している。

事務組織としては、平成 27 年度に本部の研究推進部に研究倫理推進課を設置し、研究倫理推進室や科学研究行動規範委員会の庶務を行うほか、研究倫理の環境整備等の推進に関する企画・立案、研究不正や研究費不正への対応を含めた適正な研究の実施に関する連絡調整、ライフサイエンス分野における研究倫理審査等に係る支援などの業務を行っている。

研究倫理教育の推進体制

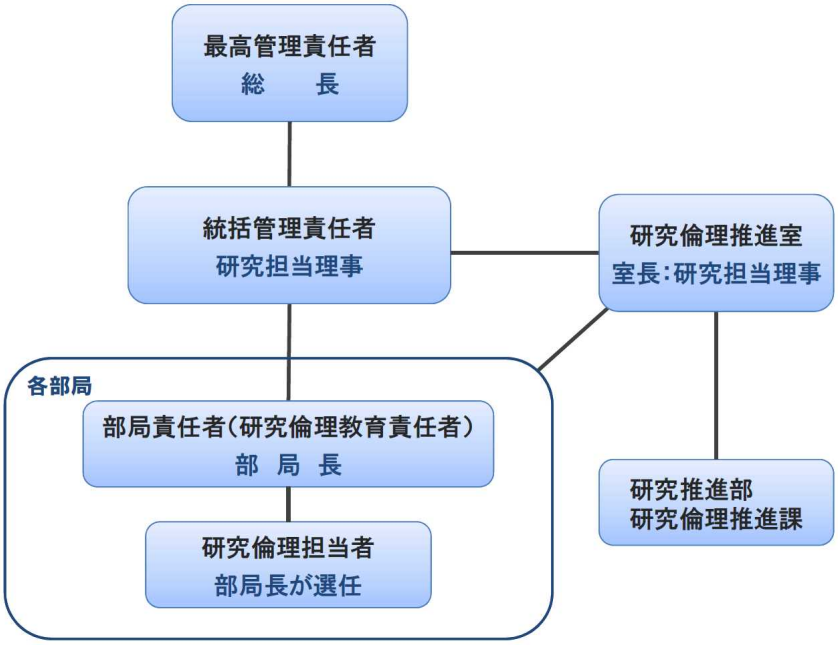

②研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

委員会規則において、研究成果の作成及び報告の過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為（ただし、意見の相違及び当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除く。）を研究活動上の不正行為としている。

ⅰ）研究成果の捏造、改ざん又は盗用
ⅱ）ⅰ）に掲げる行為の証拠隠滅等の隠蔽行為又は立証妨害行為
ⅲ）ⅰ）に掲げる行為の指示、命令又は強要

不正行為に関する申立てや情報提供及び相談・照会等に対応するための受付窓口を本部及び各部局に設置し、それぞれ窓口の責任者及び担当部署を定

めている。受付窓口については、大学ホームページに科学研究行動規範ウェブサイトを作成し、研究者等に周知している。

不正行為の疑いが存在すると考える者は、書面、ファクシミリ、電話、電子メール又は面談等により、窓口に申立てを行うことができるとしており、申立ての受付から公表に至る流れは、おおむね以下のとおりである。

１．申立てを部局の窓口が受け付けたときは、部局の窓口の責任者は、部局の長及び本部の窓口の責任者に報告する。
２．本部の窓口の責任者は、本部の窓口で申立てを受け、又は部局の窓口の責任者から報告を受けたときは、科学研究行動規範委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告する。
３．委員長は、本部の窓口で受け付けた申立てについて、関係の部局長にその内容を通知する。
４．当該部局長は、予備調査を行い、その結果を委員長に報告する。
５．科学研究行動規範委員会は、部局における予備調査結果の報告に基づき、本調査を行うか否かを決定する。
６．科学研究行動規範委員会は、本調査を開始し審理・裁定を行い、裁定を行うに当たっては弁明の機会を付与する。
７．裁定を受けた被申立者は、不服申立てをすることができる。
８．不服申立ての審査を経て裁定の確定後、調査結果を公表する。

なお、予備調査は、各部局で定める予備調査に関する規則に基づき、各部局で行い、本調査を含む科学研究行動規範委員会の所掌に係る業務については、本部で行っている。

また、相談、告発、調査における秘密保持のため、以下の取組を行っている。

・委員会規則に守秘義務の規定を設けている。
・関係書類は施錠したキャビネットで管理し、不要となった書類はシュレッダー処分する。
・関係書類のデータファイルをメールでやり取りする場合は、パスワードを設定する。
・相談・告発は個室で対応し、情報共有の範囲は、研究推進部長、研究倫理推進課長及び同課員とする。

相談、告発、調査を研究者等から信頼されるものとするため、委員会規則を定め、これに従って事案の調査等を実施している。また、委員会規則には、守秘義務の規定を設けるとともに、申立者及び調査協力者が、申立てや情報提供を理由に不利益を受けないよう十分に配慮する旨を規定している。さらに、学外の弁護士事務所に委託して、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、研究不正を含めた相談体制を整備している。

なお、委員会規則において、調査期間等の目安を次のとおり規定している。

・本調査を行うか否か決定するまでの期間：申立てを受理した日から原則として 30 日以内
・本調査を開始するまでの期間：予備調査の報告を受けた日から原則として 30 日以内
・調査委員会委員の人選に係る異議申立ての期間：7 日以内
・本調査委員会による調査内容をまとめるまでの期間：調査等を開始した日から原則として 150 日以内

・特定不正行為と認定された被告発者に対する不服申立ての期間：通知を受けた日から原則として 30 日以内
・告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対する不服申立ての期間：通知を受けた日から原則として 30 日以内
・不服申立てを受けた再調査の期間：不服申立てを受けた日から原則として 30 日以内

（３）研究倫理意識の醸成

研究倫理意識の醸成に当たっては、以下の事項を重視している。

・研究者については、独立した研究者また指導者として身に付けるべき研究倫理を修得させるため、採用時をはじめとする各キャリアに応じた研究倫理研修を実施すること。
・学生については、学部前期課程、学部後期課程及び大学院において、それぞれの段階に応じた研究倫理教育を実施すること。
・高い倫理観をもった責任ある研究活動が常日頃から行われるよう、学生、研究者の研究倫理定着のための啓発活動の充実を図ること。

具体的には、平成 27 年 3 月、研究倫理推進室長から各部局長に対して、「研究倫理教育の推進について（依頼）」を発出し、研究倫理教育の実施計画の策定及び平成 27 年 9 月末までの受講完了を依頼した。各部局では、研究倫理教育の実施方法（どのような研究倫理教育教材を用いるか、どのように研修会を開催するかなど）や受講対象者などを定めて研究倫理教育を実施した。

対象者は、教職員については、研究活動に従事している者と研究費の運営管理に関わる者に区分し、大学院学生については、外部資金等に応募する者等と研究費の運営管理に関わる者に区分している。

教材は、主に、グリーンブックと CITI-Japan の e-ラーニングを活用している。また、研修会の開催など部局独自の教育内容により実施する部局もあり、各部局においていずれか併用又は選択して実施している。

なお、研究費の運営管理に関わる者については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定（平成 26 年 2 月 18 日改正））の要請に応えるものとしており、研究費の不正使用防止を学修内容とした研究倫理研修「公的研究費の適正執行について」を本部で実施している。

CITI-Japan の e-ラーニングを選択する部局に対しては、Ａコース（「責任ある研究行為について」「研究における不正行為」「データの扱い」「共同研究のルール」「オーサーシップ」「盗用」「公的研究資金の取り扱い」の 7 単元を必修）とＢコース（「公的研究資金の取り扱い」の 1 単元を必修）の 2 コースを大学独自に設定している。

その他、研究者に対する研究倫理教育としては、全学の新任教職員研修において、科学研究行動規範、研究不正や研究費不正に関する規則、通報窓口の周知など研究倫理にかかる講義を実施している。

部局独自の取組として、例えば医学部附属病院においては、臨床研究に係る倫理や利益相反などの内容も含めた e-learning による研究倫理教材を作成し、実施している。

学部学生及び大学院学生に対しては、入進学時ガイダンス等における科学研究行動規範、各部局の研究倫理に関するガイドラインや論文作成の手引など基礎的な研究倫理の啓発を行っている。学部学生の新入生に対しては、平成 27

年度から「初年次ゼミナール」を実施し、約 3,000 名の新入生全員が履修する必修科目として、1 クラス 20 名程度のチュートリアル形式の授業を行い、研究倫理を含む文献検索、プレゼンテーション、文献の引用の方法など基礎となる学術的スキルの早期習得を図っている。また、学部及び研究科において、工学、化学・生命、医療など倫理に係る講義を実施し、既設科目の充実化、新規開講を行っている。

これらの取組に加え、研究倫理意識を醸成するため、主に以下のような啓発活動の充実を図っている。

・科学研究行動規範、不正行為の類型や研究活動を行う上で守るべきことなどを和英併記したリーフレットの作成・配布
・研究倫理アクションプランの英訳版を作成し、周知
・平成 26 年度から 9 月 1～7 日を研究倫理意識の向上を図るために啓発活動を行う「研究倫理ウィーク」として定め、ポスターを作成し、周知
・上記研究倫理ウィークにおける特別企画として、学生を対象とした「研究倫理教材コンテスト」を開催（外部有識者による講演を併せて開催）

平成 27 年度の研究倫理ウィークでは、初めての試みとして研究倫理教材コンテストが実施された。これは、学生が研究倫理に関する教材を作成し、これを学内外の研究倫理の専門家を含めて構成された選考委員会が審査するものである。学部 3・4 年生及び修士課程学生が 3～5 人のチーム（学年混成チーム可。同一学科による構成が望ましいが、異なる学科による混成チームも可）を組み、チーム単位で応募することとしている。また、特定の学科の研究の特色を具体的に踏まえた教材とし、対象とする研究分野の教職員や上級生からヒアリングを行い、当該研究分野の研究の特徴や、当該研究分野の研究者が大切だと考えていることは何かを把握した上で、教材の内容に反映させることとしている。どのような教材を作成すれば研究不正を防止できるか学生自らが考え、当該研究分野の教職員や上級者から聴取した意見等を検討して教材を作成する取組である。これにより、教材を作成する学生だけでなく、聴取を受けた教職員や学生の研究倫理意識の向上にもつなげる狙いがある。8 チームから応募があり、各チームからのプレゼンテーション後、選考委員会による審査及び表彰（最優秀賞、優秀賞、特別賞及び敢闘賞の各チームに対して総長から賞状及び副賞の授与）が行われた。

日本語を母国語としない研究者等の研究倫理教育については、各部局において、グリーンブックの英語版と CITI-Japan の e-ラーニングの英語版 のいずれかを選択して実施している。また、「科学研究行動規範リーフレット」については英文を併記するとともに、各部局においては、部局で定めるガイドライン等の英語版の作成や英語による講義の実施などの取組を行っている。

一時的に滞在して共同研究等を行う研究者等については、所属機関での研究倫理教育の受講を確認できない場合には、各部局において、東京大学に所属する研究者等と同様に研究倫理教育を受講させることとしている（所属機関での研究倫理教育の受講が確認できれば受講する必要はない。）。

研究倫理教育の履修状況の把握については、部局責任者が、研究倫理教育責任者として、研究倫理教育を定期的に実施し、受講状況を把握することとしており、研究倫理教育を受講した者には確認書を提出させている。この確認書は、研究倫理教育の内容を理解した上で提出されることとなっており、研究倫理教育の内容を理解したか否かについては、この確認書をもって把握している。研

究倫理教育の受講及び確認書の提出は、研究活動を行い、又は公的研究費の運営管理に関わる大学院学生や東京大学において共同研究を行う者も対象としている。

今後も研究分野の特性を踏まえた上で、研究倫理アクションプランに掲げる事項を着実に実施していくとしている。

（４）一定期間の研究データの保存・開示

研究データ保存の取扱いについて、平成 27 年度中にガイドライン及び日本学術会議の提言に沿うかたちで大学としてのガイドラインを定めるとともに、各部局（分野）において研究分野の特性に応じたルールや体制を整備する方向で検討している。

ガイドラインの策定後、各部局の研究倫理担当者による研究倫理担当者会議を開催（平成 26 年 11 月）し、各部局においてガイドラインに則した研究データの保存に関するルール整備のための検討に着手するよう依頼した。各部局では、研究分野により保存対象となる電子データや資料の量の大小、試料等の性質、保存可能な期間やコストの問題などが様々であるが、研究分野の特性に応じたルールの検討が行われ、ほぼすべての部局において、研究データの保存に関するルールを整備している。その中には、部局単位ではなく研究分野を単位として部局横断的に研究データ保存のガイドラインを定める取組も実施されている。

大学としてのガイドラインを定めるに当たり課題となるのは、大規模な総合大学では研究分野は非常に多岐にわたり、研究データの適切な保存を担保するためには、研究分野の特性に応じた取扱いが可能となるよう一定の弾力性をもたせる必要があることから、各部局における研究分野の特性に応じた取組を包含するかたちで大学としての原則を定めるルールを整備するよう検討を行っている。

（５）個別の研究室等における取組

個別の研究室における取組状況を確認するため、医学系研究科・医学部及び分子細胞生物学研究所を訪問した。

①医学部

医学系研究科・医学部には、約 900 名の研究者が在籍し、発表される英語論文数が年間約 2500 報、分野も基礎医学、臨床医学、社会医学などと幅広く、研究が活発に行われているのが特徴である。そのため、測定データ、画像、動画、ゲノムのデータベース、アンケート結果などの個人情報など、多量の幅広い種類の研究データを扱っている。

その上で、医学系研究科・医学部では、研究データの保存について、

・電子データの保存期間は論文等の発表後 10 年間、
・ノートなどの紙媒体の資料は論文等の発表後 5 年以上、
・試料（実験試料や標本）や装置などの「もの」の保存期間は論文等の発表後原則として 5 年間、
・研究室主宰者が異動する場合は、バックアップを取って研究科・研究所で保管、又は研究科長・所長が所在を確認して追跡可能とする、

等の内容を柱として、ガイドラインの作成を検討している。

また、医学系研究科では、所属する研究者が研究を行うに当たり実施すべきことをまとめた研究ガイドラインを作成している。研究ガイドラインは研

究活動の種別に応じ、実験系と調査系に分かれている。当該ガイドラインには、規程等の熟読や研究倫理セミナーの受講、各種申請手続等の研究着手前に実施すべきこと、データ管理や知的財産権への配慮など研究中に実施すべきこと、論文作成と投稿において留意すべきことなどを記載している。

さらに、医学系研究科・医学部では、研究倫理支援室を設置し、附属病院とも連携し、研究倫理教育の体制を整備している。研究倫理担当者は、医学部では研究倫理支援室長、附属病院では研究支援部長である。医学部と附属病院との間で密に連携し、研究倫理教育に関する計画を策定している。

研究倫理教育の中心は「医学系研究科・医学部研究倫理セミナー」であり、研究者、研究支援人材、学生を対象に、2 年に 1 度の受講を義務付けている。受講者のニーズに合わせセミナーの受講機会を増やすため、セミナーを毎月開催しており、新規受講者には 80 分、2 度目以降の受講者には 60 分実施し、理解度確認テストも実施している。平成 27 年度におけるセミナーの内容は、新規受講者に対しては「研究倫理」「法令・ガイドラインおよび本学における規則・手順」「研究の公正さ」「臨床研究における個人情報管理」「利益相反の管理」「倫理審査体制および支援窓口・申請方法の紹介」、2 度目以降の受講者に対しては「研究倫理のトピックスとケーススタディ」「規制関連（法令・ガイドライン）の変更点のトピックス」「研究の公正さ」「利益相反の管理」「倫理審査体制および支援窓口・申請方法の紹介」である。また、セミナーの受講者には受講証を発行するとともに、受講履歴を研究倫理審査申請システムに反映し、受講の確認ができない場合は研究倫理審査委員会への申請を認めていない。

その他、平成 27 年 3 月の大学本部研究倫理推進室長からの「研究倫理教育の推進について（依頼）」を受けて、研究倫理教育の実施計画を策定し、グリーンブックを通読させ、確認書を回収するなどの取組を実施している。

また、平成 15 年 5 月に「倫理指導員」の設置を決定し、現在ほぼ全教室で倫理指導員を選任している。倫理指導員は、各教室の研究倫理関連の取りまとめ役として、研究倫理関連の最新情報の入手窓口、教室員へのセミナーの受講案内、教室内における研究倫理コンサルテーション（倫理申請書の作成相談）、教室内の研究倫理案件のリスト管理、研究関連の同意書の管理などの役割を担っており、各教室の研究倫理に対する意識向上に貢献している。

医学部における現状の取組状況を具体的に確認するため、個別の研究室への訪問も行った。訪問した研究室では、論文投稿で使用した画像やグラフなどの研究データが電子媒体でサーバーに保管していた。ただし、研究で発生した解析データなどは大量になるため別管理としている。また、電子データのみでなく、紙に印刷した論文の保管も行っており、倉庫に保管している。細胞などの試料については冷蔵庫で保管している。再現性確保のため、独自に作成したオリジナルの試料については必ず保管することとしているが、それ以外の試料については所属する研究者が研究室を離れる際に廃棄するなど、試料の性格に応じて管理している。

②分子細胞生物学研究所

分子細胞生物学研究所では、平成 24 年度に発覚した研究不正事案を受け、平成 25 年 4 月に所属する研究者や事務職員を構成員とする研究不正対策室を設置し、研究不正の防止に向けた以下の取組を行っている。

・研究所内における研究不正に関する通報・相談窓口
・所属する研究者への研究不正防止に係る教育活動

・所属する研究者から提出された論文記載時に使用した生データの保管管理
・研究所内における研究不正の発生要因の把握並びにその防止計画の策定及び進捗管理

具体的な取組内容としては、研究倫理教育については、平成 25 年度より、研究所として、年 3 回程度、所属する研究者等を対象とした研究倫理セミナーを開催している。当該セミナーは、研究者及び博士課程の学生は参加が義務付けられており、研究支援人材の参加は任意となっている。平成 27 年度におけるセミナーの内容は、「研究倫理について考える」「研究のこころがけ」「確率:数字の捉え方」「IMAGE PROCESSING FOR SCIENTIFIC PUBLICATION」「バイオ研究の規制と事故対応」「生物学実験の再現性」「蛍光イメージングの基礎」等である。また、平成 25 年度より年 1 回、研究分野責任者に対する倫理セミナーも開催している。

平成 25 年 2 月より、所属する研究者等の論文投稿に際し、論文に掲載した図のオリジナルデータの提出を義務付け、研究所のサーバーに保管することにより、研究不正の防止を図っている。さらに、平成 25 年 11 月より、論文投稿チェックリストの提出を義務付け、研究不正対策室でチェックしている。チェックリストの内容は、データ保存、画像の処理、抗体、統計解析などについて、既定の手続や注意点を確認するものとなっている。

研究不正の防止には、研究不正が起きにくい環境づくりが重要であるとの認識の下、平成 26 年度より、研究所内における研究室を越えた学生・教員との交流の機会として、大学院生及び若手研究者を中心とするポスター発表及び研究交流会を定期的に実施している。

教員採用時には、従来の業績確認、セミナー、面談、関連分野教授からの意見聴取、推薦書に加えて、主だった論文に不正がないかを確認するとともに、教授レベルだけでなく学生やスタッフ等からも情報を収集することとしている。

また、平成 24 年度に発覚した研究不正の再発防止のための取組について、学外者による検証が行われている。

分子細胞生物学研究所における現状の取組状況を具体的に確認するため、個別の研究室への訪問も行った。訪問した研究室では、日々の実験で得られた画像データや計測データを研究室の共有のサーバーで保存、管理するとともに、論文投稿の際は研究所のサーバーへ当該データを提出している。

また、研究不正を起きにくくする環境づくりとして、教授室に研究者が入りやすいように休憩スペースを設けるなどの工夫により、研究室主宰者である教授と研究者とが気軽に議論をできる環境を設けている。また週 1 回の研究室のミーティングでは、積極的に発表、議論できるように努めている。

4　京都大学

（１）研究活動の不正行為に対する取組方針等

京都大学では、研究活動上の不正行為が起こりにくい環境整備のために、教職員及び学生に対する啓発、教育に重点を置いている。このため、平成 27 年 3 月 1 日に「京都大学研究公正推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を制定し、実施責任部署を明示した上で、京都大学での学術研究活動（研究及び学習）を公正に推進するために、大学として取り組むべき事項を示した。アクションプランの取組は、特に学生から研究者になるまでの各段階に応じた研究倫理教育を設定することにより、おのずと倫理性の備わった研究者を養成できるよう、構成されている。

また、京都大学では、「自由の学風」の下、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行うことを、基本理念の一つとしている。教職員が、学生や若手研究者に対して、研究者等に求められる倫理規範を、自らが担当する授業や自らの研究室内で、自身が模範となるような行動を示す配意の下、指導、教育を行うことを方針としており、このことが、研究者を目指す学生や、経験の浅い研究者の不正行為を起こす考えを未然に防ぐとともに、教職員自らの研究倫理意識向上につながるとしている。

（２）体制の整備

①体制全般

研究活動上の不正行為の防止について、従来の京都大学の規程では告発に対応する調査体制を中心に定めていたが、平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを受けて、研究不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための「研究倫理教育（研究公正教育）」を確実に実施すべく、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」（以下「規程」という。）を全部改正し、以下の体制を整備し、責任体制を明確にした。

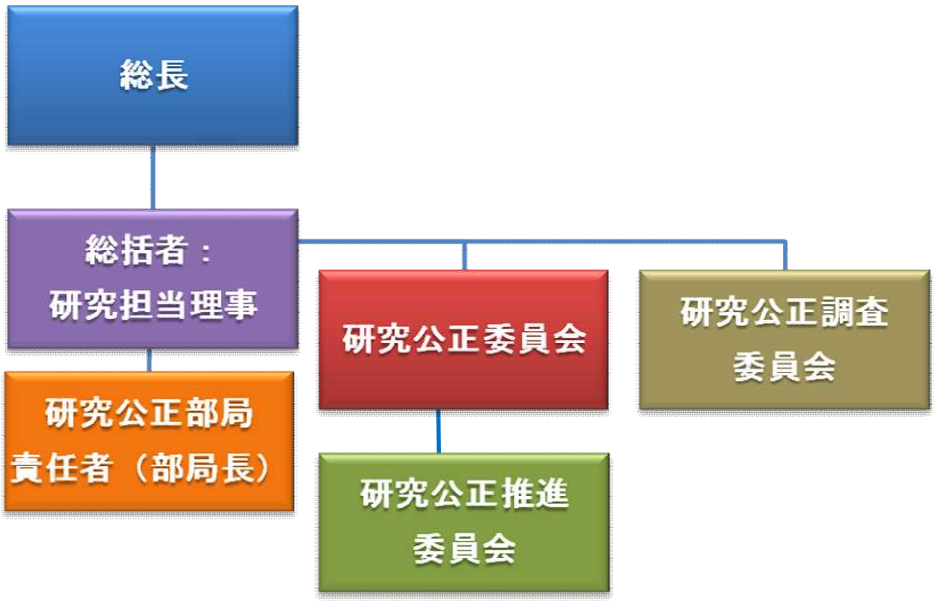

【研究公正部局責任者】
研究分野の特性によって、異なる対応が必要な部分（研究倫理教育、研究データ保存）に対応し、部局の実情に合わせて有効な体制、内規等を整備できるようにするため、各部局における公正な研究活動の推進等に関し総括し、並びに研究公正教育及びその実施体制の整備等を行う「研究公正部局責任者」（部局長等）を各部局に設置する。また、告発があった際には、予備調査や部局調査を実施する等の役割を担う。

【監督者】
教職員等を監督又は指導する地位にある教職員を監督者として定め、その責務として、教職員等に対し、公正な研究活動の推進等に関し必要な指導等を行う。

【研究公正委員会】
研究公正の推進のための全学の合意形成を行う委員会として、研究担当理事を委員長とし、全部局の長、事務部門の担当部長等から構成される「研究公正委員会」を設置する。同委員会において、アクションプランを制定し、教員、研究者、大学院学生及び学部学生に対して各種研究倫理教育及び啓発活動に取り組むべき事項を定めた。

【研究公正推進委員会】
研究担当理事補を委員長とし、本学教職員を構成員とした「研究公正推進委員会」を設置する。研究公正委員会の策定したアクションプランに基づき、教育を担当する現場の部署が関わることで具体的な企画立案と実施とともに、各部局の取組に関して周知を行う。

【研究公正調査委員会】
これまでは、研究活動上の不正行為に関する告発があった際に、個々の事案ごとに調査委員会を立ち上げることとしていたが、告発に対して機動性をもって対応できる体制を構築するため、常設の「研究公正調査委員会」を設置する。同委員会は、半数以上の外部委員により構成することにより、本調査の要否の決定、本調査結果の検証、認定等の客観的な調査機能を担保している。

以上の体制の下、本部においては、大学全体の方針を定め、全学共通の研修や教材等の提供を行っている。各部局においては、全学の方針の下、研究公正部局責任者が、当該部局における研究倫理教育の体制を整備して、研究倫理教育を実施するとともに、研究データの保存に関する当該部局の方針を定めることとし、当該部局の教職員に対して周知している。

②研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育について、アクションプランにおいて、各部局の分野等の特性に合わせた教育や指導を研究公正部局責任者の指揮下で企画、実施できるよう配慮する一方、総括者である研究担当理事が、部局内での取組を確認できる仕組みとしている。

研究公正推進委員会において、京都大学で研究活動を行う全ての研究者に対する研究倫理研修の計画を策定し、これに基づき研究倫理教育を実施している。平成 26 年度においては、学内の e-ラーニングシステムを用いて、京

都大学に所属する全教職員と全学生（学部、院生）を対象に研究倫理教育を実施した。理解度テストを設け、8 割以上の正解で合格と成績簿に表示し、外部資金等への応募時に研究倫理教育の受講証明として利用可能なようにした。履修の管理は、理解度テストの受験履歴により本部の担当が管理を行っている。また、平成 27 年度においては、CITI-Japan の提供する e-ラーニングを研究倫理教育教材として利用し、平成 26 年度と同じ対象に対して研究倫理教育を実施した。履修の管理は、クイズの受験履歴により本部の担当が管理を行っている。

平成 28 年度以降は、独立行政法人日本学術振興会が提供予定の e-ラーニングを、学内のシステム環境との互換性や利便性を確認の上、研究倫理教育教材として利用することを視野に検討をしていくこととしている。

③研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

研究不正に関する相談・告発を受け付けるため、部局及び本部（研究推進部研究推進課）に受付窓口を設け、担当者を置いている。また、上述のとおり、研究不正に関する調査を実施する常設の組織として、研究公正調査委員会を設置している。部局の受付窓口に告発があった場合は、告発として受け付ける要件を満たすものは、各部局が相談・告発を受け、対応が必要な事案については、研究公正調査委員会に報告し、研究公正調査委員会より当該部局の研究公正部局責任者に予備調査を指示することとしている。

受付窓口については、教職員等に対して、研究公正リーフレット並びに大学のホームページ、学内ポータルサイト等で周知している。また、平成 27 年度には規程の参考英訳も作成し、日本語を解さない外国人研究者に対してもホームページを通じて情報発信を行っている。

また、相談、告発、調査等に関する秘密保持のため、以下の取組を行っている。

・関係書類は鍵がかかる棚に本部の担当者が保管する等して、担当者以外に情報が伝わらないよう注意をしている。
・告発者氏名や被告発者氏名の記載がある電子データについては、パスワードをかけている。
・対面にて相談・告発を受け付ける際は、関係者以外が見聞することのないよう、個室にて対応している。
・情報共有については、研究公正調査委員会関係者、部局調査委員会関係者のほか、学内のコンプライアンス関係の会議において、概要のみ共有する。
・告発の受付フォームに、「氏名等の個人情報については、通報窓口や調査関係者以外に知られることがないよう、適切に保護する」及び「通報したことのみを理由として不利益な取り扱いを受けることはない。（ただし、調査等の結果、悪意に基づく通報であることが判明した場合は、処分等の対象となることがある。）」旨の注意書きを記載し、告発者保護について周知している。

特に、本部窓口において相談、告発を受け付ける際は、相談、告発、調査等が研究者等から信頼されるものとなるよう、氏名を名乗るとともに、規程に基づき告発者や被告発者への対応を厳正に行うこととしている。

なお、規程において、調査期間等の目安を次のとおり規定している。

・本調査を行うか否か決定するまでの期間：当該報告を受けた日からおおむ

ね 30 日以内（特別な事情がある場合には 60 日以内）
・本調査を開始するまでの期間：その実施を決定した日から 30 日以内
・告発者及び被告発者に対する調査委員に関する異議申立ての期間：当該通知を受けた日から 7 日以内
・調査内容をまとめるまでの期間：本調査の開始後おおむね 150 日以内
・特定不正行為と認定された被告発者に対する不服申立ての期間：当該通知を受けた日から 30 日以内
・告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対する不服申立ての期間：当該通知を受けた日から 30 日以内
・不服申立てを受けた再調査の期間：当該不服申立てを受けた日からおおむね 50 日（告発者からの不服申立ての場合にあっては 30 日）以内

調査方法等については、研究活動上の不正行為の疑いが生じた際に、各部局において、指摘された研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより調査を行い、必要に応じて、被通報者に対して、再現実験を要請し必要資料の提出を求めこれらに基づく調査を行うこととしており、生データ等その他の資料の精査に当たっては研究データの保存年限を経過しているか否かについても確認することとしている。

（３）研究倫理意識の醸成

京都大学では、研究者等の研究倫理意識を醸成するに当たって、不正をしてはいけないという教育よりもむしろ、研究者としての誇りや先人への畏敬の念を持って研究を行う倫理観を醸成することで、自発的に公正な研究に取り組む研究者を育てる視点を持って、アクションプランを制定している。

具体的には、京都大学で研究活動を行う全ての研究者（大学院学生を含む）に対して、e-ラーニングで随時受講できる教育システムを導入している。平成 26 年度には、外部の専門家による講演会を開催し、その講演会ビデオを教材として e-ラーニングによる教育を実施している。講演会の内容は、ミスコンダクトの定義、発生の背景、不適切なオーサーシップ等についての講義であり、クイズにおいてその理解度を測るものとなっている。また、平成 27 年度には、全学一律で、主な受講対象者を「本学で研究活動を行う全ての研究者（大学院生を含む）、本学において授業を行う教員（非常勤講師等）」として、CITI-Japan の e-ラーニング「責任ある研究行為：基盤編ダイジェスト」を教材として実施している。ただし、平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 か年で一回の受講義務を課しており、平成 26 年度研修を受講済みの者は、平成 27 年度研修は任意の受講としている。

平成 28 年度においては、再度、受講義務を課すことを検討しているが、科研費等の外部資金の研究実施の要件として、受講の期限がある者については、早期に受講するよう周知している。なお、研究倫理研修の受講頻度については、特に定めていないことから、今後、期間等を設定する予定としている。

また、特に新規採用教員を対象として、新規採用時研修会を実施（年 2 回に分けて開催）し、京都大学の研究公正推進に係る体制や研究不正に対する学内処分等について、周知・啓発している。このほか、研究公正リーフレットを配布し、責任ある学術研究活動を行うための心構え、相談・告発の受付窓口等を周知している。

さらに、個別の取組として、生命科学研究科においては、アクションプランにとどまらず、研究者としての心構えや生命倫理等を 2 日間の集中講義形式（１単位、全専攻共通必修科目）で教授する授業を開講するなどの取組を行っ

ている。

学生の研究倫理意識の醸成については、研究者としての第一歩である修士・博士学位論文の執筆が、重要な節目であるととらえ、学生に身近な指導教員等が、対面により、研究公正の基本について、各部局において指定のチュートリアルを学生に受けさせることをアクションプランで定めている。チュートリアル以外にも、卒業論文を作成する学生や大学院に入学する学生への研究公正教育で利用できる教材を研究公正推進委員会で作成し、学内配布を行うことにより、教育活動の支援を行っている。また、京都大学として以下の３つの指導方針を示し、教員が学生の模範となる教育に取り組んでいる。
・配布資料には引用元を明示する。
・学術研究の統一的な理解と、責任感と謙虚さを伴った発表を指導する。
・論文を書くことの大切さ、オリジナリティの表明の重要性を教育する。

その上で、学部学生向けには、新入生全員を対象とした入学式前の全学共通科目ガイダンスにおいて、カンニングの禁止等と併せて、レポートにおけるひょうせつの防止と適切な引用について教育している。大学院学生向けには、入学時・年度初めのガイダンス及び論文執筆教育（チュートリアル）を実施している。チュートリアルでは、修士・博士論文執筆前や実験開始前に独立行政法人日本学術振興会のグリーンブック等を利用して、科学研究活動、特定不正行為（FFP)、好ましくない研究行為（QRP)、論文とは何か、適切な引用方法等について対面で実施している。部局によっては、チュートリアルを受講することを修士・博士論文学位審査を受けるための要件としている。また、定められたチュートリアルを当該学生が受講したことを証明できる修了証の活用を図っている。さらに、上述の研究者向け e-ラーニングについては、大学院学生も受講対象者としている。

日本語を母国語としない研究者等については、平成 26 年度においては、研究公正委員会で作成した研究公正リーフレット（日英併記）を用いて、該当する研究者に対して研究倫理教育を実施している。また、留学生については、受入れ部局において同様の資料でガイダンスを実施するとともに、大学院学生の入学時ガイダンスでは、日本語教材を英訳し、研究倫理教育を実施している。平成 27 年度においては、CITI-Japan の e-ラーニングの英語版を用いて、該当する研究者や留学生に教育を実施しているが、日英いずれも解さない留学生については、受入れ研究室において指導教員等が個別対応している。
一時的に滞在して共同研究等を行う研究者等については、研究公正委員会で作成した研究公正リーフレットを研究室受入れ時に配布等するとともに、ゲスト ID により CITI-Japan の e-ラーニングの受講を可能としている。
研究倫理教育の履修管理及び理解度の把握については、e-ラーニングの理解度テストやクイズの受験履歴により本部の担当が管理を行い、部局担当者に情報を提供している。平成 26 年度、平成 27 年度共に 80%以上の得点をもって合格としており、合格を証明する修了証が web 上で発行される。これにより理解度を把握している。
また、アクションプランにおいて定めている、各部局での入学時ガイダンスや論文執筆前の教育の実施状況を確認していく予定としている。
研究倫理教育の理解度の把握について、平成 26 年度は、講習ビデオの内容に沿った理解度テストを 10 問作成し、8 問以上を合格としている。平成 27 年度は、CITI-Japan の e-ラーニングにおけるクイズで選択式が 5 問出題され、4

問以上の正解で履修証が発行され、これにより理解度を把握している。

（４）一定期間の研究データの保存・開示

平成 27 年 3 月に規程を全部改正し、教職員等の責務として、適正な保存方法により、一定期間研究データを保存し、必要に応じて当該研究データを開示することを定めている。また、平成 27 年 7 月に研究担当理事が「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第 7 条第 2 項の研究データの保存、開示等について定める件」（以下「理事裁定」という。）を制定し、以下の項目を定めた。

・研究データの保存対象：発表された研究成果の根拠となる研究資料等（文書、数値データ、画像等）
・研究データの保存方法：監督者等（教職員等を監督又は指導する地位にある者、研究室主宰者や PI を想定）が保存計画において定める保存期間、開示承合及び検証が可能な形
・研究データの保存期間等：当該論文等の発表後少なくとも 10 年（ただし、研究分野の特性等に応じて期間を短縮する場合あり。）
・退職者等（転出、退職）の研究データ保存等の取扱い・措置：京都大学による研究データの追跡が可能となるように、当該研究データに係る保存計画を作成した監督者等に当該研究データの所在を報告しなければならない。また、必要に応じた研究データの開示や物理的なスペースなどを考慮した上で監督者は保全を行う。ただし、自身が監督者等である場合又は監督者等がいない場合は、当該部局の研究公正部局責任者又は研究公正部局責任者が指名する者に報告しなければならない。

具体的な研究データの保存に当たっては、部局ごとに、研究公正部局責任者が内規等で定める方針・取扱いに沿って、監督者が研究分野の特性に応じて保存計画において定めることとしている。保存計画で定めた保存期間の間、開示承合及び検証が可能な形で研究データを保存するとともに、改変してはならないこととしている。保存計画の記載事項は、研究者が研究データを保存するに当たって必要な情報（保存期間・場所等）を含み、それに従って保存することで、疑義を呈された場合に根拠を示し、説明責任を果たすことができることが求められる。なお、保存計画は、論文ごとに策定する必要はなく、監督者等が研究室や研究グループとしての方針を定めることとしている。

部局における研究データの保存方法、その管理方針等については、平成 27 年度末までに定めることとしており、各部局において作成中である。

また、研究者が行った職務発明の帰属先については、京都大学発明規程において大学帰属の原則を定めているが、発明に当たらない研究データの帰属先に関するルールについては、明文化された規程は存在せず、特に定められていない。

研究データの保存、開示について、平成 27 年 3 月に研究公正リーフレットを配布し、周知を図っている。また、平成 27 年 9 月に事務担当者及び研究公正担当の部局の教員向けに、学内説明会を実施し、部局内規や監督者が定める保存計画について、規定が必要な事項の説明を行い、各部局での周知徹底を求めている。研究者へは、部局担当を通じて、研究データの保存や開示を定めたルールの全学周知をメールにて行っている。また、担当者向けに Q&A を作成し、部局内規を制定する参考資料としている。今後、ルール理解の助けとなるリーフレットを作成し、研究者等に配布することを検討している。

また、研究データの保存に当たって、全学的な共用サーバの希望者へのサー

ビスを提供できる可能性について、検討している。

理事裁定では、 保存する研究データを「発表された研究成果（以下「当該論文等」という。）の根拠となる研究資料等（文書、数値データ、画像等をいう。）」と定義しており、ネガティブデータも含めている。ただし、全学で一律の基準を設けず、監督者が保存計画において、保存の対象とせずに廃棄する研究データ等を定めることができることとしている。

（５）個別の研究室等における取組

個別の研究室における取組状況を確認するため、生命科学研究科及び生命科学研究科に属する研究室を訪問した。

生命科学研究科では、初期教育として、入学時ガイダンスにおいて研究倫理に関する教育を 4 月（日本語、英語）と 10 月（英語：主として留学生）に実施している。また、修士 2 年と博士 3 年以上を対象に実験ノートや研究データの保存などガイドラインや独立行政法人日本学術振興会の発行するグリーンブック、学内資料など教材を用いて教員が学生に面談を行う対面チュートリアルの実施を開始しており、平成 27 年度中に全学生に対し実施することを予定している。平成 28 年度からは、実験開始前の入学時に、対面チュートリアルを行うこととしている。また、修士課程の必修科目「研究の原点とルール」を毎年 4 月に開講し、8 回の授業の中で、実際の事例を入れて講義するとともに、演習ではレポート作成も求めている。研究科所属教員（学生含む）には大学の研修による教材を受講させており、設問を設け、それを回答させることにより理解度を測っている。

生命科学研究科では、研究データの保存に関して、各分野の研究責任者（指導教員）が、対面チュートリアル時に作成されたデータ管理計画を参考にしたデータ保存計画を作成し、学生を含む教職員等に対して、データ保存に関する覚書を提出させることを予定している。また、課程修了学生や転出・退職する教員等に対し、その際のデータ保存に関する覚書も提出させることとしており、学内に保管を委託するものであるか、移管するものであるか等について取決めを行う予定としている。

また、データ量は増える一方で学問の進歩とともに変わってくるものであるため、実効的なデータ保存が必要と認識されている。X 線フィルムなどの画像データは容量が大きいため、人的、経費的な課題も多く、研究データのバックアップ等についてはそれぞれで工夫してとっている。

さらに、成果発表に関する研究データ保存に当たっては、必要なものはすぐにスキャニングすることや、1 か所に保存することを避けるなどについても学生にも呼びかけている。その際、単にバックアップをとるだけでは意味がないことから、論文作成や発表に使った図表を誰が見ても分かるように担当箇所、保管先を明確にして管理するよう覚書をとる予定としている。

具体的な取組状況を把握するため、個別の研究室を訪問し、研究データの保存状況を確認した。訪問した研究室では、培養した細胞から解析したデータを取得したファイル日付で研究データの管理を行っている。ただし、解析ソフトがないとファイルを開けない場合があり、PDF などに加工しないと開けない可能性もあるとのことであった。同じ実験の試行回数を多く繰り返すこともあるため、実験ノートから解析したファイルにたどれるようにしている。培養した細胞については、長期間に亘る保存が難しいため、統計での有意差を見い出した後に指導教員と面談して保存や廃棄を決めている。

また、当該研究室では、3 名の教員と 11 名の学生が所属しているが、週 1 回の個別面談を行い、研究の進捗などを議論している。生命科学研究科では毎年、

国際学生セミナーやシンポジウムを開催しており、学生間の交流や各研究室での取組報告を行っている。学生は、主指導教員以外の 2 名の副指導教員とも研究データを見せて議論することもあるなどオープンな環境になっている。

（６）その他

研究論文等のひょうせつ・盗用等の不正行為への防止対策を補完するため、ひょうせつ検知オンラインツール（iThenticate）を平成 27 年 7 月より全学導入し、利用を希望する教員に対してアカウントを付与し、教員自身が著者となる論文や自身の研究室の学生の学位論文の確認のために利用している。

また、附属図書館内のラーニング・コモンズにおいて、学生の学習支援としてレポート・論文の書き方等に関する図書を集めて自由閲覧できるようにしているが、研究倫理や科学倫理、技術者倫理専門書等の更なる充実を図り、図書館を利用する学生及び教職員の意識向上を目指している。

５　名古屋市立大学

（１）研究活動の不正行為に対する取組方針等

名古屋市立大学では、平成 18 年 8 月に策定された旧ガイドラインに対応し、平成 19 年度より、研究不正が生じた場合の調査、審理、判定及び裁定、並びにその他研究不正の防止を図るために必要な活動を実施するため、学内に研究不正防止対策委員会を設置するとともに、研究上の不正が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定めるため、「研究上の不正に関する取扱規程」を制定し、研究上の不正を防止する体制を整備した。

その後、平成 23 年度に研究不正の事案が判明したことから、再発防止策として以下の 4 点を実施することとした。

・事案の経緯と不正行為の防止について、説明会等により学内へ周知徹底を図る。
・教員全員を対象として、研究不正の防止についての説明会を毎年実施する。
・旧ガイドラインの要旨を教員全員に配付し、「内容確認書」の提出を義務付ける。
・学部学生・大学院学生を含む研究に関わる者全員に、実験データの保存・管理及び論文作成の手順、並びに責任著者及び筆頭著者等の責務についての教育訓練を毎年実施することを研究科長・学部長に対し義務付ける。

上記の再発防止策については、毎年度実施方法について検討し、必要な変更を加え実施してきたが、その後、平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを受けて、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わるという方針の下、「研究上の不正に関する取扱要綱」及び「研究データの保存・管理の基準について」を新たに制定し、以下の 4 点を実施することとした。

・研究不正への対応と研究倫理教育を実施するための体制の整備
・一定期間の研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付け
・研究活動における不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備
・ガイドラインに沿った研究倫理教育の実施

ガイドラインへの対応に当たっては、研究活動における不正行為を事前に防止するとともに、不正行為の疑いのある事案が発覚した場合に適切に対応することで、公正な研究活動を推進すること、及び研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境をつくるとともに、組織としての責任体制を明確化して研究活動における不正行為に適切に対応することを重視している。

また、研究倫理教育の実施に当たっては、実施体制の整備として、「研究倫理教育責任者」を部局単位で設置し、研究者倫理の向上に向けて、所属する研究者に限らず、広く研究活動に関わる者や研究活動に関わる学生等を対象として、大学全体で研究倫理教育を定期的に行うこととしている。

（２）体制の整備

①体制全般

名古屋市立大学では、研究活動における不正行為に対応するための部局（附属病院を含む。）の責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めることを重視し、以下の体制整備を行っている。

【理事（研究・国際担当）】
　理事長の下で、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。
【各部局の長】
　各部局の長である研究科長（看護学研究科長を除く）、看護学部長及び病院長（以下「部局の長」という。）を、部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じる。特に研究倫理教育に関しては「研究倫理教育責任者」として、当該部局等における実質的な責任と権限を持つものとし、所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行う。
【名古屋市立大学研究不正防止対策委員会】
　従前より、研究上の不正の防止に係る審議機関として「名古屋市立大学研究不正防止対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を常設していたが、ガイドラインが策定されたことを受けて、研究不正防止の取組について、外部有識者の意見を取り入れるため、平成 27 年度から対策委員会の委員に学外の専門家（弁護士）を選任した。対策委員会の構成、役割は以下のとおり。
・構成：委員長（理事（研究・国際担当））、部局の長（8 名）、部長級事務職員（2 名）、外部委員（弁護士）（1 名）
・役割：①研究上の不正の疑惑が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定、②研究倫理教育に関する計画の審議・策定、③その他の研究不正防止対策の企画・決定等、研究上の不正の防止を図るために必要な活動

《 研究活動における不正行為への対応に係る体制 》

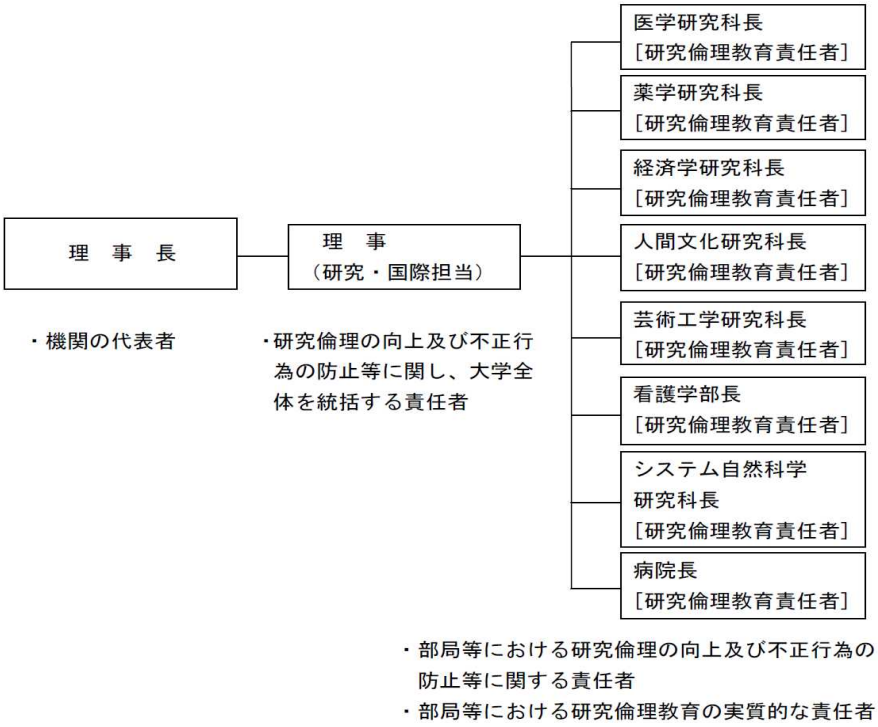

理事（研究・国際担当）、部局の長、対策委員会の役割分担は次のとおり。

○研究不正防止の取組

役　割	担　当
研究倫理教育に関する計画の審議・策定 その他の研究不正防止対策の企画・決定	対策委員会
研究倫理教育の実施 その他の研究不正防止対策の実施	理事（研究・国際担当）及び部局の長

○研究上の不正が疑われる事案が発生した場合の対応

役　割	担　当
予備調査の実施	理事（研究・国際担当）
予備調査の結果をもとにした本調査実施の要否の決定	対策委員会
上記の決定に基づく本調査の実施	対策委員会 本調査の実施に当たっては、調査専門委員会を設置し、理事が指名した者若干名、学外の有識者若干名、その他委員会が必要と認めた者により調査を実施
本調査の結果をもとにした研究上の不正の有無の審理・判定	対策委員会
上記の判定に基づく措置の審議	対策委員会
上記の審議に基づく措置の実施	理事（研究・国際担当）
研究上の不正の有無の判定（概要）の公表	理事（研究・国際担当）

②研究倫理教育の実施体制

大学の本部に設置している対策委員会において、研究倫理教育に関する計画を審議し策定することとしている。また、部局の長を「研究倫理教育責任者」（当該部局における研究倫理教育について、実質的な責任と権限を持つ者）として、所属する研究者等に対し、対策委員会で策定した計画に従って研究者倫理に関する教育を定期的に実施するとともに、実施結果を集約して対策委員会へ報告することとしている。

③研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

告発の窓口については、ガイドラインの策定以前より監査室に設置していたが、ガイドラインの策定を受けて、相談も受け付けることとしている。なお、告発・相談の窓口と研究上の不正の調査を所管する事務部門との役割分担は次のとおり。

・告発・相談の窓口（監査室）：研究上の不正に係る申立てや相談・情報提供等を受け付ける。申立てを受け付けた場合は、研究上の不正の調査を所管する学術課に事案を移管する。相談・情報提供等については、必要に応じて、事案を学術課に報告・移管する。相談者や申立て者が申立等を行う方法として、書面・電話・面談・メールでの対応を整備している。

・研究上の不正の調査を所管する事務部門（学術課）：不正の申立てについては、理事（研究・国際担当）に報告し、予備調査・本調査等の事務を実

施する。相談・情報提供等の事案については、該当部局の長、理事（研究・国際担当）等に報告し、必要な対応を実施する。

大学ホームページに「研究上の不正に関する申立て窓口の設置」に関するページを設け、「名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程」や申立てにかかる方法を掲載し周知している。また、名古屋市立大学に所属する研究者等に対しては、大学ホームページ及び教職員用ネットワーク内において、「研究上の不正に関する申立て窓口の設置」に関するページを設け、「名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程」を掲載するとともに、研究不正防止等説明会（研究不正防止編）を開催し周知している。

相談、告発、調査に関する秘密保持のため、相談や申立てに係る関係書類は常時施錠できる書棚に保管し、面談を行う場合は会議室等の独立した個室において対応している。情報共有の範囲についても、理事（研究・国際担当）や担当課室の担当職員までに限定し秘密保持を徹底している。秘密保持については、研究上の不正に関する取扱規程においてその取扱いを規定し、その規程をホームページに掲載するなどにより周知している。

相談や告発、調査等が研究者等より信頼されるものとするため、相談や告発の受付については、「不正行為申立て窓口」以外の部署に相談者や申立人の氏名等を秘匿することを希望できることとし、調査結果等について匿名の申立てを除き申立て窓口から通知している。また、当該研究上の不正に係る案件と利害関係を持つ者は、相談や申立ての受付を担当できないものとしている。また、研究上の不正が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定の手順等について、研究上の不正に関する取扱規程等に規定し、当該規程を公開するとともに、調査を担当する委員会に外部委員を選任し、また、調査の結果を原則として公開することにより、研究上の不正に係る調査の公正性を担保している。

なお、研究上の不正に関する取扱規程及び当該規程に係る取扱要綱において、調査期間等の目安を次のとおり規定している。

・本調査を行うか否か決定するまでの期間：申立てを受理した日から原則として 30 日以内
・本調査を開始するまでの期間：不正が存在した可能性があると判定した日から原則として 30 日以内
・告発者及び被告発者に対する調査委員に関する異議申立ての期間：調査委員の氏名及び所属の通知を受けた日から起算して 10 日以内
・調査内容をまとめるまでの期間：原則として本調査を開始した日から起算して 150 日以内
・特定不正行為と認定された被告発者に対する不服申立ての期間：原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して 10 日以内
・告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対する不服申立ての期間：原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して 10 日以内
・不服申立てを受けた再調査の期間：原則として再審理を開始した日から 50 日以内

（３）研究倫理意識の醸成

名古屋市立大学では、所属する研究者など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関す

る知識を定着、更新させることとしている。

研究不正行為の防止は、第一に研究者自らの規律に基づく自浄作用としてなされるべきであり、このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきであることから、指導的立場の研究者に対しても、一定期間ごとに研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識の向上を図っている。

また、研究者に加え、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各研究科の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進している。大学院学生に対しては、研究者倫理に関する知識及び技術を身に付けられるよう、教育課程内外を問わず、適切な機会を設けており、学部学生に対しては、研究者倫理に関する基礎的素養を修得するために、研究倫理教育を受けることができるよう配慮している。

具体的な対象者（研究者、学生）別の研究倫理教育の学修内容、教材、実施頻度及び実施形式は以下のとおり。

【教員等（学生を除く）】

・対象者：全ての教員及び研究科等に所属する研究活動に関わる者全て（学生を除く）

・学修内容、教材、実施頻度及び実施形式：

・対象者全員に対し、2 年に 1 回、CITI-Japan の e-ラーニングの内、大学が「必修」に指定する単元を受講し修了証を取得することを義務付けている。

・助教以上の教員全員に対し、毎年、CITI-Japan の e-ラーニングの内、大学が「選択必修」に指定する単元から、2 以上の単元（2 年で 4 以上の単元）を受講し修了証を取得することを義務付けている。

・新規採用の教員全員に対し、必ず 1 度は、大学が実施する「研究不正防止等説明会」を受講することを義務付けている。

（研究不正防止等説明会の主な内容）

・研究不正防止及び研究費の不正使用防止に係る基本的な事項

・過去に大学で発生した、研究上の不正の事案の経緯

・不正発生時の対応の方針

・大学における研究不正及び研究費不正使用の防止の取組や研究費の使用ルール等

【学生】

・対象者：学部学生及び大学院学生全員

・学修内容、教材、実施頻度及び実施形式：

・在籍期間中 1 回以上は教育訓練を受講することを義務付けている。

・学部学生については、学部ごとの説明会、ゼミごとの説明会、必修科目の設置等の形式のうちから、各学部の教育研究上の目的及び専攻分野の特性等に応じて、実施形式及び回数を決定し実施する。

・大学院学生については、CITI-Japan の e-ラーニングのうち大学が「必修」に指定する単元の受講、大学が実施する「研究不正防止等説明会」の受講、研究科ごとの説明会、ゼミごとの説明会、必修科目の設置等の形式のうちから、各研究科の教育研究上の目的及び専攻分野の特性等に応じて、実施形式及び回数を決定し実施する。

研究倫理教育の学修内容、教材、実施頻度及び実施形式については、対策委

員会において審議し決定している。ただし、学生に対する研究倫理教育については、各学部・研究科において研究倫理教育責任者が決定しており、部局別の具体的な実施状況は以下のとおり。

【医学部・医学研究科】
- 学部学生：(対象者) 4 年生、(内容等) 学部で実施する不正防止教育講習を受講
- 大学院学生：(対象者) 全員、(内容等) CITI-Japan の e-ラーニングを受講

【薬学部・薬学研究科】
- 学部学生：(対象者) 各研究室において決定、(内容等) 各研究室において、研究室ごとの説明会、全学の研究不正防止等説明会、CITI-Japan の e-ラーニングの中から、選択して受講
- 大学院学生：(対象者) 各研究室において決定、(内容等) 各研究室において、研究室ごとの説明会、全学の研究不正防止等説明会、CITI-Japan の e-ラーニングの中から、選択して受講

【経済学部・経済学研究科】
- 学部学生：(対象者) 3 年生、(内容等) ゼミごとの説明会を受講
- 大学院学生：(対象者) 全員、(内容等) 全学の研究不正防止等説明会、又は CITI-Japan の e-ラーニングのいずれかを選択して受講

【人文社会学部・人間文化研究科】
- 学部学生：(対象者) 3 年生、(内容等) ゼミごとの説明会を受講
- 大学院学生：(対象者) 全員、(内容等) 必須:CITI-Japan の e-ラーニングの受講、任意:全学の研究不正防止等説明会を受講

【芸術工学部・芸術工学研究科】
- 学部学生：(対象者) 4 年生、(内容等) 各研究室において、全学の研究不正防止等説明会(録画の視聴を含む)、研究室ごとの説明会の中から、選択して受講
- 大学院学生：(対象者) 全員、(内容等) 各研究室において、全学の研究不正防止等説明会(録画の視聴を含む)、研究室ごとの説明会、CITI-Japan の e-ラーニングの中から、選択して受講

【看護学部・看護学研究科】
- 学部学生：(対象者) 3 年生、(内容等) 必修科目において研究倫理教育を実施 (1 回)、(対象者) 4 年生、(内容等) ゼミごとの説明会を受講
- 大学院学生：(対象者) 全員、(内容等) 必須:CITI-Japan の e-ラーニングの受講、任意:全学の研究不正防止等説明会を受講

【システム自然科学研究科】
- 大学院学生：(対象者) 全員、(内容等) 全学の研究不正防止等説明会、又は CITI-Japan の e-ラーニングのいずれかを選択して受講

日本語を母国語としない研究者については、CITI-Japan の e-ラーニングの英語版の履修により対応している。留学生等に対する研究倫理教育については、各部局において個別に対応している。

一時的に滞在して共同研究等の研究活動を行う者で、特定の研究機関に所属していないなど、名古屋市立大学以外の研究機関で研究倫理教育を受ける機会がない者については、CITI-Japan の e-ラーニングのうち、大学が「必修」に指定する単元を受講し修了証を取得することを義務付けている。

研究倫理教育の履修管理については、各部局において対象者を把握して履修

を指導するとともに、研究倫理教育の実施結果を集約して対策委員会へ報告している。

研究倫理教育の内容の理解度の把握については、CITI-Japan の e-ラーニングを受講し修了証を取得することをもって、必要な理解度に達していると判断している。また、学生については、指導教員が論文指導等を実施する中で、理解度を把握するとともに、必要な指導を行っている。

（４）一定期間の研究データの保存・開示

名古屋市立大学の研究上の不正に関する取扱要綱において、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を別に定める基準により一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない旨を規定している。具体的な基準については、日本学術会議回答中の「２(2)⑤研究資料等の保存に関するガイドライン」に準じて、「研究データの保存・管理の基準について」を策定し、学内の研究者に周知している。実施に当たっては、部局、分野等によりデータの形式等が大きく異なることから、保存が困難な芸術作品を写真で保存する、所属する教員の論文の提出状況を把握し学内外からの照会に対応するなど、部局あるいは専攻や領域単位で必要な対応を実施している。

また、研究データの保存に関連し、研究活動の過程を記録する実験ノートは、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報（実験等の操作のログやデータ取得の条件等）を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成すること、及び研究活動の一次情報記録として、適切に保管することを義務付けている。また、研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存することを義務付けている。

研究データの帰属先については、「名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱要綱」及び「研究データの保存・管理の基準について」において、研究資料等は各研究者に帰属することを定めるとともに、研究者等に対し研究資料等の保存・管理及び開示を義務付けている。

研究データの保存、開示に関する規程等を大学のホームページに掲載するとともに、電子メール等で各教員に周知している。また、研究不正防止等説明会においても説明している。

大学の構成員が転出又は退職する際に、自らの研究活動に関わる資料のうち保存すべきものがあるときは、大学に対して、所在を明示し追跡可能としておくこととしている。ただし、研究グループに所属して研究活動を行っている者については、所在の明示に替えて、バックアップをとって研究グループ主宰者に保管を依頼することを認めている。

（５）個別の研究室等における取組

個別の研究室における取組状況を確認するため、再生医学分野の研究室を訪問した。

訪問した研究室では、研究データを保存する上でのルールとして、また、研究指導の一環として、指導教授が実験ノートを見ながら研究者や学生と１週間に一度個別面談で議論し、指導終了後に指導教授がサインを行うこととされていた。

その上で、日々の研究で発生する、顕微鏡で観察した画像データや細胞から取得されるデータについて、個々の研究者が管理するパソコンに保管されており、定期的に個々の研究者が研究データをバックアップしている。論文投稿を行う際には、研究室で専用のパソコンに論文本文や図表を管理するようにして

いる。また、電子データ以外の試料等について、冷凍保存庫には研究者ごとに保管スペースが定められており、ナンバリングをして試料の管理をしている。モデル動物の管理については、実験動物研究教育センターが一元的に管理しているため、研究者は当該センターに赴き必要に応じて実験や観察を行うことになっている。また、長期保存が困難な細胞組織などについては、論文がアクセプトされるまで保存するが、それ以降は廃棄することにしている。廃棄か保存か迷った場合には指導教員に相談することとしている。

研究不正が起こりにくい環境をつくるため、研究室所属の研究者、大学院学生等全員に対して各人が毎日 1 回日報として、研究の進捗をメールで共有しあい、いつでも議論を行えるように取り組んでいる。また、論文作成に当たっては、研究室主宰者が指導を行うとともに、著者以外の研究室メンバーにも論文の内容を共有することで公正性を高めている。さらに、当該再生医学分野の外 4 分野で構成される分子医学講座において、月に 1 回成果報告会を実施しており、それぞれの活動について議論することで風通しのよい環境を確保している。

６　京都府立医科大学

（１）研究活動の不正行為に対する取組方針等

京都府立医科大学では、平成 22 年に発生した臨床研究をめぐる研究不正事案を受け、その再発防止策に取り組んできている。具体的には、平成 25 年 10 月に、同大学の教員、医師、研究者及び医療者に対し、守るべき倫理と行動の規範を示すため、「教員、医師、研究者、医療者の研究活動に関する行動規範」を策定した。

また、外部有識者を中心とした「研究活動の改革に関する検討委員会」を平成 25 年 9 月に設置し、再発防止を含めた研究活動の改革について、以下を内容とする「研究活動の改革に関する提言」（平成 26 年 8 月）（以下「提言」という。)を取りまとめた。

・研究開発・質管理向上統合センターの組織、機能、責務等について
　－これまで研究活動は教室又は科単位で行われるのが通例であり、閉鎖的で、これが研究不正の防止を困難にしていたことから、研究開発・質管理向上統合センターは、研究のシーズの発見段階から研究計画の立案・作成、データ・試料の保管とマネージメント、倫理審査、利益相反マネージメント、倫理教育・研修、英文成果発表まで、全体的に支援し、制御する機構であること。　等
・倫理体制について
　－医学倫理審査委員会、治験審査委員会、利益相反委員会及び発明審査会、それぞれ独立・中立の原則に基づいて、各委員会自身が公正な審査を行うことができるよう、研究開発・質管理向上統合センター設置後も引き続き学長直属の諮問機関であるべきである。
　－倫理教育・研修について、効果的な教育・研修の機会を確保するとともに、全研究者及び研究補助者、さらには、医学倫理審査委員会委員にも義務付けるべきである。　等
・外部の研究資金の取扱いと利益相反のマネージメントについて
　－大学の透明性担保のため、製薬企業や医療機器開発企業等からの研究助成に関して、ガイドラインをモデルとした利益相反状況の開示等を進めるべきである。
　－企業等からは、研究資金のみならず、医薬品や医療機器及びそれらに関する情報、更に何らかの役務が提供される場合があり、これらについても規則・基準を定め、適切に研究者の自己点検及び大学によるチェックを行うべきである。　等
・情報公開・透明性の確保とセキュリティ確保について
　－研究とその成果の臨床応用について、情報公開「戦略」を策定し、社会に対して京都府立医科大学の果たす役割と貢献を広く知らしめることが求められる。そのための専門的な部署の設置も将来計画の中で考えるべきである。　等
・研究段階に応じた適切な措置の実施
　－研究の質保証のために、研究開発・質管理向上統合センターを核として、研究開始前・実施中・終了後の各段階でチェックが十分に機能するよう、適切な対策を行うことが必要である。　等
・改革のフォローアップについて
　－提言した改革を実現するために、達成年度を定めたロードマップを策定するとともに、第三者のモニタリングチームによる進捗状況の検証・評価を行うことが求められる。　等

・研究における知の構造化
－研究統合センターに専任の医学系研究者を配置することにより、「知の構造化」※に取り組むとともに、人材育成を開始し、全国的にみても先駆的な、医学領域を起点とした「知の構造化」の拠点になることを大いに期待する。
※分散する膨大な知識を相互に関係付けて可視化できる知識システムの構築

提言に基づき、研究活動の一元的な管理・支援を目的として平成 26 年 4 月に設置した「研究開発・質管理向上統合センター」を中心に、研究不正の防止等に取り組んでいる。
さらに、平成 27 年 4 月には、平成 26 年 8 月に策定されたガイドラインを踏まえ、平成 22 年に策定した「京都府立医科大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規程」を一部改正し、研究者の責務や大学の管理責任等を明記する等の措置を行っている。

（２）体制の整備

①体制全般

平成 26 年 4 月に設置した「研究開発・質管理向上統合センター」は、医学研究全般の科学性・倫理性を適正に担保し、研究の質管理を一元的に行い、研究の質向上を図ることを目的とするものであり、同センターの機能として、特に次の点を重視している。

・研究者を指導・監督するため、教授会等から独立した学長直属の組織として位置付ける。組織の構成員については、研究倫理教育・管理部門長、生物統計・データマネージメント部門長に、学外から採用した教授を配置し、副センター長を兼務させるなど習熟した専門的人材を配置する。
・医学系研究の科学性・倫理性を適正に担保し、臨床研究における権限を有し、研究の質管理を行う。
・臨床研究の企画から実施までの全過程の一元管理を行う。
・研究者及び学生に対する研究倫理教育、英語での研究論文作成の助言並びに研究データの適正管理の指導を行う。

これまで研究活動は、教室又は科単位で行われるのが通例であり、閉鎖的で、他者の関与を排除する傾向にあったことが研究不正の防止を困難にしていたとの認識の下、研究開発・質管理向上統合センターは、こうした旧来の研究体制を打破して、研究のシーズの発見段階から研究計画の立案・作成、データ・試料の保管とマネージメント、倫理審査、利益相反（ＣＯＩ）マネージメント、倫理教育・研修、英文成果発表まで、全体的に支援し、必要な場合には制御する機構として設置した。
研究開発・質管理向上統合センターは、大学全体の研究活動を覆う傘のような支援と研究活動を制御するという役割を持つことから、学長の直属機関とし、研究活動の一元的な支援・管理についての独立性を担保している。
他方、研究開発・質管理向上センターの運営会議に教育研究担当の副学長や研究支援課課長・副課長等事務部門も陪席することにより、大学執行部との連携や情報共有を図るとともに、大学全体に関わる事項については、必要に応じて大学の運営会議や教育研究評議会に諮ることとしている。
なお、これらの対応については、センターの組織全体が整備される平成 28

年１月１日から本格的に実施するとしている。

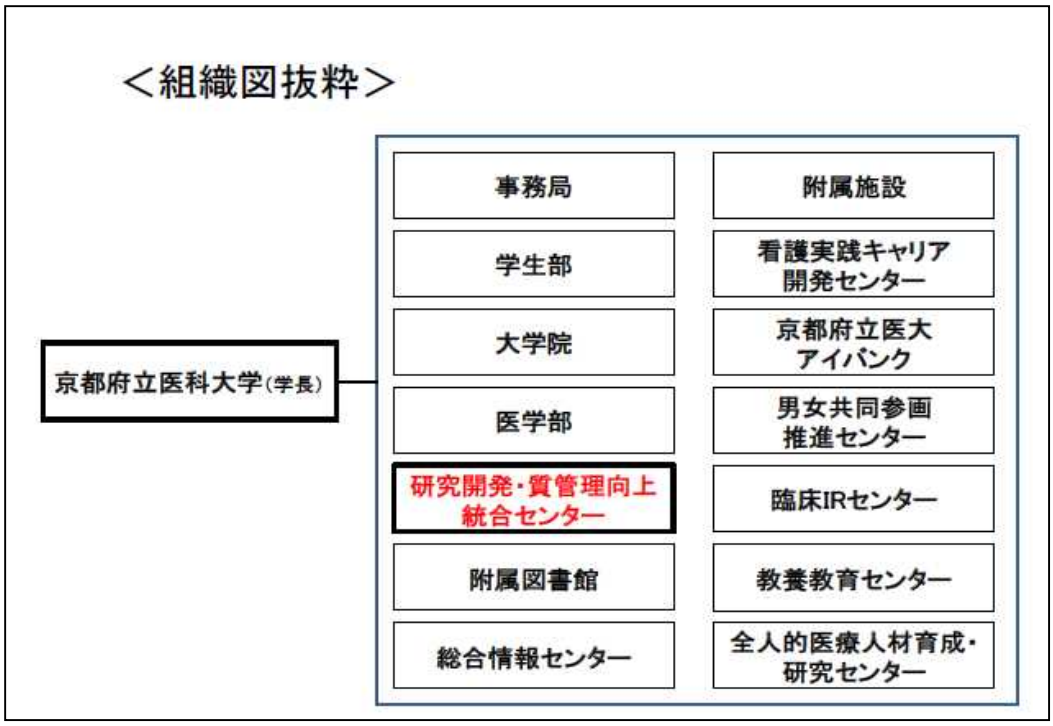

研究開発・質管理向上統合センターの体制

（2015年4月1日現在）

センター長
特任教授

副センター長
教授3名

研究開発部門
教授（副センター長兼務）、教員2名、事務職員2名
＜研究開発の推進及び研究活動の総合的なサポート並びにセンターの運営＞

生物統計・データマネージメント部門
教授（副センター長兼務）、教員1名、SAS担当1名、DM2名
＜生物統計、データマネージメント及び臨床疫学に関する助言・相談・支援＞

研究倫理教育・管理部門
教授（副センター長兼務）、事務職員2名
＜倫理教育・研修、倫理審査及び利益相反管理＞

臨床研究部門 ・臨床治験センター
教授（副センター長兼務）、薬剤部長・副部長（事務長）、看護部長、CRC10名、事務職員3名
＜承認された臨床研究計画の実施の支援＞

研究・論文指導部門
特任教授（センター長兼務）、特任教授2名
＜研究・論文の指導、助言及び適切性の判断＞

②研究倫理教育の実施体制

研究開発・質管理向上統合センターに研究倫理教育・管理部門（部門長には医学生命倫理学の教授を充て、副センター長を兼務）を設置し、研究倫理教育・研修、倫理審査及び利益相反管理に関する業務を所掌する。研究倫理教育に関する計画の策定に当たっては、センター長の他、同センターの他部門と連携しつつ、同センターの運営会議で検討することとしている。また、現時点での研究倫理教育の取組状況として、同センターの事務職員に加え、大学本部の研究支援課や総務課と連携しつつ、研究者等に対して、CITI-Japan が提供する e-ラーニング教材による受講の義務化や大学院学生や学部学生に対して、研究倫理に関するカリキュラム等を実施している。今後、事務部門を再編し、当該活動により専門的な見地から業務を実施するため、事務統括者を学外からリクルートし体制強化を進めていくこととしている。

また、学修内容等の詳細については、同センターの研究倫理教育・管理部門が基本的方針を示し、対象者（教員、職員、大学院学生、学部学生など）ごとに所管する担当部署が定めることとしている。

③研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

大学本部の研究支援課を受付窓口とし、受付責任者（研究支援課長）及び受付窓口担当者（副課長）を置いている。

受付窓口については、ホームページに掲載し、広く公表するとともに、学内の研究者等に対しては、平成 27 年 4 月に一部改正した「京都府立医科大学における研究活動上の不正行為等の防止に関する規程」（以下「規程」という。）の内容を学内の管理職会議、教授会や教育研究評議会で周知し、各所属長から周知している。また、「研究活動不正防止ハンドブック」を各教員等に配付している。

相談や告発に関する秘密保持のため、規程に従って相談や告発内容、調査内容の取扱いを徹底しており、関係書類等は鍵の付いたキャビネット等で管理している。また、相談や告発があった場合は、通報者の保護の観点から個室で対応し、情報共有は受付責任者、受付窓口担当者、学長に限定している。また、秘密保持については、規定やハンドブックにより研究者等に周知している。

研究活動上の不正行為の疑いがある研究活動について、本調査を実施するに至った際には、規程に基づき、相談、告発や調査等を研究者等から信頼されるものとするため、調査委員会の半数以上を専門的知識を有する外部の者とすることで、公平性を担保している。

また、同規程において、調査期間等の目安を次の通り規定している。

・本調査を行うか否か決定するまでの期間：おおむね 30 日以内
・本調査を開始するまでの期間：速やかに本調査のための調査委員会を設置
・告発者及び被告発者に対する調査委員に関する異議申立ての期間：7 日以内
・調査内容をまとめるまでの期間：おおむね 150 日以内
・特定不正行為と認定された被告発者に対する不服申立ての期間：30 日以内
・告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対する不服申立ての期間：30 日以内
・不服申立てを受けた再調査の期間：30 日以内

（３）研究倫理意識の醸成

京都府立医科大学では、研究倫理教育の実施に当たり、研究者や研究補助者、そして倫理審査委員会の医学分野以外の委員やこれから研究者を目指す学生など、同大学の研究活動に関わる多様な者に対して、医療倫理や研究倫理教育及び定期的な研修の企画と実施により、研究倫理規範意識の啓発と向上を図り、研究不正や逸脱が起きない環境づくりとシステムを構築することを重視して取り組んでいる。

具体的には、研究者に対して、CITI-Japan が提供するｅラーニングの受講を平成 25 年 10 月より義務化し、若手研究者から研究責任者に至るまでの研究倫理教育・研修を強化するとともに、医学倫理審査委員会に研究実施許可申請書を提出する際、実施責任者及び実施担当者全員のｅラーニング修了を要件としている。また、平成 26 年 4 月からは、学部学生や大学院学生の学位取得に当たっても、CITI-Japan が提供するｅラーニングの受講を義務化している。

大学院学生に対しては、研究倫理に関する教育を含む科目として「医学研究方法概論」を始め、「医学生命倫理学」「統合医科学概論」「医学生命倫理学概論」により研究倫理に関するカリキュラムを構成している。例えば、「医学研究方法概論」（必修）の概要は以下のとおりである。

・履修年次：1・2・3 年次、単位数：1 単位、授業方法：講義、開講時期：通年
・講義概要：多彩な研究方法論（RI 研究法、実験動物学研究法、分子遺伝学研究法など）を概説することによって、研究計画立案に際して必要となる実験手法や考え方に関する基礎知識を習得させるとともに、研究者としての基礎的な研究倫理意識の醸成を図る。

その他の研究倫理教育の取組は以下のとおりである。

・教職員に対して研究倫理に関する研修会を実施。（平成 26 年 8 月）
・大学院生等を対象に大学院特別講義「ヒトを対象とした研究における倫理」を実施。（平成 26 年 6 月）
・大学院生等を対象に大学院教育 FD において研究倫理に係る研修会を実施。（平成 26 年 11 月）
・研究開発・質管理向上統合センターのキックオフ講演会「医学研究の質保証の向上に向けて」を開催（平成 27 年 5 月）
・研究開発・質管理向上統合センター主催の第 1 回研究倫理研修会を実施。（平成 27 年 11 月）

また、医学部医学科の学部学生に対しては、「倫理学」（1 年次）、「保健予防医学」（研究倫理関連として「医の倫理」「疫学研究と倫理」4 年次）、「医療倫理学」（5 年次）、「生命倫理学」（看護学科 1 年次）により倫理教育に関するカリキュラムを構成している。例えば、「倫理学」（選択必修）の概要は以下のとおりである。

・履修年次：1 年次、単位数：1.5 単位、授業方法：講義、開講時期：前半
・講義概要：生命倫理学（医療倫理学、臨床倫理学）を中心に、具体的な現代医療をめぐる問題を題材に講義を実施。倫理学とは一体どのような学問分野であり、医歯薬学や理工学などの自然科学とどこが異なるのか、そして人文社会科学の中では、どのような位置付けになり、いかなる学問上の特色を有しているのかについて理解させる。

日本語を母国語としない研究者や留学生の研究倫理教育については、受入れ

教室が個別に対応することとしている。
　また、一時的に滞在して共同研究を行う研究者等の研究倫理教育については、倫理審査や競争的資金の申請等のために受講が必須になっている者については所属研究者と同様に受講を義務付けているが、その他の者についてはそれぞれの所属機関の取扱いに従うこととしている。

　研究倫理教育の履修管理に関し、以下の取組を実施している。
・CITI-Japan の e ラーニングの受講については、修了証の提出により確認し、未受講の教員等には受講するよう定期的に指導している。また、競争的資金の申請や倫理審査の実施の際に受講を終了しているかどうかを確認している。
・研究開発・質管理向上統合センターが定期的に開催する研究倫理研修会に参加するインセンティブを高めるため、研修会やセミナーに参加することによってポイントを付与する制度を平成 27 年 11 月に導入し、基礎医学研究や臨床研究に携わる研究者の倫理審査申請を行うに当たって、一定の有効ポイントを獲得することを義務付けている。（一定以上のポイントを獲得した研究者に受講証明書を配付する予定。）
・大学院学生等に対する履修管理については、博士課程は出席簿、修士課程は出席カードにより確認するとともに、履修した授業の単位修得の認定については、出席状況等を踏まえて担当教員が行っている。

　また、研究倫理教育の理解度の把握のため、以下の取組を行っている。
・CITI-Japan の e ラーニングについては、修了証の提出により達成状況を確認している。
・研究開発・質管理向上統合センターが行う研究倫理研修会については、受講時に配布する研修会の内容に関する質問用紙を終了時に提出させ、その回答内容により理解度を把握するとともに、次回以降の研究倫理研修会の企画に活用している。

　研究倫理意識の醸成に向けた今後の取組として、以下を考えている。
・研究倫理教育・管理部門長（医学生命倫理学教授）が担当する利益相反や生命倫理学など研究倫理に関する大学院講義を研究者にも開放する。
・新たに就職・着任した研究者に対しては、初任者研修を実施し、受講を義務付ける。
・学外の研究倫理に関する専門家を招いて質疑応答の時間を十分確保した講演会や主体的な参加が求められるワークショップ型の倫理研修会を定期的に開催し、その中の幾つかの受講を義務付ける。また、参加できなかった研究者には、研修会のビデオを貸し出し、内容に関する問題回答の提出を求める。
・他大学の倫理教育や研修の取組実践に関する調査を行い、そのノウハウを同大学の取組に適宜活用していく。
・若手中堅の研究者で構成される准講会（准教授・講師・助教（学内講師））と連携し、その講演会において研究倫理教育に関する研修も実施していく。

（４）一定期間の研究データの保存・開示

　研究データの保存等については、保存場所の確保が困難であることから、検討中である。また、研究データを一元化し、研究活動の支援や点検等を行うため、電子データによる保存を更に進めていく必要があるが、大容量のサーバーや厳格なセキュリティシステムの整備が課題となっている。このため、現状で

は、研究室ごとに所属長が責任を持って研究データの保存・開示を行っている。
今後、日本学術会議回答に準じて検討を行い、研究データの保存・開示に関する規程等を整備し、学内の各種会議や研修会等を活用して周知徹底するとともに、ホームページに掲載し公表する予定である。

（５）個別の研究室等における取組

大学における個別の取組状況を確認するため、医学系研究科の研究室及び研究開発・質管理向上統合センターにある生物統計・データマネージメント部門データセンターを訪問した。

①医学系研究科の研究室

当該研究室では、研究データの管理の観点から、研究室に入室する際には電子錠のかかったドアから入室することになっている。更に研究室内にある臨床データなどの資料については鍵のかかったロッカーに保管されている。

②生物統計・データマネージメント部門データセンター

生物統計・データマネージメント部門データセンターでは、臨床データの電子化を進めている。現在、このデータセンターには部門長、教員１名、データマネージャー2 名とプログラマー1 名が所属している。ここでは部局によって対応が異なっていた臨床データを一元管理するため、紙で提出された臨床データを電子化し、統計解析を容易にするための仕様・デザインを検討するとともに、これらのデータの管理を行っている。また、生物統計・データマネージメント部門では統計相談にも応じており、これまでに 50 件ほどの統計に関する相談を受けている。

（６）その他

上記の他、以下の取組を実施している。

・同大学で発生した研究不正事案の原因を分析する中で、統計解析の専門家がいないことが、製薬会社の関与を許した原因の一つであったことから、「生物統計学教室」を新設し、この分野で国内でも屈指の専門家を平成 26 年 6 月に採用。
・利益相反委員会の外部委員 1 名を 2 名に増員し、利益相反の管理・チェック機能を強化。
・透明性の向上を目的とする情報の適切な開示・発信が必要であるとの認識の下、製薬企業からの寄附金等の受入れ状況を大学ホームページ上で公開するため、利益相反に関する公表要領を制定し、平成 25 年 11 月の公表要領制定以降の自己申告書を公表。

7　慶應義塾大学

（１）研究活動の不正行為に対する取組方針等

慶應義塾大学では、建学者である福澤諭吉により「気品の泉源、智徳の模範たらんことを期し」とする建学の精神が示されており、慶應義塾の構成員が担うべき社会的責任が説かれている。平成 21 年 3 月にはこの建学の精神を踏まえて、また研究に対するコンプライアンス意識の社会的な高まりを受け、研究活動を行う上での行動規範「慶應義塾研究倫理要綱」（以下「研究倫理要綱」という。）を策定した。研究倫理要綱は、研究を進める過程に即して、まず「意義ある研究とはどういう研究であるべきか」から始まり、続いて研究対象、研究活動とその活動を進める過程でそれに関わる人々に関するもの、そして最後に研究の結果得られた成果についてうたっている。

そのうち、不正行為が起こりにくい環境を整備するため特に重視する項目は、「研究活動の公正性・透明性の確保」であるとし、「義塾において研究に従事する者は、研究活動の科学的・倫理的妥当性をつねに吟味し、その諸過程において公正性・透明性を重視するとともに、規範に則った管財をなし、説明責任を果たさなければならない。」と研究活動の過程において負うべき社会的責任に関する指針を定めている。

また、研究倫理要綱で述べられた短い言葉の意味するところや、わかりにくいと思われる箇所を中心に解説している「慶應義塾研究倫理要綱解説」では、研究活動の公正性・透明性の確保について、次のとおり述べている。

研究活動に伴う社会的責任は、学問領域や社会的・歴史的背景、また個々の研究者等の姿勢によって、その責任の負い方は多様である。更にまた、研究者は、研究活動の過程あるいはその結果の発表において、意図的ではないにせよ過ちをおかし、それが社会に影響を及ぼす場合がある。こうした事態に対して可能な限り対応することが、「説明責任」である。研究者の説明責任とは、研究活動の過程において確保すべき注意事項と、研究の結果が社会にもたらす影響について、社会一般に納得してもらえるような説明を行う義務を意味する。また、研究活動の科学的・倫理的妥当性や公正性・透明性といった考えは、多様な見解を認めつつも学問としての言説の中心に合理性と倫理性をおき、誰に対しても公平であり、わかりやすい言葉で説明することを求めている。

慶應義塾大学では、平成 26 年 8 月のガイドライン策定を踏まえ、不正行為が起こりにくい環境を整備するために、引き続き研究倫理要綱にうたわれている取組の方針や理念を念頭におき、研究活動の公正性・透明性の確保に注力しながら、対応を行っていくとしている。

（２）体制の整備

①体制全般

慶應義塾大学では、平成 21 年度より、①研究活動・公的資金使用に関する不正行為の申立て窓口の設置、②不正行為に対する調査や対応についての規程等の整備と周知を行うなど、不正行為への危機意識の喚起と不正行為の抑止に努めてきている。

さらに、平成 27 年 6 月、研究倫理要綱にうたわれている取組の方針や理念を念頭におき、「研究活動における不正行為の防止体制に関する規則」を制定し、研究活動上の不正行為の防止体制について、次のように規定した。

研究者等自身の自己規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、大学が組織として責任を持って不正行為の防止に関わることによって、不正行為が起こりにくい環境が作られるよう対応の強化を図ることを、基本的な

方針としている。

【最高管理責任者】
研究倫理の向上及び不正行為の防止等について義塾全体を統括する「最高管理責任者」を置き、塾長をこれに充てる。
【統括管理責任者】
最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について実質的な責任と権限を持つ「統括管理責任者」を置き、研究担当常任理事をこれに充てる。統括管理責任者は、研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上、並びに義塾における一定期間の研究データの保存・開示を所管する。
【研究倫理教育責任者】
部門における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ「研究倫理教育責任者」を置き、各学部長、大学院各研究科委員長、各研究所長及び研究所に準ずる組織の責任者、大学病院長、一貫教育校（附属校）各代表責任者等をこれに充てる。また、職員部門における研究倫理教育責任者は、所属する地区における各キャンパスの事務長（三田地区においては総務部長、信濃町地区の病院においては病院事務局長）とする。研究倫理教育責任者は、当該部門に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する研修及び教育を定期的に行わなければならない。
【研究コンプライアンス委員会】
申立て窓口を通して受領した申立てについて、「研究コンプライアンス委員会」で対応処理を行う。研究コンプライアンス委員会は、研究担当常任理事を委員長、総務担当常任理事を副委員長とし、被申立て者が所属するキャンパス担当理事、学術研究支援部長、内部監査の部署である業務監査室より若干名、義塾に属さない者１名以上などの委員で構成する。

②研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育の受講対象者、学修内容及び周知方法について、最高管理責任者である塾長の下、学術研究支援部で企画立案し、研究担当常任理事が決定することとしている。また、研究倫理教育の実施は、実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を各部門に置き、研究倫理教育責任者から研究者等に対し、受講の指示・指導を行うこととしている。履修管理は、各地区の学術研究支援担当部署が研究者等から提出された修了証を集計し、受講率を研究倫理教育責任者に報告することにより行っている。未履修者に対しては、研究倫理教育責任者から受講を促すこととしている。

③研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

「慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」（平成 22 年 2 月制定）（以下「申し立て窓口運用等ガイドライン」という。）及び「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」（平成 22 年 2 月制定）（以下「不正行為に関する調査ガイドライン」という。）において、捏造、改ざん及び盗用を研究活動における不正行為としている。また、同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどについても申立ての対象とすることができるとしている。ただし、過誤など故意に基づかない行為、意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行にしたがって取り扱った行為は除くとしている。

申立てに関する諸事項については、申立て窓口運用等ガイドラインに、調

査の手続等については、不正行為に関する調査ガイドラインに詳細を規定している。

平成 22 年度に全塾共通の研究活動に関する申立て窓口を総務部に設置している。申立て窓口は、総務部長、総務部課長及び主任の 3 人で対応しており、原則として郵送若しくは web 申立てフォームから提出される申立て書及び証拠を受け付けている。申立て窓口の名称、場所、連絡先、受付方法及び対応プロセス（概要フロー）については、大学のホームページに掲載するとともに、所属する研究者に対しては、全研究者に配付している『慶應義塾で研究活動を行う人のための RESEARCH HANDBOOK』に、インターネットと同様の案内を掲載し、周知している。また、各地区の窓口に申し立てられた案件についても、総務部に設置された申立て窓口に情報を集約することとしている。

申立てのあった案件は、秘密保持に十分留意の上、申立て窓口の責任者（総務部長）から研究コンプライアンス委員会委員長（研究担当常任理事）に報告され、研究コンプライアンス委員会で審議を行うこととしている。

また、研究コンプライアンス委員会において、申立ての内容が合理性若しくは調査可能性を有しないとは直ちに判断できない場合、被申立て者が所属する部門に予備調査委員会を設置し、予備調査委員会で予備調査が行われ、調査開始の合理性や調査可能性等についての判断を行うこととしている。予備調査の結果、調査可能であり、調査すべきと研究コンプライアンス委員会が判断した場合は、被申立て者が所属する部門に本調査委員会を設置し、本調査委員会で本調査を行うこととしている。本調査委員会委員は、申立て者及び被申立て者と直接の利害関係を有しない者であること、かつ、義塾に属さない者を含めることとしている。研究コンプライアンス委員会は、本調査委員会からの報告を受け、認定をし、その後、塾長への報告、申立て者や被申立て者、関係諸機関への通知・報告を行うこととしている。

本調査委員会では、不正行為であるか、不注意によるミス等であるかを、申立て者、被申立て者、関係者へのヒアリング、証拠資料（追試結果を含む）等をもとに総合的に判断している。

なお、告発内容の秘密を保持するため、以下の取組を行っている。

・相談・告発の対応は必要最低限のメンバーのみが関わることとし、メールによる申立てについても、総務部と研究コンプライアンス委員会事務局である学術研究支援部の限られたメンバーのみに送信されるように設定する。
・申立て窓口に来訪した場合は個室で対応するとともに、関係書類は総務部長が管理する鍵のかかる場所で厳重に管理する。

また、相談・告発及び調査の信頼性を確保するため、学内的に中立な総務部を申立て窓口とするとともに、申立て窓口運用等ガイドライン及び不正行為に関する調査ガイドラインに以下を規定している。

・申立て者を特定することができる情報は、調査関係者等当該情報を知ることが必要と合理的に判断される必要最小限の者のみで厳に秘密として保持するものとし、それ以外の者への開示又は漏えいがないように細心の注意をもって取り扱うこと。
・申立て者に対し、申立て行為及び申立てに基づく調査への協力を理由に、人事、給与、研究、教育上のいかなる不利益な取扱いをしてはならないこ

と。
・申立て等の対応に当たるすべての者は、申立て内容に関して知り得た情報を第三者に開示し又は漏えいしてはならないこと。
・調査委員会委員には、義塾に属さない者（弁護士等）を含めるものとし、申立て者及び被申立て者との直接の利害関係を有しない者で構成すること。
・調査委員会は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者への事情聴取、被申立て者への再実験の要請、その他調査に必要な合理的な事項を行うこと。
・調査に当たっては、被申立て者に弁明の機会を与えるとともに、被申し立て者に対し再実験などにより再現性を示すことを調査委員会が求めた場合、あるいは、被申立て者が再実験を調査委員会に求めた場合は、それに要する期間や機会（機器・経費等）を被申立て者に与えること。

なお、不正行為に関する調査ガイドラインにおいて、調査期間等の目安を次のとおり規定している。
・本調査を行うか否か決定するまでの期間：予備調査開始後おおむね 30 日以内
・本調査を開始するまでの期間：本調査実施の決定後おおむね 30 日以内
・調査委員会委員の人選に係る異議申立ての期間：通知着後 10 日以内
・本調査委員会による調査内容をまとめるまでの期間：調査開始後おおむね 150 日以内
・不服申立ての期間：認定の通知着後 2 週間以内
・不服申立てを受けた再調査の期間：おおむね 50 日以内

■研究不正の相談・告発への対応を示すプロセス図

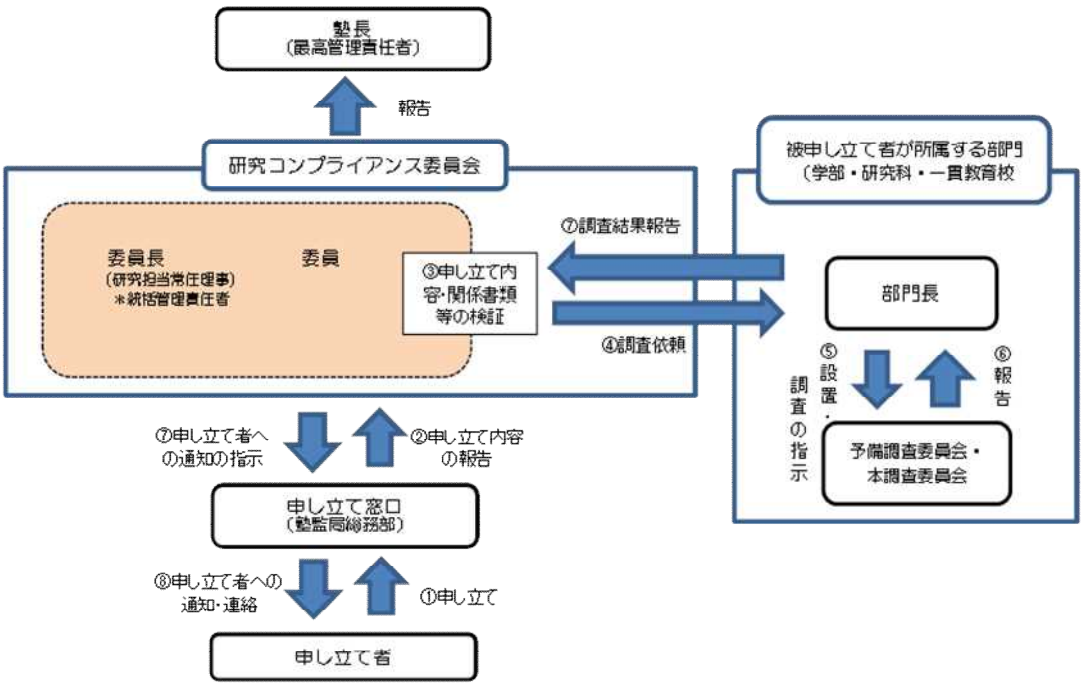

（３）研究倫理意識の醸成

慶應義塾大学で研究活動を行う全研究者に対し、毎年、研究倫理要綱、最新の関連規程類、事務部門の業務内容や連絡先等を掲載した『慶應義塾で研究活動を行う人のための Research Handbook』を配付するとともに、平成 27 年 5 月

より研究者等に対してCITI-Japanのe-ラーニングの受講を義務付けている。

CITI-Japan の e-ラーニング受講対象は、大学に所属する教員・研究員のうち研究費を執行する権限のある者、日本学術振興会特別研究員、研究費に応募する一貫教育校（附属校）の教諭、学術研究支援部門及び研究系・教育系の資金管理や支援業務に携わる事務系職員としている。また、学生を含む研究協力者については、主たる研究者（研究代表者及び義塾に研究者を受け入れている責任者、学生の場合は指導教員）の判断により受講するとともに、研究支援人材については、研究資金管理や研究支援業務への関わり方や担当業務に応じて、所属長の判断により受講している。

受講科目は、研究者は7科目（責任ある研究行為について、研究における不正行為、データの扱い、共同研究のルール、オーサーシップ、盗用、公的研究資金の取扱い）、事務系職員は3科目（責任ある研究行為、研究における不正行為、公的研究資金の取扱い）としている。なお、受講頻度は、原則として5年度ごと（受講終了から4年後の年度末まで）としている。

CITI- Japan の e-ラーニングによる学修内容については、研究担当常任理事が決裁し、①学内理事等懇談会（メンバー：理事、学部長、研究科委員長、一貫教育校長）、②研究連携推進本部運営委員会（メンバー：研究担当常任理事、地区代表の教員等）、③大学評議会・大学院委員会（メンバー：学部長、研究科委員長等）等を通じて周知している。受講率は平成27年10月末現在で42%（ただし、平成28年2月現在で76%、内、理工学部・理工学研究科94%、医学部・医学研究科78%、薬学部・薬学研究科99%）である（常勤かつ専任の大学教員に限る）。今後、未受講者に対して研究倫理教育責任者である各学部長、研究科委員長から督促をし、受講率の向上に努めることとしている。

学生に対する研究倫理教育としては、まず新年度ガイダンスの中で、全学部の学部1年生に対して、定期試験等における不正行為は学則及び学部内規によって厳しく処罰されることや、レポート・論文の執筆の際のひょうせつ・盗用・代筆は不正行為であり同様に処分の対象となる旨を指導している。また、毎年4月及び9月に研究倫理要綱を大学院学生に配付している。

学部・研究科における独自の取組として、平成27年度より、医学部では3年生が「メディカルプロフェッショナルⅢ」（必修・集中講義）で、医学研究科修士課程では全学年が「医療倫理学」（必修）で、同博士課程では全学年が「生命倫理学」（必修）で、CITI-Japan の e-ラーニング受講を取り入れている。また、薬学部では薬学科（6年制）の4年生及び薬科学科（4年制）の3年生を対象に、平成26年度より「研究倫理集中演習」を実施している。この集中演習は、研究倫理教育に意識の高い教員からの発案で、座学だけではなく、グループワークもある一日がかりの内容となっており、教員が独自に教材を作成し、ファシリテーターを勤めるとともに、Student Assistant が教員をサポートしている。卒業研究を始めるに当たって、全員参加が義務付けられている。

日本語を母国語としない研究者等に対する研究倫理教育については、CITI-Japan の e-ラーニングの英語版の受講を義務付けている。学生は基本的に受講の対象外であるが、研究活動の関わり方に応じて、受入れ担当教員が受講の要否を判断しており、留学生についても同様の対応をしている。また、研究倫理要綱の英文化を検討しており、平成28年度に大学院学生向けに配付する予定としている。

一時的に滞在して共同研究等を行う研究者や学生については、共同研究等の主たる研究者が、所属機関において研究倫理教育を受講しているか確認をし、

未受講又は所属機関で研究倫理教育の用意がない場合は、共同研究等の主たる研究者の指導に基づき、慶應義塾大学において研究倫理教育を受講可能としている。今後受講を義務付けるか否かは、現時点では未定としている。

CITI-Japan の e-ラーニングは、受講後のテストに 8 割以上正答しないと修了証が発行されないことから、研究者等から提出された修了証を確認することにより、教育内容の理解度の把握につなげている。

また、ひょうせつ(コピー)を一掃した文化を形成するための作法を教授する一環として、自らひょうせつの有無を確認できるソフト(iThenticate)を平成 26 年度に導入し、常勤教員に加え、平成 27 年度からは大学院学生も活用できるようにしている。さらに、学生総合センターでは、学生の危機管理意識を醸成するため、平成 28 年度から、学年を問わず、「SNS の使い方等情報倫理、研究倫理など社会生活を営むために身に付けるべき基本姿勢」について、e-ラーニング形式（自由科目・1 単位）による講義が受講できるように体制を整備している。

今後、研究倫理教育の充実・改善を図るため、長期的な課題として、研究分野に応じた CITI-Japan の e-ラーニング受講科目の見直しや、より充実した教育方式について、研究倫理教育責任者と議論しつつ、検討していく必要があるとしている。また、一部の学部・研究科では、必修科目に CITI-Japan の受講を取り入れ、単位認定につなげているが、学生が研究活動に参画する機会も増えてきていることから、大学院学生だけでなく、学部段階から研究倫理に関する基礎的素養が修得できるよう、学部学生向けに研究倫理などの倫理教育を含んだ導入教育と連動していくなどの検討が行われている。なお、これに先立ち、平成 28 年度の新年度ガイダンスでは、学部・研究科問わず全学生に対し、研究不正防止のためのチラシの配付を行う予定としている。

（４）一定期間の研究データの保存・開示

慶應義塾大学では、平成 27 年 6 月に「研究活動における不正行為の防止体制に関する規則」を制定し、研究者の責務として、「研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。」と規定し、これを大学のホームページに掲載することにより研究者等に周知している。

研究資料等の具体的な保存期間及び管理方法については「別に定める」とし、平成 27 年度中に全学的なガイドラインを策定すべく、検討を進めている。全学的なガイドラインの策定に当たっては、研究資料等の保存期間だけではなく、保存を義務付ける対象や保存方法についても慎重に検討する必要があることから、日本学術会議回答に示されている、「論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から 10 年間の保存を原則とする。試料や標本などの有体物については 5 年間を原則とする。」を前提として、教学組織である研究連携推進本部の企画戦略会議や運営委員会等で慎重に検討を重ね、具体的な仕組み作りと無理のない運用ができるよう留意しつつ、他機関の動向等も参考にし、検討していくとしている。

なお、医学部・医学研究科では、平成 26 年 11 月に独自にガイドラインを定め、研究データの保管について、「研究に関わる記録・データ等の保管期間は、原則、学会発表や論文発表後 10 年とする。但し、臨床研究の試料の破棄または返却が義務付けられているものは、この限りではない。」と規定し運用して

いるが、他にある関連規程類とともに、実態を踏まえて現在も適宜見直し・改正等を行っている。

（５）個別の研究室における取組

慶應義塾大学の個別の研究室における取組状況を確認するため、文学部及び経済学部の研究室を訪問した。

訪問した文学部の研究室では、実験心理学の分野の研究が行われており、核磁気共鳴画像装置（ＭＲＩ）から取得したデータ（１次データ）、被験者の回答や同意書等の保存を要する研究データを扱っている。同意書等の個人情報については自動施錠される研究室で管理するとともに、ＭＲＩから取得したデータについては個人の特定ができないように識別記号で管理し、ＣＤ－ＲＯＭ等で保存している。ＭＲＩから取得したデータから加工した２次データ以降については、保存の対象とはしていないが、滅失防止のためにバックアップをとっている。また、研究室に所属する研究員や大学院生の研究については、研究室主宰者自らが研究データを遂次チェックするとともに、同一専攻内の複数の教員で学生に対する研究作法を含めた指導を行っている。

経済学部の研究室では、公表済みの経済データ、総務省統計局や他の研究者のデータを用いて研究が行われているが、総務省統計局や他の研究者から貸与又は譲渡を受けたデータについては、キャビネットで施錠管理するとともに、データ処理のプログラムを保存することにより、検証可能性を確保している。また、ゼミに所属する学生に対して、論文作成等に係る指導を行っている。

（６）その他

複数の部門（学部、研究科）が協働して行う「連携研究」に際しては、関係諸組織間の情報共有を進め、かつ、研究不正に係る対応を含む諸対応に一貫性を持たせるため、関連部門間を統括する立場の常任理事（担当常任理事）を指名し、『塾長 ⇒ 研究担当常任理事(法人) ⇒担当常任理事(法人) ⇒研究代表者(部門)＋研究分担者（部門）』の体制のもとでガバナンスが機能するよう、管理体制を整備している。

８　大阪薬科大学

（１）研究活動の不正行為に対する取組方針等

大阪薬科大学では、他大学での研究不正の問題が社会的に注目されるようになり、科学研究に対して国民からの厳しい目が向けられるようになってきたことや、平成 18 年 8 月に旧ガイドラインが取りまとめられるなど、科学研究及び研究機関を取り巻く当時の社会情勢を踏まえ、平成 21 年 9 月 7 日に「大阪薬科大学研究倫理規程」を制定し、学術研究が、科学的、社会的、倫理的観点から判断して適切に進められ、信頼性と公正性が確保されるよう、研究遂行上、遵守すべき倫理基準を定め、研究者の研究倫理意識の醸成に努めてきた。

また、平成 21 年に、学外より大阪薬科大学教員に対する研究倫理違反の申立てがあった際、急きょ学長の指示に基づく調査委員会を立ち上げたが、委員会を設置し調査を行う根拠となる規程を整備する必要性を認識し、平成 22 年 9 月 6 日、「大阪薬科大学研究倫理委員会規程」を制定し、研究倫理に関する諸事案に対応してきた。

さらに、平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを受け、平成 27 年 10 月 8 日に「大阪薬科大学研究者行動規範」、「大阪薬科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備している。

各規程等の位置づけや役割は以下のとおり。

【大阪薬科大学研究倫理規程】

研究活動を適切に遂行するための原則、遵守事項等の倫理基準と、大学の研究倫理に関する責務について定めた規程であり、本規程に基づいて「大阪薬科大学研究倫理委員会規程」及び「大阪薬科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備。（以下「研究倫理規程」という。）

【大阪薬科大学研究倫理委員会規程】

研究倫理規程に設置根拠を置き、研究倫理に関する事項の実際の運用を行う大阪薬科大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）について、その任務、構成、運営方法等を定めている。

【大阪薬科大学研究者行動規範】

研究倫理意識を醸成していく上で基盤となるものであり、研究者個々の責務、公正な研究活動の実施、法令の遵守等を定めている。

【大阪薬科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程】

ガイドラインの要求事項を受けて、不正防止のための体制、告発の手続や関係者の秘密保持、調査・認定・公表手続、措置及び処分等について定めた規程であり、研究倫理規程で規定していない事項について、不正行為の防止のための体制及び対応に関する実際の運用を定めている。（以下「不正防止規程」という。）

（２）体制の整備

①体制全般

大阪薬科大学では、平成 22 年 9 月に研究倫理委員会を設置するとともに、平成 27 年 10 月に、学長を統括責任者、研究倫理委員会委員長を研究倫理教育責任者とし、臨床教育・研究支援課に告発・相談窓口を置く等の研究倫理に関する体制を整備した。今後さらに、整備した体制が有効に機能していくよう、例えば研究倫理委員会において点検、評価、改善を行う仕組みを構築するなど、大学の実情に合わせた有効な再発防止策や改善策を実施していく

としている。

なお、過去に不正行為（改ざん）と認定した事案があるが、個人情報保護や告発者保護等の観点から一部の関係者以外にはその詳細が共有されていなかったこと、本事案が係争案件となったこと、再発防止策をガイドラインに則したものとするとの判断によりその検討が重ねられたことから、体制整備等の対策を講じるのに時間を要している。

【大阪薬科大学　研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する体制図】

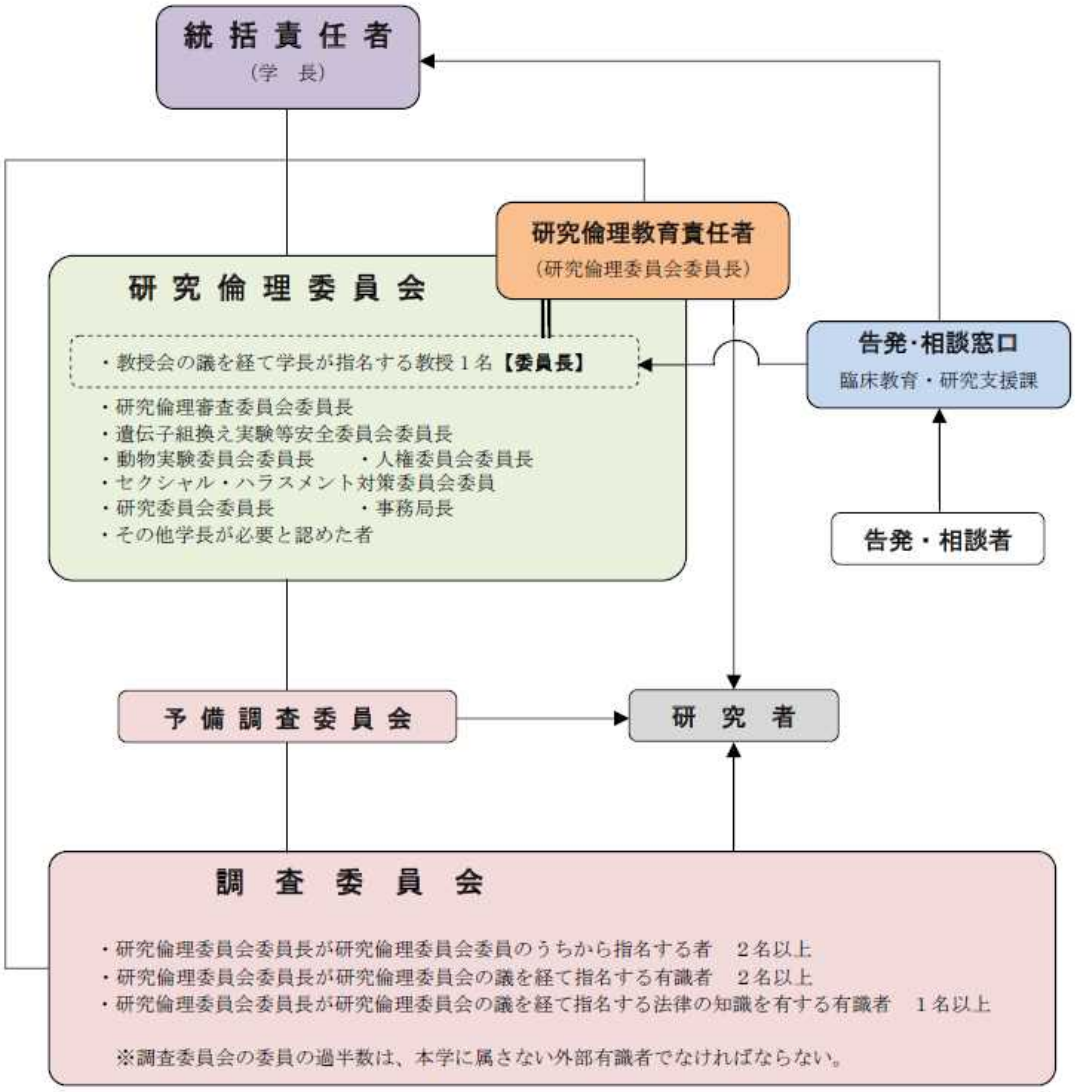

【統括責任者：学長】

研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。具体的には、研究倫理教育実施の最終決定、秘密保持の徹底、告発者及び被告発者の保護措置、予備調査及び本調査並びに再調査実施の最終決定、調査結果及び不服申立てに係る通知及び報告、調査結果の公表、調査中及び調査結果に基づく必要な措置の実施、是正措置等の実施等を行う。

【研究倫理委員会】

研究倫理規程の運用・改廃、研究倫理教育の企画及び実施に関する事項、

研究倫理についての情報収集及び周知に関する事項、学長からの諮問に関すること等について、調査・審議を行う。委員長が研究倫理教育責任者を兼務し、研究倫理審査委員会、遺伝子組み換え実験等安全委員会、動物実験委員会、人権委員会、セクシュアル・ハラスメント対策委員会及び研究委員会の各委員長、事務局長並びにその他学長が必要と認める者で構成する。

【研究倫理教育責任者】

研究倫理教育の実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てる。研究者等に対する研究倫理教育の定期的実施、受講状況の管理監督、研究倫理教育を受講しない者に対する研究活動の禁止等の措置の勧告を行う。

【臨床教育・研究支援課】

研究倫理委員会の運営事務、研究倫理教育実施に係る履修管理等の実務、研究倫理についての情報収集、不正行為に関する告発等の窓口業務等を行う。

②研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育の実施に当たっては、研究倫理委員会において、受講対象者、教材、実施頻度、受講期日等について審議の上、決定した後、拡大教授会において研究倫理教育の受講を要請している。また、研究倫理教育責任者より全受講対象者に対して受講案内を行うとともに、大学院学生に対しては所属研究室の指導教員に受講指導をするよう要請している。

研究倫理教育の履修管理については、研究倫理教育責任者と臨床教育・研究支援課において実施している。

③研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

不正防止規程において、研究活動上の不正行為を以下のとおり定義している。

①故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用

②①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

研究活動の不正行為に関する告発又は相談を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を臨床教育・研究支援課に設置している。また、受付方法（書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談）、内容（顕名を原則とし、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていること）、受け付けたときの対応（速やかに学長及び研究倫理委員会委員長に報告）等について、不正防止規程で規定している。また、告発の是非や手続に関する相談、相談内容が研究活動上の不正行為が行われようとしている等であるときの対応等についても規定している。

受付窓口については、受付窓口の名称、場所、連絡先、受付方法等を大学ホームページに掲載し、研究者等に周知している。また、告発又は相談に関する調査手続や方法等については、研究者等に対し、関連規程類の制定・改正時に電子メール及び学内掲示板で周知するとともに、学内ホームページ上に当該規程を掲載して周知している。

相談・告発に係る秘密保持の徹底のため、不正防止規程において、受付窓口の職員に対し、秘密保護義務が課せられることを規定している。また、関係書類を施錠できる棚で管理するとともに、電話や面談による相談や告発の際は個室で対応する等としているが、これまで具体的な相談・告発を受けたことはなく、情報共有の範囲等の個々の具体的対応については、検討中である。

研究不正に係る相談・告発や調査を研究者等から信頼されるものとするため、不正防止規程において、受付窓口の職員に対し秘密保持義務を課すこと、受け付けた案件の速やかな処理（報告、調査等）を実施すること等を規定するとともに、本調査では、調査委員会の委員の過半数を外部有識者とすること、委員は当該事案並びに告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とすること、告発者及び被告発者は調査委員会委員に関する異議を申し立てることができること等を規定し、公平・公正な調査を行う体制を構築している。

なお、不正防止規程において、調査期間等の目安を次のとおり規定している。

・本調査を行うか否か決定するまでの期間：告発受付日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内
・本調査を開始するまでの期間：本調査実施の決定日から 30 日以内
・調査委員会委員の人選に係る異議申立ての期間：通知を受けた日から起算して 7 日以内
・本調査委員会による調査内容をまとめるまでの期間：調査開始日から起算して 150 日以内
・不服申立ての期間：認定の通知を受けた日から起算して 14 日以内
・不服申立てを受けた再調査の期間：50 日以内

（３）研究倫理意識の醸成

大阪薬科大学では、研究機関が組織を挙げて研究活動における不正行為の事前防止に努め、公正な研究活動を推進することが、我が国の研究活動の質の担保や科学に対する信頼の向上にも資するという認識に立ち、これまで個々の研究者の自主性に委ねられていた研究倫理意識の醸成について、大学が主体となって取り組むべきものと位置付け、研究倫理教育の強化を図っていくとしている。

現在、大阪薬科大学では、医薬系研究に対応した教材であること、履修管理や理解度の把握が可能な教材であること等を要件として教材選定を行い、それを具備するものとして CITI-Japan の e-ラーニングを活用した研究倫理教育を実施している。学修内容、受講時期及び頻度は以下のとおりである。

【教材・学修内容】

CITI-Japan　e-ラーニング（基本コース）とし、受講科目は、「責任ある研究行為について」「研究における不正行為」「データの扱い」「オーサーシップ」「盗用」「公的研究資金の取扱い」等としている。なお、研究者（教員、ポスト・ドクター、研究支援者、リサーチ・アシスタント、客員研究員、大学院学生）、事務職員にかかわらず、原則として同一の教材・学修内容としている。

【受講時期及び頻度】

教員、ポスト・ドクター、研究支援者及びリサーチ・アシスタントについ

ては採用時、大学院学生については入学時、事務職員については研究倫理関連業務配置時に受講することとしている。また、客員研究員については所属機関での研究倫理教育の実施状況により、受講の要否を判断している。研究活動を行う学部学生への研究倫理教育の受講については、現在検討中である。なお、受講頻度は原則として1回／5年としている。

CITI-Japan の e-ラーニングが用意する質問において、正答率 80%以上で受講修了と見なしており、今後、理解度に応じた再教育の実施や、単元ごとの理解度の比較・分析に基づく特定分野の研究倫理セミナーの開催等、研究倫理教育の充実・改善を図るための取組を検討していくとしている。

日本語を母国語としない研究者等に対しては、CITI-Japan の e-ラーニングの英語版により研究倫理教育を実施するとしている。

一時的に大学に滞在して共同研究を行う研究者等については、所属機関での研究倫理教育受講の有無を大阪薬科大学の共同研究者が確認し、教育の必要性を判断するなどの対応を検討している。

さらに、研究倫理意識を醸成していくには、CITI-Japan の e-ラーニングだけでは十分とは言えず、また、学部学生への教育に対しては、同 e-ラーニングは有効な教育ツールとはなり得ないとの認識のもと、研究倫理委員会において更なる研究倫理教育の充実に努めるべく検討を行っている。

その中で、研究倫理に関する図書『科学者をめざす君たちへ―研究者の責任ある行動とは 第 3 版』（化学同人、平成 22 年、米国科学アカデミー編、池内了訳）を全教員及び大学院学生に配布することを決定した。本図書は、「科学者とはどうあらねばならないか」「研究をするときには何に注意しなければならないか」などといった科学者としての基本的な心構え、義務、モラルなどをまとめた指針書であり、研究者をめざす学生だけでなく、その学生を指導する立場に立つ教員の指導書としても適当なものである。

今後、研究倫理セミナーを毎年度実施することを念頭に、テーマや演者の選定等、研究倫理委員会において検討を重ねていくこととしている。

（４）一定期間の研究データの保存・開示

不正防止規程において、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示しなければならないと規定している。

具体的な保存期間については、論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から 10 年間、試料や標本などの有体物については5年間を原則として保存・管理することを規定している。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になるなど社会通念上、やむを得ない理由がある場合はこの限りではないとし、保存・管理の原則から除外している。研究データの保存期間については、平成 27 年 3 月 6 日の日本学術会議回答の中で示された「研究資料等の保存に関するガイドライン」を参考として、研究倫理委員会において検討し決定したが、低温・冷却保存する必要のある試料が多く、その保存スペースが限られていること、全ての試料を保存することは現実的ではなく、容易に再現可能なもの等の保存の例外検討などの問題が提起され、継続して検討していくこととしている。

また、現規程では、原則的、画一的な規定となっており、今後、研究データの保存に関する運用を行っていく中で、上記以外にも種々問題が発生すること

が考えられる。そのため、研究倫理委員会を中心に、研究者に対して運用上の問題点のヒアリングを行い、実効性のある研究データの保存基準を策定するとともに、保存が困難な試料のリストアップと対応、研究データの帰属先や保存責任者の明確化、管理や廃棄の手順、転出者等が保有する研究データの保存等についても規程に盛り込む方向で検討することとしている。さらに、研究データが適正に保存されていることの確認を行う等の対応についても検討するとしている。

なお、転出や退職する研究者が保有する研究データの保存については、今後、以下の対応を行うことを検討するとしている。

・研究室主宰者（教授等）は所属する研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、（a）バックアップをとって保管する、ないしは、（b）所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずる。
・研究室主宰者の転出や移動に際して、学長はこれに準じた措置を講ずる。

研究データの保存や必要に応じた開示については、研究者等に対し、関連規程類の制定・改正時に電子メール及び学内掲示板により周知するとともに、学内ホームページに関連規程を掲載することにより周知している。

（５）個別の研究室等における取組

個別の研究室における取組状況を確認するため、分子構造・機能解析学領域の研究室を訪問した。

同研究室では、生体内で重要な働きを果たす酵素や情報伝達タンパク質を対象に、その構造と機能、酵素反応機構、遺伝子発現機構などの研究が行われており、実験対象となるたんぱく質、大腸菌、細胞等の試料、実験の結果等を記した実験ノートが主な研究データとなる。

試料については、温度の管理が必要となるため、液体窒素や冷凍庫で保存が行われている。また、実験に伴って個々人の研究者（又は学生）が実験ノートをつけ、個々人で管理を行い、転出（卒業）時に共有のキャビネットに保存する対応をとっている（なお、現在まで研究者の転出はないが、学生の卒業時と同様の対応をすることとされている。）。

実験等の際に発生した試料、実験ノートはいずれも原則としてすべて保管されているが、冷凍庫のスペースの問題等から、保存が困難な場合、生成が比較的容易なサンプル等は研究室主宰者の判断で廃棄している。

また、教授、准教授、講師が学生に対し、実験ノートの付け方や実験器具の扱い等に関する教育を実施するとともに、週に１回研究室員全員が出席するミーティングが行われ、研究室内のコミュニケーションを図っている。

９　理化学研究所

（１）研究活動の不正行為に対する取組方針等

理化学研究所では、平成 26 年、所属する研究者らが発表した論文について、研究不正が認定されたことを踏まえ、理事長を本部長とする「研究不正再発防止改革推進本部」を設置し、高い規範を再生すべく、組織運営の抜本的な改革に向けた検討を行い、平成 26 年 8 月に「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定した。

アクションプランでは、研究不正の防止に止まらず、自らの社会的使命を再確認した上で、①あるべき理研へと生まれ変わるために必要なガバナンスの強化、②高い規範を再生するために必要な研究不正防止策の強化、③改革を着実に実行するため、第三者によるアクションプラン実施のモニタリング等により、真に実効性ある運営改革を推進するとしている。

アクションプランでは、各研究センター等を率いるセンター長等がそれぞれの研究分野の特質に配慮しつつ、引き続き大きな自由度をもって研究遂行できるという特長を生かしながら、同時に法人としての研究コンプライアンスの遵守を組織的に強化するために、① 内部統制の統括を所掌する理事長直轄の組織として「研究コンプライアンス本部」を設置し、②平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたこと等も踏まえて、研究不正や不適切行為の防止にかかる規程等の改正を行い、③ 各研究センター等に「研究倫理教育責任者」を配置するとともに、これらの活動を統括する者として、研究コンプライアンス本部に「研究倫理教育統括責任者」を配置した。

研究不正防止の基本は、まず研究者自身が研究不正は許されるものではないことを強く意識することであるとの認識の下、ガイドラインの内容を踏まえて、平成 26 年 10 月に「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」を改正し、研究倫理教育の徹底、不正を防止する研究環境を整備し維持するため、センター長等、研究室主宰者及び職員の責務について規定した。

これらの研究不正防止策は、職員（定年制職員、任期制職員）だけでなく、客員研究員、研修生等を含め、研究所において研究活動を行う全ての者を対象とした。

研究コンプライアンス本部長を研究倫理教育統括責任者とし、その下で研究上の不正防止に向けた取組に関する業務の統括・点検等を行う「研究倫理教育責任者」を各研究センター等に配置することにより、研究不正防止策の強化に組織的に取り組んでいる。

一方、客観的なデータをもとに結論を導き出すことが研究者の本分であり、論文の公正性を担保するためのデータや実験ノート等を保存することは研究者の責務であることから、研究者が発表した研究論文に疑義が生じた場合、論文の公正性を説明する責任は研究者にある。また、研究所においては、その研究者の説明を精査する責務がある。これらの認識の下、研究者の公正な研究活動を保証し、また疑義が生じた際に研究者が適確に説明責任を果たすことができるよう、公表した研究成果の根拠となる実験データ等の保管に必要な、効率的な仕組みを整備、維持することとしている。

これらの取組は、平成 27 年 3 月、アクションプランに基づいて設置した「運営・改革モニタリング委員会」において、アクションプランに掲げた様々な取り組みについては、体制や規程を整備し、適切に運用するための取り組みが機能し始めており、改革遂行の道筋が立っているとの評価を受けている。

また、研究者には、自律的に真理を探究して公表する権利とともに、研究者

自らの専門知識や技術の質を高く保ち、専門家として社会の負託に応える義務が課せられ、さらに、社会に対して、国家的な研究事業をはじめとする事業活動を説明する責任を負っていることから、理化学研究所の役職員は、研究者として、あるいは事業活動を推進する担い手として、注意深い判断の下、公正かつ倫理的に使命を全うし、社会に対し誠実で責任ある行動をとる義務を有するとの「理化学研究所　行動規範」を、平成 27 年 3 月に理事会議決定している。

（２）体制の整備

①体制全般

理化学研究所では、平成 16 年に発生した研究不正行為に対する対応措置として、平成 17 年 4 月、研究不正等のリスクの防止と告発対応業務等を担当する「監査・コンプライアンス室」を本部に設置するとともに、同年 12 月、研究不正を未然に防止するための方策並びに研究不正が疑われる問題が起こったときの事後対応策等について「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」を制定した。

しかし、平成 26 年に発生した研究不正に係る対応において、社会からの信頼を損ないかねない状況に至ったことから、危機に直面した際のリスク分析や、情報発信を含むリスクマネジメントが不十分であることを認識した。

この認識の下、国立研究開発法人の使命である研究開発成果の最大化を目指して、多様な研究センター等を率いるそれぞれのセンター長等には引き続き研究遂行の自由度を与えて活力ある研究活動の実施を維持するとともに、リスクマネジメントを含む研究所経営については、「経営戦略会議」を新設するなど、外部有識者の幅広い助言を得て、これを効果的にいかす仕組みをこれまで以上に強化することとし、加えてコンプライアンス等に関しては、監査部門と切り離し、かつ、本部の統括の下で一元的に実施するための組織体制を構築することにより、研究所経営のガバナンスの強化を図った。

これまで整備した具体的な体制は以下のとおりである。不正防止対策の着実な実施に向け、関係部門による実施計画の立案、実施状況の点検及び改善に加え、監査や外部の確認を受けることにより、より実効性の高い研究不正防止体制としている。

【理事長】

研究所の長で、その業務を総理する。

【経営戦略会議】

研究所のトップマネジメントの機能強化に関する事項やリスクマネジメント等経営の重要事項等につき審議し、適時的確に経営へ反映させることを目的とする。座長を含む構成員（13 人）の過半数を外部有識者（産業界、科学界等において組織管理、経営管理等に経験を有する者）とし、四半期に 1 回開催する。研究所の経営に関して、定常的に外部の視点からの意見を導入する仕組みとしており、リスクマネジメントだけでなく、人材の活用方策、国際化戦略等、研究成果最大化に関して審議する。

【研究コンプライアンス本部】

研究不正や不適切行為及び研究費不正の防止を実効あるものとするため、内部統制を所掌する理事長直轄の組織として設置。研究倫理教育、研究記録管理及び研究成果発表手続の取組に関する実施状況等の点検を統括する他、内部統制やリスク管理に関する業務を統括する。

【研究倫理教育統括責任者、研究倫理教育責任者】

研究コンプライアンス本部長を研究倫理教育統括責任者とし、その下

で、研究倫理教育に関する業務に加え、研究記録管理及び研究成果発表に関する手続の履行状況等の点検等を担う研究倫理教育責任者を各研究センター等に配置。研究倫理教育責任者は、センター長等からの推薦に基づき、理事長が指名する。

研究倫理教育統括責任者は、以下に掲げる取組の実施状況等について、研究倫理教育責任者を通じて把握し、必要と認めた場合、研究倫理教育責任者又はセンター長等に対して改善を求める。

・研究倫理教育の取組及び履修状況
・職員等の研究倫理に関する意識の確認状況
・研究記録管理及び研究成果発表に関する手続の履行状況

研究倫理教育責任者は、所掌する研究センター等における職員等に対する以下に掲げる取組の実施状況等を点検し、必要と認めた場合、職員等に対して改善を求める。また、研究室主宰者に対して、研究倫理に関する意識の確認を行う。

・研究倫理教育の取組及び履修状況
・職員等の研究倫理に関する意識の確認状況
・研究記録管理及び研究成果発表に関する手続の履行状況
・研究倫理統括責任者から指示又は改善を求めた事項

【研究政策審議役】

研究担当理事を補佐する職として、研究担当理事とは異なる専門分野から研究者（2名）を任命。理事の数が限られている中で、科学的視点に基づく研究所のガバナンスの強化に資する体制を整備することを目的とする。

【内部統制委員会】

理事長を委員長、理事を委員とし、内部統制（中長期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長が研究所の組織内に整備・運用する仕組み）の推進に関する重要事項を審議する。審議事項の一つとして、研究所のリスクに関する事項がある。

【リスク管理委員会】

内部統制委員会の下位組織として、理事（コンプライアンス担当）を委員長、他の理事を委員として、研究不正を含む研究所におけるリスク管理に関する事項を検討・審議する。具体的には、リスク管理基本方針の策定やリスク管理活動調査等を実施し、リスク管理活動に係る評価及び改善対策に関する事項について検討・審議する。リスク管理委員会で検討・審議した事項のうち、重要な案件については、内部統制委員会に報告することとなっている。

【監事・監査室】

独立行政法人通則法の改正により、監事による監査機能の強化が規定されたことに伴い、監事の補佐体制の拡充のため設置され、監事監査や内部監査等に関する業務を実施する。研究不正の防止に関する取組についても、その実態を把握し、業務の適正かつ能率的な運営を確保することを目的として監査を行う。

【運営・改革モニタリング委員会】

研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のための取組の実行について、理事長の諮問に応じて審議し、意見を答申する。研究所の運営や研究不正防止にかかる改革について達成状況を外部から確認・評価するとともに、見直すべき事項を提言する。委員全員（6人）を外部有識者で

構成する。

理化学研究所全体のガバナンス体制の改革

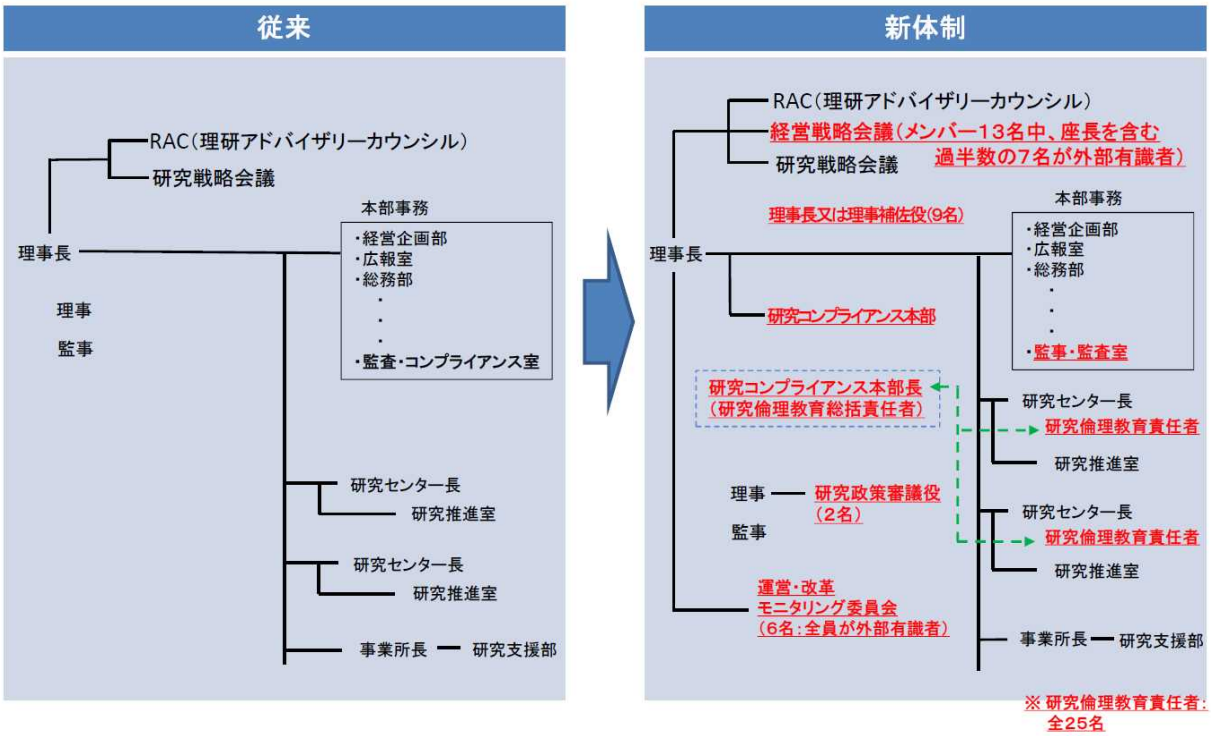

また、体制の整備に加えて、以下のとおり規程の制定及び改正を行っている。

【科学研究上の不正行為の防止等に関する規程】（平成 26 年 10 月改正）
研究不正や不適切行為を防止するため、研究倫理教育の徹底等を規定
【研究記録管理規程】（平成 26 年 10 月制定）
研究活動を記録する実験記録等の作成を義務付けるとともに、実験データ等の適切な記録と管理にかかる手順等を規定
【研究成果発表に関する規程】（平成 26 年 10 月制定）
研究成果発表時の手続として、全ての分野で共通して確認すべき事項を規定し、それをチェックシートとして記録することを義務化
【研究成果の報道発表に関する規程】（平成 26 年 10 月制定）
研究成果の報道発表における責任並びに運用手順等を明確化

②研究倫理教育の実施体制

研究コンプライアンス本部長を「研究倫理教育統括責任者」とし、その下で研究倫理教育に関する業務等を行う「研究倫理教育責任者」を各研究センター等に配置することにより、研究倫理教育責任者が状況を把握し、問題点があれば、研究倫理教育責任者が指導・改善を行う体制としている。人事部、研究コンプライアンス本部は、研究倫理教育に関する計画（学修内容、教材、実施頻度及び実施形式）について検討を行い、役員の承認を得た上で研究倫理教育を実施している。なお、研究コンプライアンス本部では CITI-Japan の e-ラーニングや研究倫理セミナー等、人事部では管理職研修を実施している。

研究倫理教育の履修管理については、研究コンプライアンス本部が行っている。具体的には、CITI-Japan の e-ラーニングについては、新規入所者へのアカウントの配付、受講の連絡、履修の有無の管理を研究コンプライアンス本部が行い、未履修者及び所属長等に対して注意喚起するとともに、研究倫理教育責任者からも受講を促している。

③研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

科学研究上の不正行為の防止等に関する規程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を、研究倫理の基本に背馳（はいち）する特定の不正な行為としている。

相談や告発を受け付ける窓口を研究コンプライアンス本部に置いている。また、これに加えて、職員からの相談や告発は外部弁護士による相談室も窓口として受け付けることとしている。

これらの窓口については、所内説明会、所内ホームページや毎月研究コンプライアンス本部が発行するコンプライアンス通信にて職員に周知するとともに、所外に対しては、ホームページにて周知している。

相談や告発、調査に係る秘密保持のため、以下の取組を行っている。

・相談や告発があった場合、告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう十分配慮するとともに、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏えいしないよう十分配慮する。
・関係書類は、特定の場所に施錠保管しており、入退室は研究コンプライアンス本部の所属員のみが可能であり、室は IC 施錠している。
・電子データに関しては、所内業務用ネットワーク上に接続された PC を用いて、作業ごとに必要なデータへのアクセス権を付与された特定の者のみが作業を行う。
・相談・告発の受付は、研究コンプライアンス本部にて行い、相談・告発は相談・告発者のプライバシー保護の観点で別室の相談室にて対応する。また、情報共有の範囲は、コンプラアンス担当理事等、必要最小限の範囲にとどめるとともに、調査委員会を設置した際は、委員への委嘱の際に機密保持を要請する。

また、研究者等から相談や告発、調査が信頼されるものとなるよう、以下の取組を実施している。

・個別事案の相談や告発の受付、調査の手続等を規程で定めるとともに、研究所内外へ規程を公開する。
・ガイドラインに従い、相談や告発の際は、原則として、顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者又はグループ、特定不正行為の態様等、事案の内容等が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものを受け付けることとする。また、調査委員会を設置するときは、半数以上を外部有識者で構成するとともに、調査委員会から調査結果の報告を受けたときは、特段の事情がない限り公表する。
・研究者の公正な研究活動を保証し、また疑義が生じた際に研究者が適確に説明責任を果たすことができるよう、公表した研究成果の根拠となる実験

データ等の保管に必要な仕組みを整備、維持する。

なお、告発に対する調査では、故意性の有無について、当該行為の態様や本人からの聞き取り等を総合的に判断した上で、客観的、外形的に捏造、改ざん又は盗用の類型に該当する事実に対する認識の有無を判断するとしている。

また、科学研究上の不正行為の防止等に関する規程において、調査期間等の目安を次の通り規定している。

・本調査を行うか否か決定するまでの期間：おおむね 30 日以内
・本調査を開始するまでの期間：おおむね 30 日以内
・告発者及び被告発者に対する調査委員に関する異議申立ての期間：7 日以内
・調査内容をまとめるまでの期間：おおむね 150 日以内
・特定不正行為と認定された被告発者に対する不服申立ての期間：10 日以内
・告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対する不服申立ての期間：10 日以内
・不服申立てを受けた再調査の期間：50 日以内

（３）研究倫理意識の醸成

研究倫理意識の醸成のため、以下の取組を実施している。

まず、平成 26 年 8 月より、CITI-Japan の e-ラーニングを、役員及び常勤職員等（非常勤管理職含む）を対象に導入した。平成 27 年 7 月より、週 3 日以上の来所頻度の客員研究員等も受講対象とするとともに、従来の「責任ある研究行為：基盤編」（主に生命医科学系）に加え、生命医科学系以外の者を対象とした日本語のコースを選択できるようにした（平成 26 年 8 月から平成 27 年 10 月までの受講対象者全員が受講済み）。CITI-Japan の e-ラーニングにより、必修科目 7 科目（責任ある研究行為について／ 研究における不正行為／データの扱い／共同研究のルール／オーサーシップ／盗用／公的研究費の取り扱い）について受講の上、確認テストを行い、平均 8 割以上の正解をもって受講完了としている。その他受講対象でない者については、雇用形態を問わず、必修受講対象ではない研究系業務従事者にも、所属長の承認の下、受講アカウントを配付することとし、平成 27 年 8 月より申請受付を開始した。

また、「理研で働く人のためのコンプライアンスブック」及び「Responsible Conduct in the Global Research Enterprise」を、全ての研究室に配備した（「Responsible Conduct in the Global Research Enterprise」については、平成 27 年 5 月に日本語版が IAC（Inter Academy Council）公式ウェブサイトにて公開されたことから、新たに設置された研究室等に対しては従来の英語版と併せて日本語版も配備）。なお、「理研で働く人のためのコンプライアンスブック」は、研究不正の防止、知的財産の取扱い、役職員倫理、研究費不正使用の防止、物品・役務の調達、物品管理、セクハラ・いじめ・嫌がらせの防止について、それぞれ実際に発生した事柄をもとにした相談事例を交えて解説した内容となっている。

その他、平成 27 年度においては、研究倫理の専門家による講演会として、研究倫理セミナー「研究倫理教材「THE LAB」の紹介及び活用方法」（平成 27 年 10 月）、具体的事例に関する少人数のグループディスカッションを通じた研究倫理教育として、研究倫理ワークショップ「こんなときどうする？身近な事例で考えてみよう」（平成 27 年 9 月（横浜）、同年 10 月（和光）、同年 11

月（つくば）、同年 12 月（播磨））を開催した。また、各研究センター等では、研究倫理教育責任者から研究倫理教育の取組について説明するとともに、新人研修において研究倫理に関する講義を実施した。

管理職研修においては、研究室主宰者を含む全ての管理職を対象に、不正防止に向け適切かつ積極的な取組を促進する内容を含む管理職共通 e-ラーニングプログラムを管理職着任後 3 か月以内に受講することを必修としている。加えて、研究不正を防止するために気を付けるべき具体的なポイントや、所属員に対して研究倫理教育を効果的に実施するために有益なコミュニケーションスキル等の向上を図るべく、新任主宰者等を対象にケーススタディやロールプレイング演習を活用した研修会を年に 1 回（平成 27 年度は 6 月）実施している。

管理職共通 e-ラーニングプログラムは、研究系及び事務系の全ての管理職を対象として、研究所内のホームページから受講できる e-ラーニングシステムにより、8 科目（研究マネジメント（研究不正防止含む）／役職員倫理・利益相反／知財・共同研究・産業連携／経理・契約・外部資金／労務管理／メンタルヘルス／安全管理／部下のキャリア支援）を受講の上、確認テストを行い、平均 8 割以上の正解をもって受講完了としている。なお、教材は、管理職として業務遂行上必要な事項をまとめたものであり、所内の各部署の協力の下、理研において作成したものであり、何回でも復習することが可能となっている。

また、新任管理職向け集合研修においては、平成 25 年度から新たに着任した研究系及び事務系管理職員を対象として部下育成のためのコミュニケーションスキル（コーチング）研修を実施し、更に平成 26 年度からは研究不正防止の内容を追加し、年に 1 回開催している。外部から講師を招き、ケーススタディやロールプレイング演習を活用して双方向性を持った進め方としている。

日本語を母国語としない研究者等のため、研究倫理教材については、原則、日英両方を準備している。CITI-Japan の e-ラーニングにおいては、英語のサイトでの受講が可能である（なお、現在英語のサイトで受講可能なのは生命医科学系の者を対象としたコースであり、生命医科学系以外の者を対象としたコースは、平成 28 年度より英語のサイトにて受講可能となる予定）。また、管理職共通 e-ラーニングプログラムは、英語版での受講が可能である他、研修会において外国人が参加する場合には、英語資料を用意している。

一時的に滞在し、共同研究等を実施する研究者等については、平成 27 年 8 月より、雇用形態を問わず、必修受講対象ではない研究系業務従事者にも、所属長の承認の下、CITI-Japan の e-ラーニングの受講アカウントを研究コンプライアンス本部から配付している。

研究倫理教育の履修管理については、CITI-Japan の e-ラーニングは研究コンプライアンス本部、管理職研修は人事部で実施している。具体的には、CITI-Japan の e-ラーニングについては、新規入所者へのアカウントの配付、受講の連絡、履修の有無の受講管理、未履修者及び所属長等に対する注意喚起を研究コンプライアンス本部が行うとともに、研究倫理教育責任者からも所掌する研究センター等の未履修者に対し受講を促している。注意喚起後もなお研究倫理教育を履修しない場合は、当該者に対して、実験室への立入禁止や研究活動の一時停止等の措置を講ずることとしている。また、管理職研修については、対象者の確認、受講の連絡、履修の有無の受講管理を人事部が行っている。

研究倫理教育の理解度を測定、把握するため、CITI-Japan の e-ラーニングにおいては、必修科目 7 科目について受講の上、確認テストを行い平均 8 割以

上の正解をもって受講完了としている。管理職共通 e-ラーニングプログラムにおいても、確認テストを用意しており 8 割以上の正解（8 割に達しなかった者には人事部からの個別説明）をもって受講完了としている。また、研修会では、最後にアンケートを採ることにより意見を拾い上げ、今後の充実・改善につなげることとしている。

さらに、CITI-Japan の e-ラーニングを受講完了済みの場合であっても、CITI-Japan の e-ラーニングが 5 年に 1 回の受講義務であることから、CITI-Japan を受講しない年度においても、毎年度、研究倫理教育を行い、研究倫理を一層周知させるため、いつでも実施できる e ラーニングが平成 27 年 10 月に導入された。この e-ラーニングは、CITI-Japan の e-ラーニングを受講した年度以外の年度において、研究倫理の意識向上のために配布した冊子や所内の関連規程を参照しながら受講でき、職員等の研究倫理教育の徹底を図ることを内容とした簡易な e ラーニング教材となっている。

また、「メンターの配置等による研究者等の育成体制に関するガイドライン」、「研究室主宰者採用に関わるガイドライン」を平成 26 年 12 月に制定し、若手研究者が安心して能力を発揮できる体制を整備している。メンター制度は、研究室主宰の経験が浅い研究室主宰者が適切な研究室マネジメントを行い、又は若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、メンターからのメンタリングを通じて支援・助言を得られるようにするものである。センター長等は、センター等に所属する新任研究室主宰者に対して、研究室マネジメント等の経験が豊富な者のうちから 2 人（1 人は新任研究室主宰者と同じ研究分野から第一メンター、他の 1 人は新任研究室主宰者と異なる研究分野から第二メンターとして指名）をメンターとして、1 年間指名することとしている。また、センター長等は、研究室主宰者の意見を聞き、必要に応じて、若手研究者等に対して原則 1 年間、メンター1 人を指名することとしている。なお、メンタリングを効果的に実施することの難しさに鑑み、定期的にメンター同士がディスカッションできる場を設け、メンタリングに当たっての課題やグッドプラクティスの情報共有を図っている（平成 27 年度は 11 月に開催した）。

さらに、評価面談においても、研究倫理に関する目標についても折り込み、研究室主宰者と所属員個人目標との整合を図ることを周知した。

上記のとおり、理化学研究所として統一した研究倫理教育を実施しているが、あわせて、各研究現場において、研究倫理に関する意識が日常業務の中に自然と埋め込まれて、研究倫理教育等が進められていくことが重要であり、研究上の不正防止に向けた取組に当たっては、基本的なことを継続的に進めていくとしている。

研究倫理教育の体系図

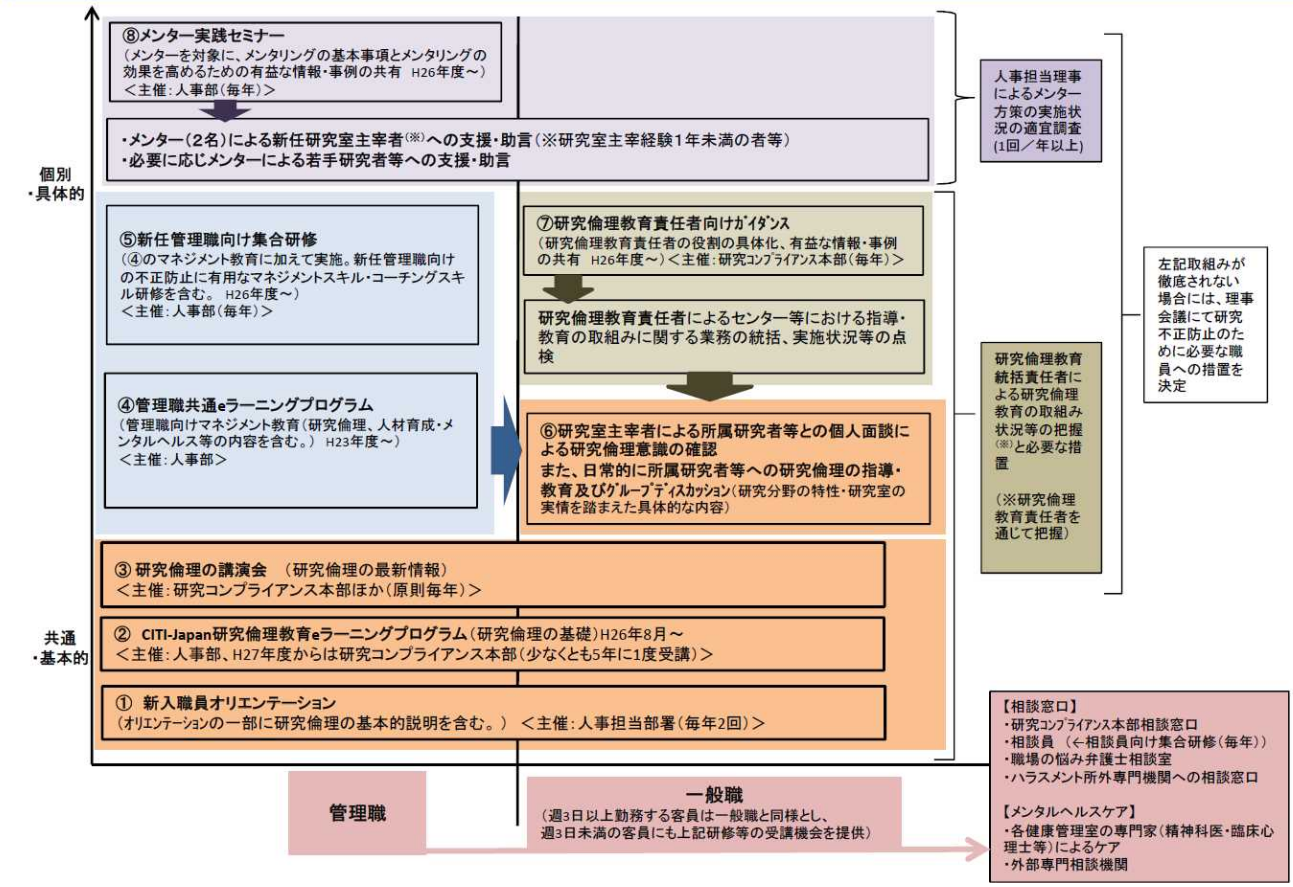

（４）一定期間の研究データの保存・開示及び研究成果発表

平成 26 年 10 月に、研究活動を記録する実験記録等の作成を義務付けるとともに実験データ等の適切な記録と管理にかかる手順等を規定した「研究記録管理規程」、研究成果を発表するに当たっての手順を規定した「研究成果発表に関する規程」を制定している。

研究記録管理規程では、研究の計画、過程、結果、考察を示す各種計測データ、ラボノート、その他研究の計画、過程、結果、考察を示すもののうち、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究記録を、研究成果発表後、原則 5 年間、研究室主宰者の指示に従い保存しなければならないことを規定している。保存期間については、研究不正防止に関するワーキンググループでの議論等を踏まえ、原則 5 年間としているが、特許出願を行う場合又は研究分野の特性等特別な事由がある場合は、合理的な保存期間を別に定めることができるとしている（例えば、横浜地区においては、出願した特許に係る記録のあるラボノートブックは、発明等届の提出から 10 年間保存することが望ましいとしている）。保存期間が満了する前に研究記録を廃棄しなければならない特別の理由があるときは、理事長の承認を得て、廃棄することができるとしているが、この場合においては、廃棄する研究記録の内容、当該特別の理由、廃棄年月日その他必要事項を記載した記録を作成しなければならないとしている。

研究室主宰者は、その所掌する組織に所属する研究者等が作成した研究記録を適宜確認しなければならないとし、研究記録の確認の時期や方法はセンター長等が定めることとしている。研究室等が廃止等の理由により研究室等で保存

できない場合は、当該研究室等が所在する地区を所管する研究支援部が、当該研究室等が属するセンター等を担当する研究推進室等と協議して、保存場所を確保する等必要な措置をとるものとしている。

また、研究者等は、研究不正に係る疑惑を生ぜしめた場合、発明等の研究上得られる権利の確認が求められた場合、その他研究所が必要と認めた場合には、研究所の求めに応じ、速やかに研究記録を研究所に提示又は提出しなければならないとしている。

研究成果発表に関する規程では、研究成果を発表する場合、発表しようとする研究者等は、あらかじめ、①共同で発表するときは、責任者や責任分担を決めること、②発表する研究成果の内容を確認し、責任者は、全ての共同発表者が各々必要な範囲で研究成果の内容を確認したこと、③発表する研究成果に使用された各種計測データ等が追跡可能な状態で保存されていること、④出版物において定められている規定等を遵守していること、⑤引用が適切に行われていること、⑥特許等の出願及び取得への障害その他研究所の利益が損なわれるおそれがないこと、⑦研究成果作成過程において偽造、ねつ造、データ改ざん、盗用等を行っていないこと等を確認するとともに、これらを確認したことを記録し、この記録を研究成果発表後、原則として5年間保存することを規定している。

また、研究室主宰者（研究成果を発表する者が研究管理職である場合は自ら。ただし、研究室等の主宰者としての経験が1年未満の者である場合はセンター長等）は、前述の確認がされているかの確認及び発表原稿その他関連資料の確認をし、当該成果の発表を承認するか決めることとしている。

なお、研究記録の管理や研究成果発表に関する手続の履行状況については、研究倫理教育責任者が点検することとしており、点検の結果必要と認める場合は改善を求める等必要な措置を講じることとしている。

研究データの帰属先については、就業規程において、研究の過程又は結果として作製又は取得した研究成果に関する一切の権利は、研究所に帰属するとしている。ただし、研究成果に係る研究論文及び研究論文に係る図表等についての著作権は、研究者に帰属するとしている。以上の研究データの保存及び必要に応じた開示のルールについては、所内説明会やホームページを通じて周知している。

さらに、研究所の研究者で構成する理研科学者会議の「研究不正防止に関するワーキンググループ」において、研究データのバックアップシステムの整備に関する調査（保存すべきデータの内容、量等）を実施した。

（５）個別の研究室等における取組

個別の研究室における取組状況を確認するため、創発物性科学研究センター及び脳科学総合研究センターの研究室を訪問した。

①創発物性科学研究センター

創発物性科学研究センターでは、研究不正疑惑発生時の検証を目的として、研究データの保存の独自システムを開発し、平成26年度より運用している。当該システムでは、所属する研究者が論文投稿をする際、その論文の基となる研究データ（図表、画像等のオリジナルデータ）を論文ごとのフォルダとして登録し、その論文を再構成することができる情報を保存することとなる。このシステムにより、論文の投稿状況を管理するとともに、その論文に関する研究データの確実な保存を行っている。なお、一度登録した論文フォルダは上書きできず、修正が必要な場合は新たに登録をし直す仕組みとしている。

また、研究所外の研究者が共著者の場合は、所属する研究者が担当する研究データのみを登録することとしている。

②脳科学総合研究センター

訪問した研究室においては、マウスをモデル動物とし、行動評価の研究を行っている。研究データとしては、マウスの細胞片や画像、観測データ、実験ノート等が発生する。これらの研究データについて、細胞片等は冷蔵庫での保管を行い、また、必要に応じて画像として保存している。画像、観測データ等の電子データについては、観測データを取得する PC、分析する PC、センターの共有サーバーなどにそれぞれ分散して整理・保存することで、データ誤消去のリスクを回避している。加えて、後の成果の再現加工性を確保する取組として遺伝子改変マウスの胚や精子の超低温保存による系統管理なども行っている。実験ノートについても年 1 回スキャンし電子媒体として DVD（研究主宰者 1 枚、実験担当者 1 枚の計 2 枚）に保管する取組も行い、紛失等のリスク回避を行っている。

また、研究不正の防止のためには、各研究室内においてコミュニケーションをとることが重要と認識しており、投稿前の論文を共著者のみならずそれ以外の者にもコンフィデンシャルとして広く内容を確認し意見をもらうなど議論できる環境づくりを重視している。

（６）その他

研究倫理教育の実施や一定期間の研究データの保存・開示以外の取組として、科学研究上の不正行為の防止等に関する規程において、研究倫理教育責任者の責務を規定することに加え、センター長等、研究室主宰者、職員等についても、それぞれの立場において、研究不正を防止するための責務についても規定し、その役割を明確にした。

また、論文類似度検索ツール「iThenticate」を平成 26 年 8 月に導入し、論文の信頼性を確保する仕組みを整えた。